小豆島町地域防災計画

（資料編）

令 和 ３ 年 ６ 月

小豆島町防災会議

目　　次

資料１　小豆島町防災会議条例----------1
資料２　小豆島町災害対策本部条例----------3
資料３　災害支援・援護協定一覧----------4
資料４　気象通報の種類と発表基準----------78
資料５　気象庁震度階級関連解説表----------83
資料６　河川重要水防区域（２級水系県管理区間）----------89
資料７　海岸・港湾・漁港重要水防区域----------90
資料８　ため池重要水防区域----------92
資料９　急傾斜地崩壊危険箇所----------94
資料１０　土石流危険渓流----------100
資料１１　地すべり危険箇所----------106
資料１２　高堰堤----------106
資料１３　主要水門----------107
資料１４　山腹崩壊危険地区----------108
資料１５　崩壊土砂流出危険地区----------111
資料１６　土砂災害警戒区域----------116
資料１７　水防倉庫設置箇所表----------130
資料１８　備蓄水防資器材の状況と整備基準----------130
資料１９　水防資材販売店----------130
資料２０　官公庁・公共・公益機関連絡先----------132
資料２１　避難場所一覧----------136
資料２２　津波ハザードマップ----------145
資料２３　土砂災害ハザードマップ----------153
資料２４　自衛隊の災害派遣要請----------162
資料２５　職員応援要請----------164

資料１　小豆島町防災会議条例

平成 18 年 3 月 21 日

条例第 16 号

改正　平成 27 年 3 月 27 日条例第 6 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、小豆島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　小豆島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項に基づき水防計画を調査審議すること。

(5)　前４号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、35 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから、町長が委嘱する者

(2)　香川県の知事の部内の職員のうちから、町長が委嘱する者

(3)　香川県警察の警察官のうちから、町長が委嘱する者

(4)　町長がその部内の職員のうちから、町長が任命する者

(5)　教育長及び教育長の部内の職員のうちから、町長が任命する者

(6)　町議会議員のうちから、町長が委嘱する者

(7)　小豆地区消防本部消防長及び町消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が委嘱する者

(9)　知識経験者のうちから、町長が委嘱する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち、町長が委嘱する者

６　前項委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 18 年３月 21 日から施行する。

附　則（平成27年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２　小豆島町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 21 日

条例第 17 号

改正　平成 27 年 3 月 27 日条例第 7 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、小豆島町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、町長をもって充てる。

２　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

３　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認められるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

２　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成 18 年３月 21 日から施行する。

附　則（平成27年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料３　災害支援・援護協定一覧

１　小豆島町と香川県下の市町村等との締結協定

	協定の名称	締結先	締結年月日
1－1	香川県消防相互応援協定	５市長、38 町長、６事務組合管理者	S61.12.1
1－2	香川県防災ヘリコプター応援協定	県知事、５市長、38 町長、6 事務組合管理者	H6.4.1
1－3	災害時の相互応援に関する協定書	県知事、８市９町	H23.11.22
1－4	瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町	H22.9.1
1－5	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	香川県広域水道企業団・香川県・８市８町	H30.4.1

２　小豆島町と他市町村等との締結協定

	協定の名称	締結先	締結年月日
2－1	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内海沿岸の 43 市町村	H24.10.29
2－2	災害時における情報交換及び支援に関する協定書（リエゾン協定）	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
2－3	ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	H29.6.6
2－4	避難所等としての施設利用に関する協定書	香川県立小豆島中央高等学校	H29.8.1

３　小豆島町と民間事業者等との締結協定

	協定の名称	締結先	締結年月日
3－1	災害時における救援物資提供に関する協定書	㈱石原商店	H18.11.1
3－2	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング㈱	H18.11.1
3－3	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルナカ新土庄店	H18.11.14
3－4	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルナカ内海店	H18.11.14
3－5	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルヨシ土庄店	H18.11.14
3－6	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルヨシ内海店	H18.11.14

	協定の名称	締結先	締結年月日
3－7	災害時における物資等の輸送に関する協定書	香川県トラック協会小豆島支部	H21.9.9
3－8	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク㈱小豆島ネットワークセンター	R2.7.31
3－9	災害時における医療救護活動に関する協定書	社団法人小豆郡医師会・小豆郡歯科医師会	H25.3.1
3－10	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	小豆郡薬剤師会	H25.3.1
3－11	災害発生時における小豆島町と小豆島町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便㈱池田郵便局	H30.7.10
3－12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人サンシャイン会	H30.12.3
3－13	災害発生時における食料物資の供給に関する協定書	宝食品㈱	H31.1.21
3－14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホームマリアの園	R2.1.9

4　申し合わせ

	協定の名称	締結先	締結年月日
4－1	大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	香川県警察	H22. 4.25

香川県消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域及び対象）

第２条　この協定の実施区域は、香川県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第４条　この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

３　特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第１項各号の事項を明記した文書（別紙様式１）を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式２）を受援側の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第７条　受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、消防組織法第 24 条の４の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（応援隊の報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第１０条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

２　前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生した場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

（改廃）

第１１条　この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（委任）

第１２条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附　則

１　この協定は、昭和 61 年 12 月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書 49 通を作成し、記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和６１年１２月１日

５市長、３８町長、６事務組合管理者

２－６ 香川県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は香川県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　救急活動

(2)　救助活動

(3)　災害応急対策活動

(4)　火災防御活動

２　応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害等の種類

(2)　災害等の発生場所及び被害の状況

(3)　災害等発生現場の気象状態

(4)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5)　応援に要する資機材の品目及び数量

(6)　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成６年４月１日

県知事、５市長、３８町長、６事務組合管理者

災害時の相互応援に関する協定書

（ 趣旨 ）

第１条　この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

（ 応援の対象項目 ）

第２条　この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
③ 救援活動に必要な車両等の提供
④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
⑥ 被災した児童生徒の一時受入
⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

（ 応援の要請 ）

第３条　被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

① 災害の状況
② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
③ 応援を求める期間、場所
④ その他必要な事項

２　被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。

３　前２項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

４　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第１項の要請があったものとみなす。

５　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（ 応援の実施 ）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

２　前項本文の規定は、前条第２項の規定により要請を受けた場合について準用する。

（ 応援の調整等に関する会議の開催 ）

第５条　応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

（ 経費の負担 ）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

２　被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（ 香川県防災対策基本条例との関係 ）

第７条　この協定は、香川県防災対策基本条例（平成１８年条例第５７号。以下「条例」という。）第３４条第１項の規定によるものとする。

２　県は、この協定に定めるもののほか、条例第４５条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

（ 補則 ）

第８条　この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を１８通作成し、各自１通を保有する。

平成２３年１１月２２日

香川県
香川県知事　　浜田 恵造

高松市
高松市長　　大西 秀人

丸亀市
丸亀市長　　新井 哲二

坂出市
坂出市長　　綾　宏

善通寺市
善通寺市長　　平岡 政典

観音寺市
観音寺市長　　白川 晴司

さぬき市
さぬき市長　　大山 茂樹

東かがわ市
東かがわ市長　　藤井 秀城

三豊市
三豊市長　　横山 忠始

土庄町
土庄町長　　岡田 好平

小豆島町
小豆島町長　　塩田 幸雄

三木町
三木町長　　筒井 敏行

直島町
直島町長　　濱田 孝夫

宇多津町
宇多津町長　　谷川 俊博

綾川町
綾川町長　　藤井 賢

琴平町
琴平町長　　小野 正人

多度津町
多度津町長　　丸尾 幸雄

まんのう町
まんのう町長　　栗田 隆義

瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は，地震等による大規模な災害時における防災対策，特に応急対策の一層の充実強化を図ることを目的として，瀬戸・高松広域定住自立圏域を構成する高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町（以下「会員市町」という。）が相互応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は，次のとおりとする。

(1)　食糧，飲料水および生活必需物資の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供

(3)　救援活動に必要な車両等の提供

(4)　被災者を一時収容するための施設の提供

(5)　被災した児童，生徒等の一時受入れ

(6)　救援，応急復旧等に必要な職員の派遣

(7)　前各号に定めるもののほか，特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　前条の応援を要する被災会員市町は，原則として，次に掲げる事項を明らかにした上で，電話等により応援要請を行うとともに，後日，速やかに，当該事項を記載した文書を応援を依頼した会員市町に提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，規格，数量等

(3)　前条第４号および第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容等の人数，被災児童，生徒等の学年等

(4)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては，派遣を依頼する職員の職種および人数

(5)　応援場所および応援場所への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第４条　応援を要請された会員市町は，極力これに応じ，救援に努めるものとする。

２　被災会員市町以外の会員市町は，通信の途絶等により被災会員市町と連絡が不可能である場合において，災害の事態に照らし特に緊急を要し，被災会員市町が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは，被災会員市町からの応援要請を待たないで，必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては，前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は，原則として，応援を要請した会員市町の負担とする。

2　応援を要請する会員市町が，前項の経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を要請する会員市町から要請があった場合は，応援する会員市町は，一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に定める事項の連絡調整を確実かつ円滑に行うため，あらかじめ各会員市町の防災担当課長等を連絡責任者として定めておくものとする。

（委任）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は，会員市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本書６通を作成し，各会員市町は記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成　２２　年　９　月　１　日

高　松　市　長　　大　西　秀　人

土　庄　町　長　　岡　田　好　平

小　豆　島　町　長　　塩　田　幸　雄

三　木　町　長　　石　原　　收

直　島　町　長　　濱　田　孝　夫

綾　川　町　長　　藤　井　　賢

瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は，瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員等）

第２条　協定第２条に規定する応援の実施に伴う経費のうち，同条第６号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については，次のとおりとする。

(1)　応援を要請した会員市町（以下「応援要請市町」という。）が負担する経費の額は，応援をした会員市町（以下「応援市町」という。）が定める規程等により算定した当該応援職員の旅費の額および諸手当の額の範囲内の額とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し，疾病にかかり，または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は，応援市町の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものであるときは応援要請市町が，応援要請市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償するものとする。

(4)　前３号に定めるもののほか，応援職員の派遣に伴う経費については，応援要請市町および応援市町が協議して定める。

２　応援職員は，応援市町名を表示する腕章等の標識を付け，その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は，災害の状況に応じ，必要な被服，当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請市町は，可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第３条　応援市町は，協定第５条第２項の規定により次に掲げる経費を繰替支弁した場合は，当該支出した額を応援要請市町に請求するものとする。

(1)　備蓄物資および調達物資の購入費および輸送費

(2)　車両，機械器具等の借上料，燃料費，輸送費，維持管理費および修繕費

２　前項の規定による請求は，応援市町長名による請求書に関係書類を添え，連絡責任者を経由して応援要請市町の長に対して行うものとする。

３　前２項の規定により難いときは，応援要請市町および応援市町が協議して定める。

（幹事）

第４条　協定の運用に係る庶務は，幹事において処理するものとし，幹事は，高松市とする。

２　副幹事は，幹事が業務を処理することが困難であるときにその業務を代行するものとし，別表に掲げる輪番により２会計年度の間その任に当たるものとする。

３　前項の規定にかかわらず，土庄町（順番１）は，平成２２年度から平成２４年度までの間，副幹事の任に当たるものとする。

4　前3項により難い場合は，協定市町が協議して定める。

（幹事の業務）

第5条　幹事は，協定の円滑な運用に資するため，次の業務を行う。

(1)　協定第6条に規定する連絡責任者の職氏名等を会員市町への周知に関すること。

(2)　協定第7条の規定よる会員市町が協議する必要が生じた場合における会議の開催または文書による調整に関すること。

(3)　応援要請市町もしくは応援市町と他の会員市町との情報連絡または情報の周知に関すること。

(4)　その他被災会員市町から要請のあった業務

2　応援市町は，その応援内容および応援により収集した応援要請市町の被災状況等の情報を幹事に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条　会員市町は，協定による応援が円滑に行われるよう，必要な資料を相互に交換するものとする。

平成　22　年　9　月　1　日

別表

順　番	町　　名
1	土庄町
2	小豆島町
3	三木町
4	直島町
5	綾川町

災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第２条　企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第３条　災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

２　構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要が生じた場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

３　構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第５条　災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第６条　前３条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害等の状況

（２）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（３）応援を求める期間、場所

（４）その他必要な事項

２　前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

（費用の負担）

第７条　応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

２　応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

（訓練等への参加）

第８条　企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

（連絡体制）

第９条　企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

（協議）

第10条　本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を１８通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年４月１日

香川県知事　浜田　恵造

高松市長　大西　秀人

丸亀市長　梶　正治

坂出市長　綾　宏

善通寺市長　平岡　政典

観音寺市長　白川　晴司

さぬき市長　大山　茂樹

東かがわ市長　藤井　秀城

三豊市長　山下　昭史

土庄町長　三枝　邦彦

小豆島町長　塩田　幸雄

三木町長　筒井　敏行

宇多津町長　　谷川　俊博

綾川町長　　藤井　　賢

琴平町長　　小野　正人

多度津町長　　丸尾　幸雄

まんのう町長　栗田　隆義

香川県広域水道企業団
企業長　　浜田　恵造

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

（目的）

第1条　この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第2条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
(4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第3条　災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町、 兵庫県姫路市、兵庫県南あわじ市、兵庫県播磨町、 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、岡山県玉野市、岡山県浅口市、 広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町、 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、 愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、 愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県中津市、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）

第4条　地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2　地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3　地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総

合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第5条　被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2　要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3　通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第6条　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3　応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第7条　応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2　被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3　前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第8条　この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
(3) この協定の運営に係る連絡及び調整
(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)
第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)
第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)
第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)
第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)
第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則
この協定は、平成24年3月29日から施行する。
この協定は、平成24年10月29日から施行する。

大阪府　貝塚市長　　藤原　龍男

大阪府　高石市長　　阪口　伸六

大阪府　忠岡町長　　和田　吉衛

大阪府　岬町長　　田代　堯

兵庫県　姫路市長　　石見　利勝

兵庫県　南あわじ市長　　中田　勝久

兵庫県　播磨町長　　清水　ひろ子

和歌山県　海南市長　　神出　政巳

和歌山県　湯浅町長　　上山　章善

岡山県　玉野市長　　黒田　晋

岡山県　浅口市長　　栗山　康彦

広島県　竹原市長　　小坂　政司

広島県　三原市長　　五藤　康之

広島県　尾道市長　　平谷　祐宏

広島県　大竹市長　　入山　欣郎

広島県　廿日市市長　　眞野　勝弘

広島県　江田島市長　　田中　達美

広島県　坂町長　　吉田　隆行

山口県　下関市長　　中尾　友昭

山口県　宇部市長　　久保田　后子

山口県　山口市長　　渡辺　純忠

山口県　防府市長　　松浦　正人

山口県　岩国市長　　福田　良彦

山口県　光市長　　市川　熙

山口県　柳井市長　　井原　健太郎

山口県　山陽小野田市長　　白井　博文

山口県　周防大島町長　　椎木　巧

徳島県　小松島市長　　稲田　米昭

徳島県　松茂町長　　広瀬　憲発

香川県　高松市長　　大西　秀人

香川県　丸亀市長　　新井　哲

香川県　坂出市長　　綾　宏

香川県　土庄町長　　岡田　好平

香川県　小豆島町長　　塩田　幸雄

香川県　直島町長　　濵田　孝夫

愛媛県　松山市長　　野志　克仁

愛媛県　八幡浜市長　　大城　一郎

愛媛県　新居浜市長　　佐々木　龍

愛媛県　西条市長　　伊藤　宏太郎

愛媛県　大洲市長　　清水　裕

愛媛県　上島町長　　上村　俊之

大分県　中津市長　　新貝　正勝

大分県　姫島村長　　藤本　昭夫

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と小豆島町長（以下「乙」という。）は、小豆島町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、小豆島町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第３条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握及び提供
(2) 情報連絡網の構築
(3) 災害応急措置
(4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第４条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、小豆島町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第５条　小豆島町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第６条　甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第７条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認

められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月２６日

甲　　香川県高松市サンポート高松３番３３号
国土交通省　四国地方整備局長　　川﨑　正彦

乙　　香川県小豆郡小豆島町池田２１００番地４
小豆島町長　　塩田　幸雄

ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と小豆島町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するＧＰＳ波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しＧＰＳ波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第２条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第３条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「ＧＰＳ波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第４条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第５条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において小豆島町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで小豆島町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により小豆島町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第６条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

２　機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

３　機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第７条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第８条（協議事項）
この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第９条（有効期間）
この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに１年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年 6 月 6 日

甲　国土交通省　四国地方整備局　次長　元野　一生

乙　小豆島町長　塩田　幸雄

避難所等としての施設利用に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と香川県立小豆島中央高等学校（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、地震、台風等による非常災害の発生が予想される場合において、地域住民の安全を図るため、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第３条　甲は、非常災害の発生が予想され、地域住民への避難勧告等の必要性があるときは、甲が指定した場所に避難所等を開設することができる。

（職員の派遣）

第４条　甲は、避難勧告等を発令したときは、乙の施設に職員を派遣するものとする。

２　前項の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備等の取扱いの指導及び外部との連絡・調整等を行うものとする。

（開設の通知等）

第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所等を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を通知するものとする。

２　甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、事後速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

３　乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に地域住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を連絡するものとする。甲は、乙から連絡を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理運営）

第６条　避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所等の管理運営について甲に協力するものとする。

（利用施設）

第７条　利用施設は、校舎棟１階会議室、４階大会議室及び第１体育館とする。ただし、前記以外の施設の利用が必要となった場合には、甲乙が協議して決定する。

（費用負担）

第８条　甲が行う避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第９条　避難所等の開設期間は、原則として避難勧告等発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所等の閉鎖）

第１０条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖

に努めるものとする。

2　甲は、避難所等を閉鎖する場合は、その利用施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の期間は、平成２９年８月１日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第１３条　乙の所有する施設が、避難所等として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

（協議）

第１４条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年８月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田２１００番地４
小豆島町
小豆島町長　塩　田　幸　雄

乙　香川県小豆郡小豆島町蒲生甲１００１番地
香川県立小豆島中央高等学校
校　長　　泉　谷　俊　郎

災害時における救援物資提供に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と㈱石原商店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　町内に震度５弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供の要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、自動販売機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続き）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は飲料自動販売機設置に関する契約書第５条に定める期間とする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本通２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保持する。

平成18年11月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田2100-4
小豆島町長　坂下　一朗　小豆郡小豆島町長印

乙　香川県小豆郡小豆島町草壁本町615番地73
㈱石原商店
代表取締役社長　石原　勝

災害時における救援物資提供に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング㈱高松営業所（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　町内に震度５弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供の要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続き）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、協定期間終了の１ヶ月前までに双方異議申し出のない場合は、引き続き１年間自動延長するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本通２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保持する。

平成18年11月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田2100-4
小豆島町長　坂下　一朗

乙　高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役　営業本部長
大内　喬

災害時における物資の供給等に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と株式会社　マルナカ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被害者に物資を提供できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえ、これを引取るものとする。

２　甲が引取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する

平成１８年１１月 14 日

甲　小豆郡小豆島町池田２１００番地
小豆島町長　坂　下　一　朗　小豆郡小豆島町長印

乙　〒761-4100 小豆郡土庄町甲1360－10
株式会社マルナカ新土庄店
ＴＥＬ0879－61－１１３１
ＦＡＸ0879－61－１１３０
店長　青岡　正明

災害時における物資の供給等に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と株式会社　マルナカ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被害者に物資を提供できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえ、これを引取るものとする。

２　甲が引取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する

平成１８年１１月 14 日

甲　小豆郡小豆島町池田２１００番地４
小豆島町長　坂　下　一　郎　小豆郡小豆島町長印

乙　〒761-4411 香川県小豆郡小豆島町安田甲144-24
株式会社 マルナカ内海店
TEL 0879－82－5812
FAX 0879－82－5813
店長 森下博男 ㊞

災害時における物資の供給等に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と株式会社　マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被害者に物資を提供できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえ、これを引取るものとする。

２　甲が引取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する

平成１８年１１月14 日

甲　小豆郡小豆島町池田２１００番地
小豆島町長　坂　下　一　　小豆郡小豆島町長印

乙　小豆郡土庄町淵崎1359-1
(株)マルヨシセンター土庄店
山脇　敏廣　山脇

災害時における物資の供給等に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と株式会社　マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被害者に物資を提供できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえ、これを引取るものとする。

２　甲が引取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する

平成１８年１１月 14 日

甲　小豆郡小豆島町池田２１００番地４
小豆島町長　坂　下　一　朗　小豆郡小豆島町長印

乙　小豆郡小豆島町安田甲222
株式会社
マルヨシセンター内海店長　奥村　昌幸　奥村

災害時における物資等の輸送に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会小豆島支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物貨物自動車、運転手等の派遣及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2、　前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行うもとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品等の輸送業務

(2)　災害応急対策に必要な資機材等の輸送業務

(3)　その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第４条　乙が提供した貨物自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第５条　乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに文書により業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙がこの協定に基づく業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2、　前項の費用については、災害発生時直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、業務の終了後、当該業務の実施に要した費用について、甲に請求するものとする。

2、 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害のある状態となった場合においては労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第9条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては担当課長、乙においては小豆島支部事務局長とする。

（有効期間）

第10条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年9月9日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田2100番地4
小豆島町
町長　坂下一朗　印

乙　香川県小豆郡小豆島町池田3939番地13
社団法人　香川県トラック協会小豆島支部
支部長　田村雅有

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

小豆島町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社小豆島ネットワークセンター（以下「乙」という。）は，災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第１条　乙は，甲に対し，次に掲げる事項について，適時，情報提供するものとする。

（１）停電発生時刻
（２）停電発生地域
（３）停電発生戸数
（４）停電復旧見込み
（５）停電原因
（６）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第２条　甲および乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　甲は，停電に関し，次に掲げる乙からの協力要請内容に対して，適宜，協力するものとする。

（１）広報車による住民への周知
（２）防災無線，有線放送，自治会等を活用した住民への周知
　（台風等災害発生前の広報含む）
（３）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
（４）避難所へ避難された住民への周知
（５）住民からの問い合わせ対応
（６）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第４条　甲は，次に揚げる乙からの要請事項に関して，連携をとり，対応するものとする。

（１）土砂崩れ，倒木等による道路復旧
（２）除雪対応状況の情報提供
（３）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第５条　大規模災害が発生した場合，甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に，乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は，停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第６条　甲および乙は，災害対策を円滑に推進するため，甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第７条　この取扱いに定める事項につき，変更すべき事由が生じたときは，甲および乙は，いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において，甲および乙は，誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第８条　この取扱いの実施に必要な細目については，甲および乙が協議の上，別に定めるものとする。

（その他）

第９条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

２０２０年７月３１日

甲　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５
小豆島町長　松本　篤

乙　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地の１３０
中国電力ネットワーク株式会社　小豆島ネットワークセンター
所長　唐川　晃

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

小豆島町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社小豆島ネットワークセンター（以下「乙」という。）は，災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第８条の規定に基づき，取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第１条　乙が社内の非常体制に入った時点で，甲と乙は，相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第２条　甲と乙の相互連絡は，専用の直通電話及びファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第３条　第２条に定める電話等の設置および運用に要する費用は，甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第４条　停電発生時には，別に定める停電情報連絡票により，停電発生時刻，停電発生地域，停電発生戸数，停電復旧見込み，停電原因，停電復旧時刻を，原則として毎正時または必要の都度，連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第５条　乙の社内の非常体制が解除された時点で，甲と乙は，相互連絡体制を解除する。

（その他）

第６条　この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

２０２０年７月３１日

甲　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５
小豆島町長　松本　篤

乙　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地の１３０
中国電力ネットワーク株式会社　小豆島ネットワークセンター
所　長　唐川　晃

災害時における医療救護活動に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と社団法人小豆郡医師会（以下「乙」という。）及び小豆郡歯科医師会（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、小豆島町地域防災計画及び小豆島町医療救護計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために、甲、乙及び丙（以下「乙等」という。）の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙等に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙等は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を行うものとする。

３　派遣された医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定する者が行うものとする。

４　乙等は、甲の医療救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（医療救護班の任務）

第３条　医療救護班は、原則として甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の任務は、次のとおりとする。

(1)　負傷に対する検診（トリアージ）と応急処置

(2)　傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　避難所の巡回診療

(4)　助産活動

(5)　死亡の確認及び死体の検案

(6)　医療救護活動の記録及び小豆島町災害対策本部への報告

(7)　その他状況に応じた必要な措置

（輸送）

第４条　医療救護班の応急救護所等への輸送は、乙等又は乙等の指定する者が行う。

２　乙等は、必要に応じて甲に対して、輸送の協力を求めることができるものとする。

（医薬品等の調達）

第５条　医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が関係機関と連携し調達するものとする。

２　前項に規定するもののほか、応急救護所等において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（救護病院及び応急救護所の指定）

第６条　乙等は、甲が小豆島町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第７条　応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者が負担する。

（費用弁償等）

第８条　この協定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の派遣に要する費用

(2)　医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等を使用した場合の実費

(3)　前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した費用

２　前項に規定する費用負担の額については、別途甲及び乙等が協議のうえ決定する。

（災害補償）

第９条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族に対して行う災害補償については、別途甲及び乙等が協議のうえ決定する。

（医療事故の処理）

第10条　医療救護班が行う医療救護活動により、医療事故が生じたときは、乙等は直ちに甲に連絡するものとする。

2　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙等と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細則）

第12条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙等が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙各々が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田2100番地4
小豆島町長　塩田幸雄

乙　香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地341
社団法人小豆郡医師会
会長　大森茂

丙　香川県小豆郡小豆島町草壁本町506番地4
小豆郡歯科医師会
会長　樋出誠

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細則

平成２５年３月１日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１２条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　社団法人小豆郡医師会と小豆郡歯科医師会（以下「乙等」という。）が、協定書第２条により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第１号様式）、「医療救護班員名簿」（第２号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第３号様式）を取りまとめ、小豆島町長（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙等は、協定書第３条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第４号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第８条に規定する費用については、乙等が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第５号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第８条第１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

２　協定書第８条第２号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

３　協定書第８条第４号に規定する費用弁償の額は、同条第１号、第2号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第５条　甲は、前２条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙等に対して支払うものとする。

（有効期間及び更新）

第６条　この細則の有効期間は、この細則の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この細則の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙

等から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この細則に定めのない事項又はこの細則に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙等が協議のうえ定める。

この細則の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙各々が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田 2100 番地 4
小豆島町長　塩田幸雄

乙　香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 341
社団法人小豆郡医師会
会長　大森　茂

丙　香川県小豆郡小豆島町草壁本町 506 番地 4
小豆郡歯科医師会
会長　樋出　誠

別表

<table>
<tr><td rowspan="3">日　　当</td><td>医　　師</td><td rowspan="2">災害救助法施行細則（昭和３９年香川県規則）の別表に定める額を準用する。</td></tr>
<tr><td>看 護 師</td></tr>
<tr><td>補助職員</td><td>看護師の日当の２分の１（１００円未満切捨）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">旅　　費</td><td>医　　師</td><td rowspan="3">小豆島町職員等の旅費に関する条例（平成１８年３月２１日条例第４５号）を適用する。</td></tr>
<tr><td>看 護 師</td></tr>
<tr><td>補助職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">超過勤務手当</td><td>医　　師</td><td rowspan="3">小豆島町職員の給与に関する条例（平成１８年３月２１日条例第４３号）の例による。ただし、第１６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当を一般職の職員の１日の勤務時間数で除して得た額とする。（１０円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td>看 護 師</td></tr>
<tr><td>補助職員</td></tr>
</table>

災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と小豆郡薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、小豆島町地域防災計画及び小豆島町医療救護計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために、甲及び乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を派遣するものとする。

３　派遣された薬剤師班に対する指揮は、医療救護本部又は甲が指定する者が行うものとする。

４　乙は、甲の薬剤師班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ薬剤師班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（薬剤師班の任務）

第３条　薬剤師班は、原則として甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

２　薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者等に対する調剤及び服薬指導

(2)　医療救護班への薬剤服用に関する助言

(3)　医薬品等の仕分け及び管理

(4)　その他必要な事項

（輸送）

第４条　薬剤師班の応急救護所等への輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2　乙は、必要に応じて甲に対して、輸送の協力を求めることができるものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

2　甲から医薬品等の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（救護病院及び応急救護所の指定）

第６条　乙は、甲が小豆島町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（調剤費）

第７条　応急救護所及び避難所の巡回診療における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第８条　この協定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1)　薬剤師班の派遣に要する費用

(2)　薬剤師班が携行し、または調達した医薬品等を使用した場合の実費

（災害補償）

第９条　甲の要請により医療救護に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族に対して行う災害補償については、別途甲及び乙が協議のうえ決定する。

（医療事故の処理）

第10条　薬剤師班が行う医療救護活動により、医療事故が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長

するものとし、その後もまた同様とする。

（細則）

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田2100番地4
小豆島町長　塩田幸雄

乙　香川県小豆郡土庄町淵崎甲1936番地
小豆郡薬剤師会
会長　大石英一

医療救護活動及び医薬品等の供給実施細則

平成２５年３月１日付けで締結した「災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書」（以下「協定書」という。）第１２条の規定に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　小豆郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、協定書第２条により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各班ごとの「薬剤師班員名簿」（第１号様式）、「医薬品等使用報告書」（第２号様式）により速やかに小豆島町長（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第３号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第８条に規定する費用については、乙が各班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（第４号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第８条に規定する額は、別表に定める額とする。

２　協定書第８条第１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

３　協定書第８条第１号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（支払い）

第５条　甲は、前２条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対して支払うものとする。

（有効期間及び更新）

第６条　この細則の有効期間は、この細則の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この細則の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長

するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この細則に定めのない事項又はこの細則に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この細則の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　香川県小豆郡小豆島町池田 2100 番地 4
小豆島町長　塩田幸雄

乙　香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1936 番地
小豆郡薬剤師会
会長　大石英一

別表

日　　当	薬剤師	災害救助法施行細則（昭和３９年香川県規則）の別表に定める額を準用する。
旅　　費	薬剤師	小豆島町職員等の旅費に関する条例（平成１８年３月２１日条例第４５号）を適用する。
超過勤務手当	薬剤師	小豆島町職員の給与に関する条例（平成１８年３月２１日条例第４３号）の例による。ただし、第１６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当を一般職の職員の１日の勤務時間数で除して得た額とする。（１０円未満切捨て）

災害発生時における小豆島町と小豆島町内郵便局の協力に関する協定

香川県小豆島町(以下「甲」という。)と小豆島町内郵便局(以下「乙」という。)は、小豆島町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、小豆島町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
　(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　小豆島町役場部長（課長）
乙　日本郵便株式会社　池田郵便局長
又は土庄郵便局長（部長）

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、２０１８年７月　１日から２０１９年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成30年　7月　10日
甲　住所
小豆島町片城甲 44-95
代表　小豆島町町長　　松本　篤

乙　住所
小豆島町内郵便局（必要に応じて該当する郵便局名を列挙することも可）
代表　日本郵便株式会社　池田郵便局長
吉元　延夫

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と社会福祉法人サンシャイン会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関へ入所又は入院するに至らない程度の在宅の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙が運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、当該要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先、要介護認定の有無及び障害者手帳の有無など

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先及び勤務先など

（要配慮者等の移送）

第４条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族及び支援者が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（設置運営）

第５条　乙は、福祉避難所の設置運営にあたって、第７条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 福祉避難所に避難した要配慮者等の相談等に応じる相談員等の配置及び要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第７条第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第６条　この協定のおける福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から町が指定する避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りではない。

（経費の負担）

第７条　甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

(1) 相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等の食費

(3) その他おむつ代等の乙が直接支払いを行ったものに対する費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（物資調達及び相談員等の確保）

第８条　甲は日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙の求めに応じ、乙が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護士、ボランティア等の相談員等の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖）

第９条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人員の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人員を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、司法機関、行政機関等に対して、法令に基づく情報開示を行う場合は、この限りではない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第１４条　乙の所有する施設が、福祉避難所として機能しない状態になった場合は、この協定を解除することができる。

甲と乙は、この協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年12月３日

甲　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５
小豆島町
小豆島町長　松　本　　篤

小豆郡
小豆島
町長印

乙　香川県小豆郡小豆島町蒲生甲３５０番地
社会福祉法人サンシャイン会
理事長　　川　西　基　雄

●担当部署
小豆島町役場総務課
行政防災係
電話：０８７９－８２－７００１
FAX：０８７９－８２－７０２３

別記様式（第５条関係）

福祉避難所の設置場所、相談員等に要する経費
及び要配慮者等の食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給）＿＿＿＿＿＿円 ／ （日・時間） ・夜勤（日給・時間給）＿＿＿＿＿＿円 ／ （日・時間） ・宿直 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 回	
(2) 要配慮者等の食費 ・朝食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 ・昼食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 ・夕食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 （計）＿＿＿＿＿＿円 ／ 食	
(3) その他おむつ代等の乙が直接支払いを行ったものに対する費用 ・実費相当額 ＿＿＿＿＿＿円	

小豆島町長　殿

上記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

所　在　地

名　　称

代表者職氏名

災害発生時における食料物資の供給に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と宝食品株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）において、必要な食料物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料物資の供給協力に関する事項について定め、甲がより速やかにかつ円滑に被害者に物資を提供できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、食料物資を必要とする場合は、乙に対し食料物資の供給を要請することができる。

(1) 町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 前号に加えて、災害が広域的なものであり、町外の災害救助のため、県又は他市町村から食料物資の調達の斡旋を要請された場合

（要請手続き）

第３条　前条の要請は、様式１「協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、食料物資の優先的かつ速やかな供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（食料物資の運搬）

第５条　食料物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣する職員が食料物資を確認の上、乙から食料物資の引渡しを受けるものとする。

２　食料物資の引渡し場所までの運搬は、甲又は甲の指定する者（以下「甲等」という。）が行うものとする。また、甲は乙に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

３　乙は、甲に対する食料物資の引渡しが完了したときは、様式２「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（食料物資の価格）

第６条　食料物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（対価及び費用の負担）

第７条　乙が供給した食料物資の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（対価及び費用の支払い）

第８条　前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（平常時の活動）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平常時から情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努め、相互の連携を図るものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、要請及び防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年１月２１日

甲　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５
小豆島町
小豆島町長　松　本　　篤

乙　香川県小豆郡小豆島町苗羽甲２２２６番地１５
宝食品株式会社
代表取締役社長　大　野　英　作

●担当部署
小豆島町役場総務課
行政防災係
電話：０８７９－８２－７００１
FAX：０８７９－８２－７０２３

様式１（第３条関係）

小総発第　　号
年　　月　　日

宝食品株式会社
代表取締役社長　○○　○○　様

小豆島町長　○　○　○　○

協　力　要　請　書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第３条により、次のとおり協力を要請します。

食料物資の要請内容	
要請日時	年　　月　　日
希望物資名及び数量	
引渡し希望日時	年　　月　　日
引渡し希望場所	
要請担当者	
備考	

【問合せ先】
小豆島町役場総務課
担当：○○
電話：０８７９－８２－７００１
FAX：０８７９－８２－７０２３

様式２（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

小豆島町長　○○　○○　様

宝食品株式会社
代表取締役社長　○○　○○

物　資　供　給　報　告　書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第３条により、　　年　　月　　日付け小総発第　　号で要請がありました件について、次のとおり供給しましたので、第５条に基づき報告します。

食料物資供給の実施内容	
引渡し日時	年　　月　　日
引渡し物資名及び数量	
引渡し場所	
担当者	
備考	

【担当部署】
宝食品株式会社
担当：○○
電話：０８７９－８２－２２３３
FAX：０８７９－８２－４６３５

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小豆島町（以下「甲」という。）と特別養護老人ホームマリアの園（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関へ入所又は入院するに至らない程度の在宅の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小豆島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙が運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、当該要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先、要介護認定の有無及び障害者手帳の有無など

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先及び勤務先など

（要配慮者等の移送）

第４条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族及び支援者が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（設置運営）

第５条　乙は、福祉避難所の設置運営にあたって、第７条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 福祉避難所に避難した要配慮者等の相談等に応じる相談員等の配置及び要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第７条第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第６条　この協定のおける福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から町が指定する避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りではない。

（経費の負担）

第７条　甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

(1) 相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等の食費

(3) その他おむつ代等の乙が直接支払いを行ったものに対する費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（物資調達及び相談員等の確保）

第８条　甲は日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙の求めに応じ、乙が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護士、ボランティア等の相談員等の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖）

第９条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人員の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人員を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、司法機関、行政機関等に対して、法令に基づく情報開示を行う場合は、この限りではない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第１４条　乙の所有する施設が、福祉避難所として機能しない状態になった場合は、この協定を解除することができる。

甲と乙は、この協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和２年１月９日

甲　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９
小豆島町
小豆島町長　松　本　篤

小豆郡小豆島町長印

乙　香川県小豆郡小豆島町苗羽乙1212-14
特別養護老人ホームマリアの園
園長　山　本　順　子

●担当部署
小豆島町役場総務課
行政防災係
電話：０８７９－８２－７００１
FAX：０８７９－８２－７０２３

別記様式（第５条関係）

福祉避難所の設置場所、相談員等に要する経費
及び要配慮者等の食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給）＿＿＿＿＿＿円 ／ （日・時間） ・夜勤（日給・時間給）＿＿＿＿＿＿円 ／ （日・時間） ・宿直 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 回	
(2) 要配慮者等の食費 ・朝食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 ・昼食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 ・夕食 ＿＿＿＿＿＿円 ／ 食 （計）＿＿＿＿＿＿円 ／ 食	
(3) その他おむつ代等の乙が直接支払いを行ったものに対する費用 ・実費相当額 ＿＿＿＿＿＿円	

小豆島町長　殿

上記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

所　在　地

名　　称

代表者職氏名

大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ

大規模災害時における町民等の安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察（以下、甲という。）と小豆島町（以下、乙という。）とは、相互に保有する町民等の安否に関する情報の確認に関し、次のとおり申し合わせる。

1　甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する町民等の安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した者を特定する情報（本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別）を乙に提供するものとする。

2　乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する町民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

3　連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部、乙においては、総務課とする。

4　情報確認に関する遵守事項

(1)　保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

(2)　情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における町民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

(3)　情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者および避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もＤＶ等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

(4)　公表に関する事前協議

甲、乙は、情報交換により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

5　その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年４月25日

甲　香川県警察　　本部長　　筋　伊知朗

乙　小豆島町　　町長　　塩田　幸雄

資料４　気象通報の種類と発表基準

１　注意報、警報及び特別警報

①注意報

種類			発表基準
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
		強風注意報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
		大雨注意報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　表面雨量指数が 12 以上の場合 ②　土壌雨量指数が 106 以上の場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
		大雪注意報	大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間降雪の深さが 5 ㎝以上になると予想される場合
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最小湿度が 35%以下で、実効湿度が 60%以下になると予想される場合
		なだれ注意報	なだれよって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　積雪の深さが 20 ㎝以上あり、降雪の深さが 30 ㎝以上になると予想される場合 ②　積雪の深さが 50 ㎝以上あり、気象官署における最高気温が８℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 ㎝以上あり、気温が－１℃から２℃になると予想される場合
		霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が３℃以下になると予想される場合
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最低気温が－4℃以下になると予想される場合

種類			発表基準
	地面現象注意報	※1 地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって注意を喚起する必要がある場合で、土庄東港の潮位が東京湾平均海面（T.P）上 1.6m以上になると予想される場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m以上になると予想される場合
	浸水注意報	※1 浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数（殿川流域）が 4.7 以上の場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

② 警報

種類			発表基準
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合

種類			発表基準
		大雨警報（浸水害）（土砂災害）	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 表面雨量指数が 20 以上になる場合 ② 土壌雨量指数が 140 以上になる場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 15 ㎝以上になると予想される場合
	地面現象警報	※1 地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
	高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、土庄東港の潮位が東京湾平均海面（T.P）上 2.0m以上になると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 2.5m以上になると予想される場合
	浸水警報	※1 浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水によって河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数（殿川流域）が 5.9 以上の場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

③　特別警報

種　　類			発　　表　　基　　準
一般の利用に適合するもの	気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 （大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5 ㎞各子がまとまって出現した際に発表する。） R48（48 時間降水量）：396 ㎜ R03（3 時間降水量）：159 ㎜ SWI（土壌雨量指数）：236 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	気象警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	波浪警報	波浪特別警報	風浪、うねり等が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	気象警報	暴風雪特別警報	暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	気象警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きく、次の条件に該当する場合に発表する。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報と同じ

(注) 1　発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2　注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

3　※1印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※2 印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって代え、水防活動用の語は用いない。

資料５　気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

１　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

２　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

３　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

４　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

５　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

６　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れるこ	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
		とがある。	けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、

概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）

電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

資料６　河川重要水防区域（２級水系県管理区間）

番号	水系名	河川名	位　置	担当分団	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	伝法川	殿　川	中　山	中山分団				380	4,214	4,594	
2	池田大川	池田大川	池　田	池田分団				440	2,073	2,513	
3	〃	小　川	〃	〃				640	290	930	580.0
4	競　川	競　川	二　面	二面分団			880		60	940	
5	春田川	春田川	吉　野	三都分団			1,050	30	20	1,100	
6	明神川	明神川	西　村	西村分団					540	540	
7	別当川	別当川	草　壁	草壁分団					3,986	3,966	
8	片城川	片城川	片　城	〃					1,895	1,895	
9	木庄川	木庄川	木　庄	安田分団			720		640	1,360	
10	安田大川	安田大川	安　田	〃				200	2,469	2,669	
	〃	諸口川	〃	〃					509	509	
11	中筋川	中筋川	苗　羽	苗羽分団					1,245	1,245	
12	城石川	城石川	岩　谷	安田分団					430	430	
13	森庄川	森庄川	福　田	福田分団					1,420	1,420	
14	伊豆川	伊豆川	〃	〃					890	890	
	〃	近谷川	〃	〃					232	232	
15	吉田川	吉田川	吉　田	〃					5,026	5,026	
16	角田川	角田川	蒲　生	蒲生分団			400		340	740	
17	向条川	向条川	苗　羽	苗羽分団			300	100	701	1,101	
二級水系計（16 水系 19 河川）							3,350	1,790	26,980	32,100	

資料７　海岸・港湾・漁港重要水防区域

(1)国土交通省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位置	担当分団	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
					延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	市神子	蒲野	三都分団	320	0	－	－	
2	吉ケ浦	〃	〃	566	0	－	－	
3	沖　田	〃	〃	280	0	－	－	
4	小浦野	〃	〃	340	0	－	－	
5	百　尋	二面	二面分団	112	0	－	－	
6	堀越中	苗羽	苗羽分団	87	0	－	－	
7	水　木	西村	西村分団	850	0	－	－	
8	瀬　戸	坂手	坂手分団	810	0	－	－	
9	徳　本	〃	〃	140	0	－	－	
10	岩ケ谷	安田	安田分団	369	0	－	－	
合　計				3,874	0			

(2)農林水産省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位置	担当分団	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
					延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	白　浜	蒲野	三都分団	490	0	－	－	
2	牛ケ浦	二面	二面分団	859	0	－	－	
3	石　場	〃	〃	350	0	－	－	
4	三　角	田浦	苗羽分団	1,450	0	－	－	
5	汐　江	〃	〃	370	0	－	－	
6	西　脇	堀越	〃	50	0	－	－	
7	瀬　戸	坂手	坂手分団	240	0	－	－	
8	多　尾	〃	〃	180	0	－	－	
9	大　泊	〃	〃	302	0	－	－	
10	白　崎	橘	安田分団	520	0	－	－	
11	亀　崎	岩谷	〃	850	0	－	－	
12	外明神	福田	福田分団	130	0	－	－	
合　計				5,791	0	－	－	

(3)港湾重要水防区域

番号	港湾名	位置	担当分団	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
					延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	池田港	池田	池田分団	3,906	0	―	―	
2	内海港	草壁	草壁分団	14,786	0	―	―	
3	坂手港	坂手	坂手分団	1,844	0	―	―	
合　計				20,536	0			

(4)漁港重要水防区域

番号	漁港名	位置	担当分団	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
					延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	入　部	蒲生	蒲生分団	422	422	越波・高潮	積土のう	
2	蒲　生	蒲生	〃	1,364	659	〃	〃	
3	室　生	室生	室生分団	600	494	〃	〃	
4	二　面	二面	二面分団	436	382	〃	〃	
5	富　士	神浦	三都分団	676	221	〃	〃	
6	谷　尻	蒲野	〃	83	83	高　潮	〃	
7	吉ヶ浦	蒲野	〃	55	55	〃	〃	
8	蒲　野	蒲野	〃	127	127	〃	〃	
9	長　崎	二面	二面分団	196	162	越波・高潮	〃	
10	牛ヶ浦	二面	〃	77	0	―	―	
11	竹　生	西村	西村分団	331	206	高　潮	積土のう	
12	田　浦	苗羽	苗羽分団	353	353	〃	〃	
13	堀　越	苗羽	〃	482	404	越波・高潮	〃	
14	瀬の倉	坂手	坂手分団	187	187	高　潮	〃	
15	橘	安田	安田分団	852	0	―	―	
16	岩　谷	安田	〃	166	166	高　潮	積土のう	
17	当　浜	安田	〃	250	250	〃	〃	
18	福　田	福田	福田分団	2,655	1,288	越波・高潮	〃	
19	吉　田	福田	福田分団	1,348	1,348	〃	〃	
合　計				10,660	6,807			

資料８　ため池重要水防区域

（単位　堤長、堤高：ｍ、貯水量：千ｔ）

番号	堰堤名	関係河川名	規模			位置	担当分団	重要水防区域	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長	堤高	貯水量						
1	諸口新池	諸口川	90.0	12.7	18.8	安田	安田分団	23.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	諸口池掛
2	猪谷池	別当川	150.0	12.5	62.0	〃	〃	16.3	〃	〃	猪谷池水利組合
3	三五郎池	安田大川	150.0	18.0	93.0	〃	〃	41.5	〃	〃	内海町安田三五郎池土地改良区
4	古郷池	古郷川	110.0	11.0	50.0	〃	〃	24.0	〃	〃	古郷池掛
5	松尾池	川向川	78.0	9.2	30.0	苗羽	苗羽分団	11.5	〃	〃	苗羽部落
6	谷本池	別当川	39.0	4.0	0.7	神懸通	草壁分団	2.0	〃	〃	谷本池水利組合
7	樋出池	別当川	76.0	4.6	2.2	〃	〃	3.6	〃	〃	樋出池水利組合
8	夫婦上池	木庄川	105.0	7.0	11.7	木庄	安田分団	6.4	〃	〃	夫婦池掛
9	諸口池	諸口川	64.0	4.4	2.1	安田	〃	4.0	〃	〃	諸口池掛
10	夫婦下池	木庄川	82.0	4.6	4.7	木庄	〃	13.0	〃	〃	夫婦池掛
11	木庄１号池	木庄川	60.0	7.5	3.0	〃	〃	1.0	〃	〃	木庄１号池掛
12	縄手池	安田大川	165.0	4.7	14.5	安田	〃	10.0	〃	〃	三五郎池土地改良区
13	前林池	安田大川	50.0	8.6	7.4	苗羽	苗羽分団	6.0	〃	〃	前林池掛
14	今坂池	馬木川	65.0	7.3	7.5	〃	〃	5.0	〃	〃	今坂池掛
15	大谷上池	片城川	80.0	7.3	8.0	片城	草壁分団	8.0	〃	〃	大谷池掛
16	養生場池	小坪東川	150.0	5.8	8.0	〃	〃	7.0	〃	〃	養生場池掛
17	古田池	西城川	55.0	4.8	3.0	〃	〃	2.0	〃	〃	古田池掛
18	平山貯水槽	西城川	25.0	5.0	1.2	〃	〃	4.0	〃	〃	平山池掛
19	小見山池	明神川	57.0	10.8	8.0	西村	西村分団	2.0	〃	〃	小見山池掛
20	此松池	流川	35.0	6.5	2.0	〃	〃	2.0	〃	〃	此松池掛

番号	堰堤名	関係河川名	規模			位置	担当分団	重要水防区域	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長	堤高	貯水量						
21	池田新池	池田大川	48.0	8.2	9.6	池田	池田分団	68.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	池田水利組合
22	室生大池	豊栄川	85.0	8.7	29.0	室生	室生分団	15.0	〃	〃	室生水利組合
23	室生新池	豊栄川	60.0	8.0	6.2	〃	〃	8.7	〃	〃	室生水利組合
24	中山池	伝法川	144.0	17.0	72.4	中山	中山分団	130.0	〃	〃	蛙子池土地改良区
25	新中山池	伝法川	181.0	26.0	600.0	〃	〃	130.0	〃	〃	蛙子池土地改良区
26	池田大池	池田大川	252.0	6.5	72.0	池田	池田分団	33.5	〃	〃	池田水利組合
27	奥坊池	池田大川	57.0	6.7	20.0	〃	〃	13.3	〃	〃	池田水利組合
28	巽池	池田大川	66.0	7.5	6.1	〃	〃	10.9	〃	〃	上地果樹組合
29	北地池	池田大川	44.0	5.8	2.2	〃	〃	15.8	〃	〃	北地畑かん組合
30	二面大谷池	競川	75.0	6.4	4.3	二面	二面分団	9.0	〃	〃	二面水利組合
31	化池	競川	61.0	9.6	16.0	〃	〃	13.0	〃	〃	二面水利組合
32	じょぼ谷池	春田川	38.0	7.8	1.4	吉野	三都分団	16.1	〃	〃	吉野水利組合
33	吉野元池	春日川	56.0	6.7	9.8	〃	〃	15.0	〃	〃	吉野水利組合
34	蒲野大池	深田川	66.0	6.7	4.8	蒲野	〃	6.7	〃	〃	蒲野水利組合
計					1,191.6			677.3			

H31.4.1 現在

資料９　急傾斜地崩壊危険箇所

（自然Ｉ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家(戸)	担当分団
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1	今坂（B)	馬　木	40	160	11	6	苗羽分団
2	誓願寺(B)	西　村	60	100	18	4	西村分団
3	清　水	西　村	40	130	25	5	〃
4	松　山	草壁本町	35	340	17	15	草壁分団
5	下川西(A)	草壁本町	30	450	13	20	〃
6	木ノ下(B)	神懸通	35	121	15	8	〃
7	片山(A)	神懸通	35	170	20	12	〃
8	片山(B)	神懸通	40	100	30	7	〃
9	殿山（A)	片　城	45	200	20	12	〃
10	川西	木　庄	30	175	30	10	安田分団
11	谷	木　庄	30	150	40	8	〃
12	西縄手	安　田	30	320	15	15	〃
13	井手首	安　田	30	80	9	8	〃
14	空条	安　田	35	150	30	10	〃
15	坂の山(A)	馬　木	35	300	7	10	苗羽分団
16	坂の山(B)	馬　木	30	230	8	7	〃
17	池ノ内（B)	馬　木	30	180	10	8	〃
18	中越(A)	苗　羽	50	300	17	27	〃
19	宮山（A)	馬　木	55	750	15	55	〃
20	宮山（B)	馬　木	55	350	25	25	〃
21	宮山（C)	馬　木	35	350	30	24	〃
22	カチ山	苗　羽	55	100	15	8	〃
23	糸鍬	苗　羽	45	60	5	5	〃
24	東通	古　江	35	130	15	6	苗羽分団

（自然Ⅰ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家(戸)	担当分団
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
25	中	堀　越	30	167	10	13	苗羽分団
26	南原(B)	田　浦	35	145	35	8	〃
27	南原(A)	田　浦	40	100	18	7	〃
28	波戸ノ上(A)	坂　手	45	70	10	7	坂手分団
29	東谷(A)	坂　手	75	110	13	11	〃
30	東谷(B)	坂　手	50	90	10	12	〃
31	岡見場 (A)	橘	45	105	20	6	安田分団
32	岡見場 (B)	橘	45	220	20	16	〃
33	北原 (A)	当　浜	35	90	13	5	〃
34	森　滝	福　田	60	380	30	14	福田分団
35	二ノ坪	福　田	45	130	30	18	〃
36	前　浜	福　田	72	280	17	24	〃
37	家の上	吉　田	35	170	53	13	〃
38	掛　場	吉　田	45	190	15	9	〃
39	大　石	神懸通	55	100	19	8	草壁分団
40	山　越	片　城	30	200	14	8	〃
41	姥ケ谷	吉　田	35	65	25	10	福田分団
42	大　西	中　山	30	100	6	8	中山分団
43	中　条	蒲　生	30	140	6	7	蒲生分団
44	清水谷	池　田	60	160	20	11	池田分団
45	前　山	池　田	70	235	11	15	〃
46	麓	室　生	45	100	6	7	室生分団
47	久保田	二　面	35	80	8	8	二面分団
48	北山奥序	吉　野	35	500	12	25	三都分団

（自然Ⅰ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家（戸）	担当分団
			傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
49	迎	吉　野	30	90	5	9	〃
50	折谷	吉　野	55	60	8	5	〃
51	沖田笠滝	蒲　野	30	200	5	11	〃
52	吉ケ浦	蒲　野	40	180	15	12	〃
53	富士	神　浦	40	130	6	10	〃
54	松山	神　浦	40	200	15	11	〃
55	谷尻南	蒲　野	40	150	7	8	〃
56	牛ケ浦	二　面	40	60	8	12	二面分団
57	赤坂	室　生	30	65	5	5	室生分団

（自然Ⅱ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家（戸）	担当分団
			傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1	殿山（B）	片　城	30	80	6	2	草壁分団
2	諸口	安　田	40	100	20	4	安田分団
3	カチ山（B）	苗　羽	55	100	15	4	苗羽分団
4	城の山（C）	馬　木	35	40	7	2	〃
5	切谷	田　浦	30	60	8	3	〃
6	西片山	坂　手	60	100	10	2	坂手分団
7	椎木	岩　谷	30	100	7	4	安田分団
8	北原（B）	当　浜	35	120	8	2	〃
9	家の上（B）	吉　田	45	30	10	3	福田分団
10	東原	西　村	40	20	6	2	西村分団
11	糸鍬（B）	苗　羽	45	70	6	2	苗羽分団
12	芦ノ浦（B）	〃	55	20	10	2	〃

（自然Ⅱ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家（戸）	担当分団
			傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
13	南原（C）	当　浜	33	30	14	1	安田分団
14	家の上（C）	吉　田	30	50	6	4	福田分団
15	遠目石	坂　手	71	25	9	1	坂手分団
16	今坂（２）	馬　木	40	30	35	2	苗羽分団
17	中越（C）	〃	39	50	12	2	〃
18	極楽寺	片　城	55	60	20	2	草壁分団
19	誓願寺	西　村	36	30	7	3	西村分団
20	岡条	中　山	30	60	5	2	中山分団
21	奥条	〃	30	70	10	3	〃
22	入部	蒲　生	40	100	11	2	蒲生分団
23	西条	〃	45	85	5	2	〃
24	東畠	〃	35	80	6	4	〃
25	目見ヶ谷	蒲　野	40	100	7	2	三都分団
26	市神子	〃	60	50	6	3	〃
27	小蒲野	〃	35	90	18	2	〃
28	観音崎（２）	二　面	65	100	8	3	二面分団
29	石場（２）	〃	30	20	6	1	〃
30	赤坂（２）	〃	39	20	30	1	〃
31	牛ヶ浦（２）	〃	42	25	10	4	〃
32	大原	〃	55	65	30	4	〃
33	奥条（２）	吉　野	47	40	19	1	三都分団
34	奥序（２）	二　面	39	35	16	3	二生分団

（自然Ⅱ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家(戸)	担当分団
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
35	目身ヶ谷（２）	蒲　野	59	25	40	2	三都分団
36	向條（３）	中　山	59	25	40	1	中山分団
37	向條（２）	〃	55	25	30	1	〃
38	市坂（１）	〃	40	35	20	2	〃
39	市坂（２）	〃	53	55	13	2	〃
40	滝ノ下	蒲　生	59	75	40	1	蒲生分団
41	入部（２）	〃	50	45	15	3	〃
42	入部（３）	〃	61	28	14	2	〃

（人工Ⅰ）

番号	箇　所　名	位　置	地　形			人家(戸)	担当分団
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1	誓願寺（A）	西　村	30	40	5	4	西村分団
2	池ノ内（A）	馬　木	40	40	5	6	苗羽分団
3	東脇	堀　越	40	50	7	3	〃
4	水口	中　山	55	250	9	8	中山分団
5	浜町	室　生	45	60	7	10	室生分団
6	長崎	二　面	50	100	6	10	二面分団
7	奥中山	中　山	78	150	10	6	中山分団
8	観音崎	二　面	65	300	8	25	二面分団

（人工Ⅱ）

番号	9	位　置	地　形			人家(戸)	担当分団
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1	荒神	西　村	45	30	6	3	西村分団
2	木ノ下（A)	神懸通	50	20	7	2	苗羽分団
3	中越(B)	苗　羽	60	50	6	3	〃
4	西通	古　江	30	60	8	2	〃
5	東浦	堀　越	50	50	10	1	〃
6	聖り	古　江	50	60	9	1	〃
7	竹生	西　村	40	20	25	2	西村分団
8	岡条	苗　羽	30	40	8	3	苗羽分団
9	東通（2)	古　江	35	40	27	1	〃
10	西通（2)	古　江	47	60	9	1	〃
11	東脇（2)	堀　越	37	65	7	4	〃
12	松山（2)	草壁本町	44	25	35	1	草壁分団
13	谷尻	蒲　野	40	50	7	2	三都分団
14	石場(1)	二　面	49	30	10	2	二面分団
15	三都	蒲　野	70	50	7	3	三都分団
16	向條(1)	中　山	49	20	40	1	中山分団
17	垣内	池　田	52	20	35	1	池田分団
18	水口(2)	中　山	55	30	13	1	中山分団

資料１０　土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流　Ⅰ

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km²)	
1	その他	その他	吉田窪北川	吉　田	0.04	0.02	福田分団
2	〃	〃	吉田窪南川	〃	0.03	0.03	〃
3	吉田川	家の上川	家の上川	〃	0.10	0.04	〃
4	〃	家の上西川	家の上西川	〃	0.08	0.02	〃
5	〃	北畑川	北畑川	〃	0.10	0.03	〃
6	〃	吉田川	家の上南川	〃	0.02	0.14	〃
7	〃	〃	角田西川	〃	0.08	0.04	〃
8	その他	その他	角田東川	〃	0.05	0.03	〃
9	〃	〃	角田南川	〃	0.05	0.05	〃
10	〃	〃	宮北川	福田	0.05	0.03	〃
11	〃	〃	宮川	〃	0.13	0.03	〃
12	伊豆川	丹波川	丹波川	〃	0.33	0.10	〃
13	〃	伊豆川	流川	〃	0.18	0.11	〃
14	〃	〃	流西川	〃	0.11	0.04	〃
15	〃	四辺川	四辺東川	〃	0.04	0.01	〃
16	〃	〃	四辺西川	〃	0.20	0.04	〃
17	〃	〃	伊豆川	〃	0.55	0.26	〃
18	〃	小寺北川	子寺北川	〃	0.24	0.06	〃
19	〃	〃	近谷川	〃	0.57	0.38	〃
20	〃	〃	近谷南川	〃	0.14	0.07	〃
21	〃	尾崎東川	尾崎東川	〃	0.05	0.03	〃
22	森庄川	森庄川	森庄川	〃	2.50	2.73	〃
23	その他	その他	三前川	〃	0.06	0.05	〃
24	〃	〃	田ノ切川	〃	0.23	0.09	〃
25	〃	〃	南原東川	当浜	0.06	0.02	安田分団
26	〃	〃	南原西川	〃	0.07	0.11	〃
27	〃	〃	当浜川	〃	0.65	1.16	〃
28	〃	〃	南原南川	〃	0.15	0.03	〃
29	城石川	城石川	城石川	岩ヶ谷	1.60	1.57	〃
30	その他	その他	岩ヶ谷北川①	〃	0.04	0.02	〃
31	〃	〃	岩ヶ谷北川②	〃	0.05	0.03	〃
32	〃	〃	岩ヶ谷川	〃	0.26	0.16	〃
33	〃	〃	椎木川	〃	0.55	0.51	〃
34	〃	〃	猿舞台川	橘	0.08	0.05	〃
35	橘川	橘川	荒神東川	〃	0.05	0.03	〃
36	〃	〃	荒神西川	〃	0.12	0.09	〃
37	〃	〃	橘北川	〃	0.13	0.03	〃
38	〃	〃	橘川	〃	0.55	0.51	〃
39	〃	〃	橘南川	〃	0.31	0.05	〃
40	〃	〃	岡見場川	〃	0.12	0.04	〃

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km²)	
41	その他	その他	白崎川	橘	0.03	0.01	安田分団
42	〃	〃	東谷南川	坂手	0.23	0.06	坂手分団
43	〃	〃	東谷川	〃	0.31	0.15	〃
44	〃	〃	灘上川	〃	0.10	0.12	〃
45	〃	〃	観音川	〃	0.18	0.07	〃
46	〃	〃	堀越川	堀越	0.13	0.08	苗羽分団
47	〃	〃	田ノ浦川	田ノ浦	0.22	0.21	〃
48	〃	〃	田ノ浦北川	〃	0.18	0.05	〃
49	〃	〃	切谷川	〃	0.13	0.05	〃
50	〃	〃	北浦川	堀越	0.20	0.04	〃
51	〃	〃	東脇川	〃	0.09	0.03	〃
52	〃	〃	芦ノ浦南川	苗羽	0.09	0.04	〃
53	〃	〃	芦浦川	〃	0.10	0.09	〃
54	〃	〃	岡条東川	〃	0.06	0.05	〃
55	〃	〃	向条川	〃	0.55	0.38	〃
56	川向川	川向川	川向川	〃	0.30	0.19	〃
57	中筋川	中筋川	中筋川	〃	0.85	0.39	〃
58	〃	中筋上川	中筋上川	〃	0.16	0.04	〃
59	安田大川	安田大川	中越川	〃	0.08	0.02	〃
60	〃	〃	池ノ内川	〃	0.06	0.02	〃
61	〃	〃	馬木川	〃	0.29	0.06	〃
62	〃	〃	馬木上川	〃	0.24	0.11	〃
63	〃	諸口川	仲ノ谷川	安田	0.40	0.19	安田分団
64	〃	〃	諸口川	〃	0.70	0.52	〃
65	〃	安田大川	安田大川	〃	2.10	2.41	〃
66	木庄川	木庄川	木庄川	木庄	0.55	0.33	〃
67	〃	〃	上庄北川	〃	0.13	0.03	〃
68	〃	〃	上庄南川	〃	0.10	0.03	〃
69	片城川	小坪東川	小坪東川	片城	0.90	0.38	草壁分団
70	〃	片城川	片城川	〃	1.50	1.48	〃
71	別当川	別当川	荒神川	神懸通	0.45	0.26	〃
72	〃	〃	別当川	〃	2.20	3.17	〃
73	〃	古落川	青木川	〃	0.80	0.55	〃
74	〃	〃	古落川	〃	1.08	0.74	〃
75	〃	〃	堀川	〃	0.65	0.39	〃
76	〃	西城川	山本川	〃	0.11	0.02	〃
77	〃	〃	西城川	〃	0.95	1.33	〃
78	〃	〃	信谷川	草壁本町	0.13	0.02	〃
79	その他	その他	本堂川	〃	0.18	0.05	〃
80	〃	〃	清水東川	西村	0.16	0.03	西村分団
81	〃	〃	清水川	〃	0.40	0.12	〃
82	〃	その他	清水中川	〃	0.34	0.09	〃

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km^2)	
83	その他	〃	清水上川	西村	0.03	0.03	西村分団
84	明神川	明神川	明神東川	〃	0.05	0.03	〃
85	〃	〃	明神東川②	〃	0.12	0.07	〃
86	〃	〃	明神東川①	〃	0.33	0.07	〃
87	〃	〃	西村西川	〃	0.70	0.13	〃
88	〃	〃	明神川	〃	0.88	0.75	〃
89	その他	その他	流川	〃	0.07	0.03	〃
90	〃	〃	流上川	〃	0.35	0.15	〃
91	〃	〃	水木川	〃	0.78	0.39	〃
92	〃	〃	西城東川	〃	0.84	0.23	〃
93	〃	〃	西城西川	〃	0.85	0.27	〃
94	〃	〃	竹生東条川	〃	0.31	0.09	〃
95	〃	〃	竹生川	〃	0.38	0.09	〃
96	〃	〃	遠目川	室生	1.02	0.26	室生分団
97	〃	〃	赤坂東川	〃	0.07	0.03	〃
98	〃	〃	赤坂中川	〃	0.11	0.03	〃
99	〃	〃	赤坂西川	〃	0.15	0.04	〃
100	〃	〃	竹生川	〃	0.48	0.12	〃
101	〃	〃	竹生西川	〃	0.24	0.06	〃
102	〃	〃	空回西川	〃	0.11	0.03	〃
103	〃	〃	空回中川	〃	0.33	0.15	〃
104	〃	〃	空回東川	〃	0.25	0.06	〃
105	〃	〃	石場北川	〃	0.13	0.03	〃
106	〃	〃	石場川	二面	0.23	0.06	二面分団
107	〃	〃	石場南川	〃	0.17	0.08	〃
108	〃	〃	牛ヶ浦北川	〃	0.04	0.02	〃
109	〃	〃	牛ヶ浦川	〃	0.10	0.06	〃
110	〃	〃	牛ヶ浦西川	〃	0.26	0.07	〃
111	〃	〃	長崎川	〃	0.05	0.02	〃
112	〃	〃	小蒲野東川	蒲野	0.05	0.03	三都分団
113	〃	〃	中谷川	〃	0.08	0.02	〃
114	〃	〃	中谷西川	〃	0.06	0.02	〃
115	〃	〃	深田川	〃	0.13	0.09	〃
116	〃	〃	蒲野川	〃	0.16	0.14	〃
117	〃	〃	沖田川	〃	0.06	0.01	〃
118	〃	〃	目見ヶ谷川	〃	0.07	0.03	〃
119	〃	〃	吉ヶ浦川	〃	0.06	0.03	〃
120	〃	〃	市神子川	〃	0.08	0.02	〃
121	〃	〃	水尻川	〃	0.35	0.11	〃
122	〃	〃	谷尻川	〃	0.25	0.07	〃
123	〃	その他	外浜川	神浦	0.21	0.07	三都分団
124	〃	〃	西条西川	〃	0.07	0.05	〃

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km²)	
125	その他	〃	西条東川	神浦	0.25	0.08	三都分団
126	〃	〃	下条川	〃	0.41	0.11	〃
127	〃	〃	神浦川	〃	0.30	0.04	〃
128	〃	〃	富士川	〃	0.75	0.35	〃
129	春田川	春田川	折谷川	吉野	0.20	0.07	三都分団
130	〃	〃	折谷東川	〃	0.20	0.04	〃
131	その他	その他	奥条東川	〃	0.09	0.03	〃
132	春田川	奥条川	奥条川	〃	0.16	0.04	〃
133	競川	競川	迎川	二面	0.19	0.05	二面分団
134	〃	〃	迎中川	〃	0.13	0.04	〃
135	〃	〃	迎東川	〃	0.09	0.02	〃
136	〃	空條川	空條川	〃	0.09	0.07	〃
137	〃	大原川	大原川	〃	0.10	0.04	〃
138	〃	競川	競川南川	〃	0.16	0.06	〃
139	〃	〃	競川	〃	0.50	0.28	〃
140	〃	〃	競川西川	〃	0.33	0.07	〃
141	〃	〃	明石川	〃	0.18	0.05	〃
142	〃	明石川	日陽川	〃	0.19	0.03	〃
143	〃	日陽川	日陽西川	〃	0.13	0.03	〃
144	その他	その他	寺前川	〃	0.04	0.01	〃
145	〃	〃	南城南川	室生	0.06	0.01	室生分団
146	〃	〃	南城川	〃	0.15	0.02	〃
147	〃	〃	麓川	〃	0.10	0.02	〃
148	〃	〃	麓北川	〃	0.06	0.03	〃
149	〃	〃	池の内川	〃	0.35	0.12	〃
150	〃	〃	池の内中川	〃	0.11	0.02	〃
151	〃	〃	次の谷川	〃	0.10	0.07	〃
152	〃	〃	室生西川	〃	0.05	0.02	〃
153	池田大川	信谷川	サレ川	池田	0.70	0.31	池田分団
154	〃	〃	池田大川	〃	0.80	1.32	〃
155	〃	〃	信谷川	〃	0.26	0.25	〃
156	〃	土川	土川	〃	0.55	0.62	〃
157	〃	薬師川	薬師川	〃	0.75	0.41	〃
158	〃	後谷川	後谷東川	〃	0.42	0.12	〃
159	〃	〃	後谷川	〃	0.51	0.20	〃
160	〃	長石川	長石川	〃	0.40	0.17	〃
161	〃	山の川	山の川	〃	0.41	0.14	〃
162	〃	小川東川	小川東川	〃	0.15	0.20	〃
163	〃	大石東川	小川西川	〃	0.18	0.08	〃
164	池田大川	東谷川	東谷川	池田	0.07	0.04	池田分団
165	その他	その他	西の谷川	〃	0.45	0.14	〃
166	角田川	奥の谷川	奥の谷川	蒲生	0.07	0.05	蒲生分団

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km²)	
167	角田川	角田東川	角田東川	蒲生	0.10	0.04	蒲生分団
168	〃	角田川	角田川	〃	0.55	0.37	〃
169	その他	その他	平野川	〃	0.40	0.25	〃
170	〃	〃	平野川西川	〃	0.13	0.05	〃
171	明神川	明神川	明神川	〃	0.20	0.03	〃
172	その他	その他	入部川	〃	0.50	0.20	〃
173	〃	〃	入部中川	〃	0.18	0.04	〃
174	〃	〃	入部西川	〃	0.08	0.02	〃
175	伝法川	殿川	逢坂川	中山	0.04	0.05	中山分団
176	〃	〃	逢坂西川	〃	0.09	0.06	〃
177	〃	〃	流条川	〃	0.05	0.06	〃

(2) 土石流危険渓流　Ⅱ

番号	河川名			位置	地形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km²)	
1	吉田川	吉田川	平間川①	福田	0.07	0.05	福田分団
2	吉田川	吉田川	平間川②	福田	0.45	0.14	〃
3	竿ケ原川	竿ケ原川	竿ケ原川	吉田	0.16	0.08	福田分団
4	竿ケ原川	竿ケ原川	竿ケ原南川	吉田	0.08	0.02	〃
5	大谷川	大谷川	大谷川	吉田	0.48	0.11	〃
6	その他	北原川	北原川	当浜	0.22	0.05	安田分団
7	当浜北川	当浜北川	当浜北川①	当浜	0.26	0.04	〃
8	当浜北川	当浜北川	当浜北川②	当浜	0.20	0.04	〃
9	亀崎川	亀崎川	亀崎北川	岩ヶ谷	0.17	0.04	安田分団
10	亀崎川	亀崎川	亀崎川	岩ヶ谷	0.21	0.04	〃
11	亀崎川	亀崎川	亀崎南川	岩ヶ谷	0.17	0.01	〃
12	その他	椎木北川	椎木北川	岩ヶ谷	0.07	0.01	〃
13	その他	徳本川	徳本川	坂手	0.41	0.18	坂手分団
14	大泊川	大泊川	大泊川	坂手	0.40	0.14	〃
15	安田大川	安田大川	荒田越川	安田	0.08	0.03	安田分団
16	その他	松山東川	松山東川	草壁本町	0.07	0.01	草壁分団
17	その他	松山西川	松山西川	草壁本町	0.30	0.04	〃
18	竹生川	石場東川	石場東川	二面	0.11	0.03	二面分団
19	牛ヶ浦西川	牛ヶ浦西川	小池川	二面	0.10	0.03	〃
20	深田川	多尾川	蒲野東川	蒲野	0.23	0.12	三都分団
21	富士川	富士川	富士西川	神浦	0.45	0.18	三都分団
22	賢東川	賢東川	賢東川	二面	0.20	0.11	二面分団
23	競川	競川	迎西川	二面	0.06	0.02	〃

番号	河　川　名			位　置	地　形		担当分団
	水系名	河川名	渓流名		流路延長(km)	流域面積(km^2)	
24	競川	競川	山田川	二面	0.07	0.01	〃
25	競川	山田川	大原南川	二面	0.08	0.02	〃
26	豊栄川	池の内東川	池の内東川	室生	0.04	0.01	室生分団
27	豊栄川	送原川	送原川	室生	0.09	0.02	〃
28	豊栄川	大谷川	大谷川	室生	0.63	0.21	〃
29	豊栄川	大谷川	大谷西川	室生	0.53	0.14	〃
30	豊栄川	大谷川	山ノ神川	室生	0.48	0.09	〃
31	池田大川	山風呂川	土川南川	池田	0.33	0.07	池田分団
32	伝法川	殿川	市坂川	中山	0.30	0.08	中山分団
33	伝法川	殿川	市坂中川	中山	0.36	0.06	〃
34	伝法川	殿川	西蔭西川	中山	0.08	0.04	〃
35	伝法川	殿川	高坂川	中山	0.20	0.03	〃
36	伝法川	殿川	向条川	中山	0.13	0.03	〃
37	伝法川	殿川	伊谷川	中山	0.27	0.07	〃
38	伝法川	殿川	谷奥川	中山	0.30	0.55	〃
39	伝法川	殿川	亘西川	中山	0.17	0.05	〃
40	伝法川	殿川	中畑川	中山	0.18	0.11	〃

資料１１　地すべり危険箇所

（河川砂防課関係）

番号	箇所名	河川名			位置	担当分団	地形		被害想定区域内人家数(戸)
		水系名	河川名	渓流名			面積(ha)	勾配(度)	
1	当浜	当浜川	当浜川	当浜川 南原川	当浜	安田分団	29.4	28	55
2	清水	明神川			清水	西村分団	57.3	15	193
3	向条	中筋川	中筋川		苗羽	苗羽分団	81.6	13	31
4	坂手北	観音川	観音川	観音川	坂手	坂手分団	60.3	17	144
5	堀越			居手ノ川	堀越	苗羽分団	5.0	19	7
6	坂手南				坂手	坂手分団	39.2	19	30
7	中山	伝法川	殿川		中山	中山分団	149.8	20	145
8	奥中山	伝法川	殿川		中山	〃	6.2	23	1
9	吉野	春田川	春田川	春田川	吉野	三都分団	15.0	25	36
10	蒲野	蒲野川	蒲野川	蒲野川	三都	〃	57.2	25	62

（土地改良課関係）

番号	箇所名	河川名			位置	担当分団	地形		保全人家(戸)
		水系名	河川名	渓流名			防止区域面積(ha)	防止区域以外の被害想定区域面積(ha)	
1	中山	伝法川	殿川		中山	中山分団	75.0	0.0	80

資料１２　高堰堤

（県管理高堰堤）

番号	名称	河川名	規模			管理人	備考
			堤長	堤高	貯水量		
1	内海ダム	別当川水系別当川	423.00	43.00	1,060	香川県	
2	殿川ダム	伝法川水系殿川	192.00	35.60	690	〃	
3	粟地ダム	安田大川水系安田大川	290.00	46.00	780	〃	
4	吉田ダム	吉田川水系吉田川	218.00	74.50	2,360	〃	

（土地改良区管理高堰堤（ため池））

番号	名称	河川名	規模			管理人	備考
			堤長	堤高	貯水量		
1	三五郎池	安田大川 安田大川	150	18.0	85	内海町安田 三五郎池土改区	
2	中山池	伝法川 殿 川	144	17.0	72	蛙子池土改区	
3	新中山池	伝法川 殿 川	181	26.0	600	〃	

資料１３　主要水門

番号	名称	位　置	管理機関	備考
1	浜条川水門	池田	建設課	(準) 浜条川
2	馬木川水門	馬木	〃	(準) 馬木川

資料１４　山腹崩壊危険地区

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
1	西村	竹生	2	33	西村
2	西村	竹生	2	5	〃
3	西村	誓願寺	4	2	〃
4	西村	誓願寺	3	1	〃
5	西村	小見山	3	19	〃
6	西村	水田	2	6	〃
7	草壁本町	草壁	1	2	草壁
8	神懸通	信谷	2	21	〃
9	神懸通	信谷	2	42	〃
10	神懸通	信谷	1	37	〃
11	神懸通	萩尾	4	59	〃
12	神懸通	木ノ下	4	6	〃
13	神懸通	古落	3	76	〃
14	神懸通	古落	6	26	〃
15	神懸通	俊山	2	9	〃
16	神懸通	明石	4	0	〃
17	神懸通	明石	5	0	〃
18	神懸通	明石	3	3	〃
19	神懸通	明石	4	55	〃
20	神懸通	明石	2	86	〃
21	神懸通	片山	3	73	〃
22	片城	一ノ谷	2	48	〃
23	片城	殿山	1	13	〃
24	片城	殿山	1	26	〃
25	片城	極楽寺	1	30	〃
26	木庄	川西	3	55	〃
27	安田	狩人越	1	16	安田
28	安田	伴蔵	1	85	〃
29	安田	伴蔵	2	154	〃
30	安田	伴蔵	3	47	〃
31	安田	釿谷	4	5	〃
32	安田	釿谷	2	0	〃
33	安田	清滝	2	5	安田
34	安田	清滝	2	5	〃
35	安田	清滝	2	4	〃
36	安田	粟地	2	4	〃
37	安田	粟地	3	4	〃
38	安田	粟地	1	18	〃
39	安田	荒田越	2	1	〃
40	安田	古郷	2	13	〃
41	安田	古郷	3	8	〃
42	安田	落神	4	46	〃
43	安田	落神	3	143	〃
44	馬木	馬木山	6	261	苗羽
45	馬木	馬木山	7	227	〃
46	苗羽	馬木山	2	40	〃
47	苗羽	宮山	2	15	〃
48	苗羽	宮山	1	7	〃
49	苗羽	宮山	2	32	〃
50	苗羽	宮山	3	12	〃
51	苗羽	障子山	1	55	〃
52	苗羽	障子山	2	41	〃
53	苗羽	障子山	8	106	〃
54	苗羽	障子山	3	12	〃
55	苗羽	岡条	1	20	〃
56	苗羽	向山	3	193	〃
57	苗羽	向山	2	154	〃
58	苗羽	向山	3	32	〃
59	苗羽	芦ノ浦	9	95	〃
60	坂手	高尾	14	387	坂手
61	坂手	高尾	2	73	〃
62	古江	東通	3	18	苗羽
63	古江	西通	2	42	〃
64	古江	西通	3	24	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
65	古江	西通	10	40	苗羽
66	堀越	東脇	4	29	〃
67	堀越	北浦東	3	3	〃
68	堀越	北浦西	4	14	〃
69	堀越	北浦西	11	42	〃
70	田浦	向山	7	16	〃
71	田浦	切谷	4	16	〃
72	田浦	下北原	5	101	〃
73	田浦	南原	3	94	〃
74	古江	聖	2	5	〃
75	田浦	汐江	2	7	〃
76	堀越	西脇	4	0	〃
77	堀越	西脇	3	39	〃
78	堀越	西脇	4	40	〃
79	堀越	西脇	1	73	〃
80	堀越	東脇	3	51	〃
81	坂手	大手城	3	5	坂手
82	坂手	高尾	3	3	〃
83	坂手	小泊	3	14	〃
84	坂手	大角	4	5	〃
85	坂手	大角	2	14	〃
86	坂手	多尾	4	8	〃
87	坂手	小泊	3	9	〃
88	坂手	徳本	4	8	〃
89	橘	餅山	2	0	安田
90	橘	南生福田	3	218	〃
91	橘	荒神	1	3	〃
92	橘	荒神	6	128	〃
93	橘	荒神	10	217	〃
94	橘	荒神	8	237	〃
95	橘	荒神	4	168	〃
96	橘	波戸	2	4	〃
97	岩谷	椎木	3	16	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
98	岩谷	椎木	6	29	安田
99	岩谷	川向	2	20	〃
100	岩谷	亀崎	3	3	〃
101	岩谷	亀崎	3	4	〃
102	岩谷	亀崎	6	7	〃
103	岩谷	天狗岩	9	23	〃
104	当浜	南原	1	44	〃
105	当浜	南原	2	49	〃
106	当浜	北原	17	110	〃
107	福田	森滝	2	35	福田
108	福田	森滝	4	371	〃
109	福田	シダ山	1	51	〃
110	福田	シダ山	3	268	〃
111	福田	竿ヶ原	6	302	〃
112	福田	竿ヶ原	4	423	〃
113	福田	竿ヶ原	5	12	〃
114	吉田	川向	3	9	〃
115	吉田	家ノ上	1	69	〃
116	吉田	家ノ上	4	34	〃
117	吉田	家ノ上	4	14	〃
118	吉田	家ノ上	5	22	〃
119	蒲生	西ノ丸	4	149	蒲生
120	蒲生	東畑	3	80	〃
121	蒲生	西条	5	142	〃
122	蒲生	中条	3	71	〃
123	蒲生	東条	2	24	〃
124	蒲生	東脇	2	10	〃
125	池田	土川	3	18	池田
126	池田	栢ケ谷	2	0	〃
127	池田	柿ノ木谷	3	18	〃
128	池田	柿ノ木谷	2	4	〃
129	池田	東畑	1	81	〃
130	池田	小池	2	44	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
131	池田	迎	3	33	池田
132	室生	寺山	2	32	室生
133	室生	小南	1	47	〃
134	室生	麓	3	10	〃
135	室生	麓	1	106	〃
136	室生	麓	8	111	〃
137	二面	観音崎	3	33	二面
138	二面	観音崎	3	93	〃
139	二面	日陽	2	28	〃
140	二面	日陽	2	19	〃
141	二面	日陽	1	39	〃
142	二面	大原	1	7	〃
143	二面	東前	1	12	〃
144	二面	空条	2	33	〃
145	二面	迎	6	124	〃
146	二面	迎	6	105	〃
147	吉野	寺床	8	118	三都
148	吉野	上序	6	107	〃
149	吉野	迎	7	136	〃
150	神浦	富士	2	37	〃
151	神浦	富士	7	31	〃
152	神浦	白浜	9	6	〃
153	蒲野	市神子	1	8	〃
154	蒲野	吉ヶ浦	2	9	〃
155	蒲野	吉ヶ浦	3	30	〃
156	蒲野	目見ヶ谷	3	33	〃
157	蒲野	目見ヶ谷	5	6	〃
158	蒲野	沖田	6	46	〃
159	蒲野	滝ノ下	8	125	〃
160	蒲野	中谷	5	93	〃
161	蒲野	多尾	6	50	〃
162	蒲野	市ノ坪	4	24	〃
163	蒲野	小蒲野	6	14	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
164	蒲野	小蒲野	2	21	三都
165	蒲野	小蒲野	3	12	〃
166	二面	長崎	1	30	二面
167	二面	石場	2	8	〃
168	二面	石場	8	45	〃
169	二面	石場	2	27	〃
170	室生	赤坂	3	99	室生
171	中山	奥中山	98	12	中山
172	中山	大西	4	12	〃
173	中山	杉尾	4	15	〃
174	中山	水口	8	131	〃
175	中山	高尾	8	119	〃
176	中山	奥条	7	36	〃
177	中山	奥条	5	29	〃
178	中山	向条	1	13	〃
179	中山	殿川	1	15	〃
180	中山	市坂	12	18	〃

資料１５　崩壊土砂流出危険地区

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
1	西村	竹生	4.05	62	西村
2	西村	竹生	3.60	11	〃
3	西村	下図	10.80	158	〃
4	西村	下図	12.87	222	〃
5	西村	下図	16.20	31	〃
6	西村	西原	7.92	79	〃
7	西村	西原	1.08	52	〃
8	西村	寺山	17.28	271	〃
9	西村	小見山	1.89	87	〃
10	西村	水田	2.70	61	〃
11	西村	水田	2.16	44	〃
12	西村	水田	0.54	40	〃
13	西村	水田	0.54	48	〃
14	西村	清水	2.25	46	〃
15	西村	清水	5.04	51	〃
16	草壁本町	松山	0.54	36	草壁
17	草壁本町	松山	1.62	10	〃
18	草壁本町	尺越	1.62	279	〃
19	神懸通	萩尾	0.54	349	〃
20	神懸通	萩尾	0.54	43	〃
21	神懸通	平山	6.39	420	〃
22	神懸通	平山	14.40	279	〃
23	神懸通	平山	4.32	14	〃
24	神懸通	平山	0.54	5	〃
25	神懸通	石太子	15.30	11	〃
26	神懸通	古落	0.90	55	〃
27	神懸通	明神	7.20	45	〃
28	神懸通	下地	4.32	64	〃
29	神懸通	下地	6.48	46	〃
30	神懸通	下地	8.64	3	〃
31	神懸通	下地	10.53	3	〃
32	神懸通	樫尾	2.70	1	〃
33	神懸通	樫尾	12.96	1	草壁
34	神懸通	樫尾	5.04	1	〃
35	神懸通	樫尾	22.68	1	〃
36	片城	大谷	16.20	750	〃
37	神懸通	明石	0.42	0	〃
38	片城	小見山	18.00	332	〃
39	片城	小見山	9.45	143	〃
40	神懸通	明石	0.00	68	〃
41	片城	小見山	0.45	5	〃
42	片城	小見山	0.96	6	〃
43	木庄	平見	1.08	602	安田
44	片城	一ノ谷	0.45	17	草壁
45	木庄	上庄	0.45	80	安田
46	片城	極楽寺	0.96	80	草壁
47	木庄	平見	19.80	118	安田
48	木庄	平見	0.42	161	〃
49	安田	釿谷	5.67	0	〃
50	安田	釿谷	2.43	1	〃
51	安田	釿谷	0.54	2	〃
52	安田	釿谷	0.36	2	〃
53	安田	清滝	5.67	6	〃
54	安田	三五郎川	6.30	0	〃
55	安田	三五郎川	0.54	0	〃
56	安田	三五郎川	0.00	0	〃
57	安田	三五郎川	0.48	0	〃
58	安田	三五郎川	0.45	0	〃
59	安田	粟地	0.00	4	〃
60	安田	荒田越	0.36	6	〃
61	安田	清田谷	9.00	9	〃
62	安田	諸口	1.08	11	〃
63	安田	諸口	1.44	5	〃
64	安田	諸口	0.00	13	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
65	安田	榎峠	2.16	14	安田
66	安田	榎峠	3.60	9	〃
67	安田	北古郷	0.48	256	〃
68	安田	北古郷	1.08	377	〃
69	安田	北古郷	0.48	414	〃
70	安田	古郷	1.08	3	〃
71	安田	古郷	0.45	1	〃
72	安田	古郷	1.35	0	〃
73	安田	古郷	1.92	0	〃
74	苗羽	石休	5.76	56	苗羽
75	安田	古郷	2.16	8	安田
76	安田	坂ノ山	10.80	11	〃
77	安田	坂ノ山	1.62	118	〃
78	馬木	前林	1.44	982	苗羽
79	馬木	前林	1.80	151	〃
80	馬木	丸山	2.16	958	〃
81	苗羽	池ノ内	0.90	247	〃
82	苗羽	池ノ内	0.72	10	〃
83	苗羽	障子山	1.08	477	〃
84	苗羽	白石	0.00	793	〃
85	苗羽	白石	4.20	489	〃
86	苗羽	松尾	4.86	512	〃
87	苗羽	岡条	10.80	101	〃
88	坂手	高尾	1.62	305	坂手
89	田浦	切谷	1.62	17	苗羽
90	田浦	下北原	1.08	77	〃
91	田浦	上北原	2.70	95	〃
92	堀越	西脇	0.45	0	〃
93	坂手	高尾	1.62	280	坂手
94	坂手	東谷	3.78	75	〃
95	坂手	小泊	0.48	6	〃
96	坂手	小泊	3.24	4	〃
97	坂手	大泊	3.00	4	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
98	坂手	徳本	0.00	0	坂手
99	坂手	徳本	0.54	0	〃
100	坂手	徳本	1.62	2	〃
101	坂手	徳本	2.70	5	〃
102	坂手	徳本	4.32	0	〃
103	坂手	仲人石山	7.20	4	〃
104	坂手	仲人石山	0.54	3	〃
105	坂手	北谷	3.15	7	〃
106	坂手	北谷	0.90	7	〃
107	坂手	北谷	0.54	0	〃
108	坂手	北谷	1.08	0	〃
109	坂手	北谷	0.00	0	〃
110	橘	馬木山	3.24	0	安田
111	橘	馬木山	4.32	0	〃
112	橘	餅山	0.00	0	〃
113	橘	餅山	0.54	0	〃
114	橘	南生福田	1.35	46	〃
115	橘	北生福田	1.80	57	〃
116	橘	北生福田	1.62	150	〃
117	橘	北生福田	0.48	60	〃
118	橘	北生福田	1.89	165	〃
119	橘	北生福田	4.05	67	〃
120	橘	北生福田	0.00	184	〃
121	橘	波戸	0.90	1	〃
122	岩谷	椎木	8.10	6	〃
123	岩谷	川向	0.63	7	〃
124	岩谷	川向	0.45	12	〃
125	岩谷	天狗岩	14.58	19	〃
126	当浜	中山	4.05	3	〃
127	当浜	南原	2.40	0	〃
128	当浜	南原	0.84	79	〃
129	当浜	南原	3.78	99	〃
130	当浜	北原	10.80	87	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
131	当浜	北原	0.24	19	安田
132	当浜	北原	0.00	1	〃
133	福田	森滝	2.70	2	福田
134	福田	森滝	1.62	4	〃
135	福田	近谷	4.86	309	〃
136	福田	近谷	1.35	16	〃
137	福田	近谷	5.40	75	〃
138	福田	竿ヶ原	0.30	79	〃
139	福田	竿ヶ原	1.62	99	〃
140	福田	竿ヶ原	0.72	171	〃
141	福田	竿ヶ原	0.90	50	〃
142	福田	竿ヶ原	0.45	4	〃
143	吉田	川向	0.24	6	〃
144	吉田	川向	1.08	2	〃
145	吉田	川向	0.60	1	〃
146	福田	平間	0.90	0	〃
147	福田	平間	2.25	3	〃
148	福田	平間	9.72	10	〃
149	吉田	家ノ上	1.20	2	〃
150	吉田	家ノ上	1.80	6	〃
151	吉田	家ノ上	0.00	41	〃
152	吉田	家ノ上	0.18	42	〃
153	吉田	家ノ上	0.18	65	〃
154	橘	南生福田	1.05	1	安田
155	蒲生	入部	0.30	144	蒲生
156	蒲生	山口	0.12	53	〃
157	蒲生	山口	0.54	99	〃
158	蒲生	奥ノ谷	0.60	26	〃
159	蒲生	西上	1.20	231	〃
160	蒲生	西土	1.44	115	〃
161	蒲生	滝ノ下	0.72	322	〃
162	蒲生	滝ノ下	1.62	67	〃
163	蒲生	東条	0.45	110	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
164	池田	西ノ谷	0.90	84	池田
165	池田	滝ノ下	1.20	55	〃
166	池田	笹谷	0.45	97	〃
167	池田	笹谷	1.20	45	〃
168	池田	笹谷	1.80	100	〃
169	池田	中谷	1.44	133	〃
170	池田	中谷	1.80	51	〃
171	池田	男木	1.26	53	〃
172	池田	男木	0.24	205	〃
173	池田	大石ヶ谷	0.24	0	〃
174	池田	大石ヶ谷	0.36	2	〃
175	池田	大石ヶ谷	0.36	0	〃
176	池田	後谷	1.44	88	〃
177	池田	土川	2.40	31	〃
178	池田	土川	0.36	18	〃
179	池田	土川	0.12	13	〃
180	池田	土川	0.12	53	〃
181	池田	土川	0.24	43	〃
182	池田	大石	2.10	6	〃
183	池田	赤柴	3.00	0	〃
184	池田	サレ	2.70	354	〃
185	池田	栢ヶ谷	1.80	310	〃
186	池田	栢ヶ谷	0.21	214	〃
187	池田	栢ヶ谷	0.30	242	〃
188	池田	栢ヶ谷	0.15	40	〃
189	池田	栢ヶ谷	0.36	75	〃
190	池田	信谷	0.36	12	〃
191	池田	信谷	0.15	8	〃
192	池田	信谷	0.15	11	〃
193	池田	小池	0.12	2	〃
194	池田	小池	0.15	63	〃
195	室生	常楽坊	0.36	86	室生
196	室生	常楽坊	0.24	64	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
197	室生	次ノ谷	0.54	18	〃
198	池田	柿ノ木谷	0.30	8	池田
199	池田	柿ノ木谷	0.72	13	〃
200	池田	栢ヶ谷	0.72	8	〃
201	室生	細谷	1.26	12	室生
202	室生	大谷	0.96	7	〃
203	室生	大峠	0.24	0	〃
204	室生	大峠	0.30	0	〃
205	室生	送原	0.60	0	〃
206	室生	栗ノ木谷	0.36	24	〃
207	室生	栗ノ木谷	0.36	24	〃
208	室生	玉ノ木	0.12	60	〃
209	室生	池ノ内	0.36	1	〃
210	室生	池ノ内	0.24	76	〃
211	二面	日陽	0.30	15	二面
212	二面	日陽	0.45	19	〃
213	二面	日陽	0.15	24	〃
214	二面	日陽	0.36	35	〃
215	二面	奥山	0.00	31	〃
216	二面	大原	0.54	0	〃
217	二面	大原	0.18	56	〃
218	二面	大原	0.36	13	〃
219	二面	奥山	0.00	81	〃
220	二面	奥山	0.30	0	〃
221	二面	奥山	0.75	0	〃
222	二面	空条	0.30	23	〃
223	二面	迎	0.12	53	〃
224	吉野	奥条	0.15	20	三都
225	吉野	奥条	0.12	36	〃
226	吉野	奥条	0.30	1	〃
227	吉野	奥条	0.00	2	〃
228	二面	白ヶ奥	0.15	1	二面
229	吉野	中谷	0.45	3	三都

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
230	吉野	折谷	0.24	15	〃
231	吉野	折谷	0.36	42	三都
232	神浦	富士	0.00	8	〃
233	吉野	富士	0.36	14	〃
234	神浦	スミハナ	0.75	110	〃
235	神浦	スミハナ	1.05	56	〃
236	神浦	スミハナ	0.90	62	〃
237	神浦	松山	0.30	49	〃
238	神浦	トハマ	0.90	26	〃
239	蒲野	谷尻	0.54	30	〃
240	蒲野	水尻	0.60	2	〃
241	蒲野	市神子	0.00	13	〃
242	蒲野	中谷	0.30	55	〃
243	蒲野	多尾	0.12	28	〃
244	二面	長崎	0.45	0	二面
245	二面	牛ヶ浦	0.15	4	〃
246	二面	牛ヶ浦	0.15	11	〃
247	二面	牛ヶ浦	0.00	20	〃
248	二面	石場	0.45	37	〃
249	二面	石場	0.72	10	〃
250	二面	石場	0.12	16	〃
251	二面	石場	0.48	29	〃
252	二面	石場	0.54	26	〃
253	室生	大峠	0.24	46	室生
254	室生	空囲	0.45	57	〃
255	室生	赤坂	0.96	20	〃
256	室生	赤坂	0.30	32	〃
257	室生	赤坂	0.15	32	〃
258	室生	トウメ	1.92	149	〃
259	池田	谷奥	0.42	0	池田
260	池田	谷奥	1.26	0	〃
261	池田	嶮岨山	0.84	0	〃
262	中山	嶮岨山	1.62	4	中山

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団
263	中山	奥中山	0.42	5	〃
264	中山	坂手原	1.80	105	中山
265	中山	奥条	0.45	5	〃
266	中山	奥条	0.45	4	〃
267	池田	カゲ	0.36	2	池田
268	池田	カゲ	0.36	0	〃
269	中山	向条	0.90	7	中山
270	中山	向条	0.90	2	〃
271	中山	薄木	1.44	1	〃
272	中山	向条	0.12	10	〃
273	中山	向条	0.12	5	〃
274	中山	殿川	0.24	13	〃
275	中山	殿川	0.45	2	〃
276	中山	市坂	0.90	0	〃
277	中山	市坂	0.72	0	〃
278	中山	市坂	0.45	3	〃
279	中山	市坂	0.60	2	〃
280	中山	市坂	0.90	0	〃

番号	位置 大字	位置 小字	面積 (ha)	人家数	担当分団

資料１６　土砂災害警戒区域

自然災害の発生原因となる自然現象：急傾斜地の崩壊

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
1	福田	森滝_1	Ⅰ-153	○		福田公民館	福田	福田分団
2	〃	森滝_2	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
3	〃	森滝_3	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
4	〃	森滝_4	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
5	〃	森滝_5	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
6	〃	森滝_6	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
7	〃	森滝_7	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
8	〃	森滝_8	Ⅰ-153	○		〃	〃	〃
9	〃	二ノ坪	Ⅰ-154	○		〃	〃	〃
10	〃	前浜_1	Ⅰ-155	○		〃	〃	〃
11	〃	前浜_2	Ⅰ-155	○		〃	〃	〃
12	〃	前浜_3	Ⅰ-155	○		〃	〃	〃
13	吉田	家の上	Ⅰ-156	○		〃	〃	〃
14	〃	掛場	Ⅰ-157	○		〃	〃	〃
15	〃	姥ヶ谷	Ⅰ-561	○		〃	〃	〃
16	〃	家の上(B)	Ⅱ-158	○		〃	〃	〃
17	〃	家の上(C)	Ⅱ-1794	○		〃	〃	〃
18	当浜	北原(A)	Ⅰ-151	○		公営住宅集会所	当浜	安田分団
19	〃	北原(B)	Ⅱ-152	○		〃	〃	〃
20	〃	南原(C)_1	Ⅱ-1793	○		〃	〃	〃
21	〃	南原(C)_2	Ⅱ-1793	○		〃	〃	〃
22	岩谷	椎木	Ⅱ-150	○		岩谷集会所・公営住宅集会所	岩谷	〃
23	橘	岡見場(A)	Ⅰ-149	○		橘会館	橘	〃
24	〃	岡見場(B)_1	Ⅰ-701	○		〃	〃	〃
25	〃	岡見場(B)_2	Ⅰ-701	○		〃	〃	〃
26	〃	岡見場(B)_3	Ⅰ-701	○		〃	〃	〃
27	〃	岡見場(B)_4	Ⅰ-701	○		〃	〃	〃
28	坂手	波戸ノ上(A)	Ⅰ-145	○		坂手公民館	坂手	坂手分団
29	〃	東谷(A)	Ⅰ-147	○		〃	〃	〃
30	〃	東谷(B)_1	Ⅰ-148	○		〃	〃	〃
31	〃	東谷(B)_2	Ⅰ-148	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
32	坂手	東谷(B)_3	Ⅰ-148	○		坂手公民館	坂手	坂手分団
33	坂手	東谷(B)_4	Ⅰ-148	○		〃	〃	〃
34	〃	西片山	Ⅱ-146	○		〃	〃	〃
35	〃	遠目石_1	Ⅱ-1795	○		〃	〃	〃
36	〃	遠目石_2	Ⅱ-1795	○		〃	〃	〃
37	古江	東通	Ⅰ-140	○		丸虎食品	古江	苗羽分団
38	〃	西通_1	Ⅱ-54	○		〃	〃	〃
39	〃	西通_2	Ⅱ-54	○		〃	〃	〃
40	〃	西通_3	Ⅱ-54	○		〃	〃	〃
41	〃	西通_4	Ⅱ-54	○		〃	〃	〃
42	〃	聖り	Ⅱ-57	○		〃	〃	〃
43	〃	東通(2)	Ⅱ-560	○		〃	〃	〃
44	〃	西通(2)_1	Ⅱ-561	○		〃	〃	〃
45	〃	西通(2)_2	Ⅱ-561	○		〃	〃	〃
46	田浦	南原(B)	Ⅰ-143	○		二十四の瞳館	田浦	〃
47	〃	南原(A)	Ⅰ-144	○		〃	〃	〃
48	〃	切谷_1	Ⅱ-142	○		〃	〃	〃
49	〃	切谷_2	Ⅱ-142	○		〃	〃	〃
50	堀越	東脇_1	Ⅰ-55	○		堀越庵	堀越	〃
51	〃	東脇_2	Ⅰ-55	○		〃	〃	〃
52	〃	中	Ⅰ-141	○		〃	〃	〃
53	〃	東浦	Ⅱ-56	○		〃	〃	〃
54	〃	東脇(2)	Ⅱ-562	○		〃	〃	〃
55	馬木	池ノ内(A)	Ⅰ-51	○		真光寺	馬木	〃
56	〃	坂の山(A)_1	Ⅰ-131	○		〃	〃	〃
57	〃	坂の山(A)_2	Ⅰ-131	○		〃	〃	〃
58	〃	坂の山(B)_1	Ⅰ-132	○		〃	〃	〃
59	〃	坂の山(B)_2	Ⅰ-132	○		〃	〃	〃
60	〃	池ノ内(B)	Ⅰ-133	○		〃	〃	〃
61	苗羽	中越(A)_1	Ⅰ-134	○		常光寺	苗羽	〃
62	〃	中越(A)_2	Ⅰ-134	○		〃	〃	〃
63	〃	宮山(A)_1	Ⅰ-135	○		〃	〃	〃
64	馬木	宮山(A)_2	Ⅰ-135	○		真光寺	馬木	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
65	馬木	宮山(A)_3	Ⅰ-135	○		真光寺	馬木	苗羽分団
66	〃	宮山(A)_4	Ⅰ-135	○		〃	〃	〃
67	〃	宮山(A)_5	Ⅰ-135	○		〃	〃	〃
68	〃	宮山(B)	Ⅰ-136	○		〃	〃	〃
69	〃	宮山_1	Ⅰ-137	○		〃	〃	〃
70	〃	宮山_2	Ⅰ-137	○		〃	〃	〃
71	苗羽	カチ山	Ⅰ-138	○		苗羽小学校	苗羽	〃
72	馬木	今坂(B)_1	Ⅰ-560	○		真光寺	馬木	〃
73	〃	今坂(B)_2	Ⅰ-560	○		〃	〃	〃
74	苗羽	中越(B)	Ⅱ-52	○		常光寺	苗羽	〃
75	〃	岡条_1	Ⅱ-559	○		〃	〃	〃
76	〃	岡条_2	Ⅱ-559	○		〃	〃	〃
77	〃	糸鍬(B)_1	Ⅱ-617	○		〃	〃	〃
78	〃	糸鍬(B)_2	Ⅱ-617	○		〃	〃	〃
79	〃	芦ノ浦(B)	Ⅱ-618	○		〃	〃	〃
80	〃	カチ山(B)	Ⅱ-820	○		〃	〃	〃
81	馬木	坂の山(C)	Ⅱ-840	○		真光寺	馬木	〃
82	〃	今坂(2)	Ⅱ-1796	○		〃	〃	〃
83	〃	中越(C)	Ⅱ-1797	○		〃	〃	〃
84	安田	西縄手_1	Ⅰ-127	○	○	福祉会館	安田	安田分団
85	〃	西縄手_2	Ⅰ-127	○	○	〃	〃	〃
86	〃	井手首	Ⅰ-128	○	○	〃	〃	〃
87	〃	空条	Ⅰ-129	○	○	〃	〃	〃
88	〃	諸口	Ⅱ-130	○	○	〃	〃	〃
89	片城	殿山(A)_1	Ⅰ-123	○		小豆島町役場西館	片城	草壁分団
90	〃	殿山(A)_2	Ⅰ-123	○		〃	〃	〃
91	〃	山越	Ⅰ-559	○		〃	〃	〃
92	〃	極楽寺	Ⅱ-1798	○		〃	〃	〃
93	木庄	川西	Ⅰ-125	○	○	木庄集会所	安田	安田分団
94	〃	谷	Ⅰ-126	○	○	〃	〃	〃
95	神懸通	木ノ下(B)	Ⅰ-120	○		草壁公民館	神懸通	草壁分団
96	〃	片山(A)	Ⅰ-121	○		〃	〃	〃
97	〃	片山(B)	Ⅰ-122	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
98	神懸通	大石	Ⅰ-558	○		草壁公民館	神懸通	草壁分団
99	〃	木ノ下(A)	Ⅱ-49	○		〃	〃	〃
100	草壁本町	松山_1	Ⅰ-117	○		〃	草壁本町	〃
101	〃	松山_2	Ⅰ-117	○		〃	〃	〃
102	〃	下川西(A)_1	Ⅰ-118	○		〃	〃	〃
103	〃	下川西(A)_2	Ⅰ-118	○		〃	〃	〃
104	〃	松山(2)	Ⅱ-563	○		〃	〃	〃
105	西村	誓願寺(A)	Ⅰ-48	○		西村公民館	西村	西村分団
106	〃	誓願寺(B)	Ⅰ-114	○		〃	〃	〃
107	〃	清水	Ⅰ-116	○		〃	〃	〃
108	〃	荒神_1	Ⅱ-47	○		〃	〃	〃
109	〃	荒神_2	Ⅱ-47	○		〃	〃	〃
110	〃	竹生_1	Ⅱ-558	○		サン・オリーブ	〃	〃
111	〃	竹生_2	Ⅱ-558	○		〃	〃	〃
112	〃	竹生_3	Ⅱ-558	○		〃	〃	〃
113	〃	東原	Ⅱ-616	○		〃	〃	〃
114	〃	誓願寺	Ⅱ-1799	○		西村公民館	〃	〃
115	室生	浜町	Ⅰ-79	○		室生自治会館	室生	室生分団
116	〃	麓	Ⅰ-206	○		〃	〃	〃
117	二面	赤坂	Ⅰ-220	○		小豆島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	二面	二面分団
118	〃	赤坂(2)	Ⅱ-1816	○		〃	〃	〃
119	〃	長崎_1	Ⅰ-83	○		立住製麺作業所	〃	〃
120	〃	長崎_2	Ⅰ-83	○		〃	〃	〃
121	〃	久保田	Ⅰ-207	○		〃	〃	〃
122	〃	牛ヶ浦_1	Ⅰ-219	○		東浦集会所	〃	〃
123	〃	牛ヶ浦_2	Ⅰ-219	○		〃	〃	〃
124	〃	観音崎	Ⅰ-571	○		〃	〃	〃
125	〃	観音崎(2)	Ⅱ-204	○		〃	〃	〃
126	〃	石場(1)	Ⅱ-568	○		公営住宅集会所	〃	〃
127	〃	石場(2)	Ⅱ-1815	○		〃	〃	〃
128	〃	牛ヶ浦(2)_1	Ⅱ-1817	○		東浦集会所	〃	〃
129	〃	牛ヶ浦(2)_2	Ⅱ-1817	○		〃	〃	〃
130	〃	大原	Ⅱ-1818	○		二生公民館	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
131	二面	奥序(2)	Ⅱ-1820	○		二生公民館	二面	二面分団
132	蒲野	沖田笠滝	Ⅰ-211	○		三都公民館	蒲野	三都分団
133	〃	吉ヶ浦	Ⅰ-213	○		吉ヶ浦集会所	南蒲野	〃
134	〃	谷尻南	Ⅰ-217	○		公営住宅集会所	〃	〃
135	〃	谷尻	Ⅱ-81	○		〃	〃	〃
136	〃	目見ヶ谷_1	Ⅱ-212	○		吉ヶ浦集会所	〃	〃
137	〃	目見ヶ谷_2	Ⅱ-212	○		〃	〃	〃
138	〃	市神子	Ⅱ-214	○		南蒲野公民館	〃	〃
139	〃	小蒲野_1	Ⅱ-218	○		三都公民館	蒲野	〃
140	〃	小蒲野_2	Ⅱ-218	○		〃	〃	〃
141	〃	三都	Ⅱ-569	○		〃	〃	〃
142	〃	目見ヶ谷(2)	Ⅱ-1821	○		吉ヶ浦集会所	南蒲野	〃
143	神浦	富士	Ⅰ-215	○		神浦ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	神浦	〃
144	〃	松山	Ⅰ-216	○		〃	〃	〃
145	吉野	北山奥序_1	Ⅰ-208	○		吉野地区集落ｾﾝﾀｰ	吉野	〃
146	〃	北山奥序_2	Ⅰ-208	○		〃	〃	〃
147	〃	北山奥序_3	Ⅰ-208	○		〃	〃	〃
148	〃	折谷	Ⅰ-210	○		〃	〃	〃
149	〃	奥条(2)	Ⅱ-1819	○		〃	〃	〃
150	池田	清水谷	Ⅰ-203	○		イマージュセンター	平木	池田分団
151	〃	前山_1	Ⅰ-205	○	○	〃	浜条	〃
152	〃	前山_2	Ⅰ-205	○		〃	〃	〃
153	〃	前山_3	Ⅰ-205	○		〃	〃	〃
154	〃	垣内	Ⅱ-571	○	○	〃	上地	〃
155	蒲生	中条_1	Ⅰ-201	○		蒲生公民館	中蒲生	蒲生分団
156	〃	中条_2	Ⅰ-201	○		〃	〃	〃
157	〃	入部	Ⅱ-199	○		入部自治会館	入部	〃
158	〃	西条	Ⅱ-200	○		蒲生公民館	西蒲生	〃
159	〃	東畑	Ⅱ-202	○		中東蒲生生活共同会館	東蒲生	〃
160	池田	滝ノ下_1	Ⅱ-1826	○		イマージュセンター	平木	〃
161	〃	滝ノ下_2	Ⅱ-1826	○		〃	〃	〃
162	蒲生	入部(2)	Ⅱ-1827	○		入部自治会館	入部	〃
163	〃	入部(3)	Ⅱ-1828	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
164	中山	水口_1	Ⅰ-78	○		中山ふるさと会館	中山	中山分団
165	〃	水口_2	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
166	〃	水口_3	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
167	〃	水口_4	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
168	〃	水口_5	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
169	〃	水口_6	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
170	〃	水口_7	Ⅰ-78	○		〃	〃	〃
171	〃	大西_1	Ⅰ-196	○		西中山ふれあい会館	〃	〃
172	〃	大西_2	Ⅰ-196	○		〃	〃	〃
173	〃	奥中山	Ⅰ-248	○		中山ふるさと会館	〃	〃
174	〃	岡条	Ⅱ-197	○		西中山ふれあい会館	〃	〃
175	〃	奥条	Ⅱ-198	○		中山ふるさと会館	〃	〃
176	〃	向條(1)	Ⅱ-570	○		〃	〃	〃
177	〃	水口(2)	Ⅱ-572	○		〃	〃	〃
178	〃	向條(3)	Ⅱ-1822	○		西中山ふれあい会館	〃	〃
179	〃	向條(2)	Ⅱ-1823	○		〃	〃	〃
180	〃	市坂(1)	Ⅱ-1824	○		〃	〃	〃
181		市坂(2)	Ⅱ-1825	○		〃	〃	〃

自然災害の発生原因となる自然現象：土石流

番号	所在地	渓流名	渓流番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
1	吉田	吉田窪北川	14-1-Ⅰ	○		福田公民館	福田	福田分団
2	〃	吉田窪南川	14-2-Ⅰ	○		〃	〃	〃
3	〃	家の上川	14-3-Ⅰ	○		〃	〃	〃
4	〃	家の上西川	14-4-Ⅰ	○		〃	〃	〃
5	〃	北畑川	14-5-Ⅰ	○		〃	〃	〃
6	〃	家の上南川	14-6-Ⅰ	○		〃	〃	〃
7	〃	角田西川	14-7-Ⅰ	○		〃	〃	〃
8	〃	角田東川	14-8-Ⅰ	○		〃	〃	〃
9	〃	角田南川	14-9-Ⅰ	○		〃	〃	〃
10	福田	竿ヶ原川	14-3-Ⅱ	○		〃	〃	〃
11	〃	竿ヶ原南川	14-4-Ⅱ	○		〃	〃	〃
12	〃	大谷川	14-5-Ⅱ	○		〃	〃	〃
13	〃	宮北川	14-10-Ⅰ	○		〃	〃	〃
14	〃	宮川	14-11-Ⅰ	○		〃	〃	〃
15	〃	丹波川	14-12-Ⅰ	○		〃	〃	〃
16	〃	流川	14-13-Ⅰ	○		〃	〃	〃
17	〃	流西川	14-14-Ⅰ	○		〃	〃	〃
18	〃	四辺東川	14-15-Ⅰ	○		〃	〃	〃
19	〃	四辺西川	14-16-Ⅰ	○		〃	〃	〃
20	〃	伊豆川	14-17-Ⅰ	○		〃	〃	〃
21	〃	小寺北川	14-18-Ⅰ	○		〃	〃	〃
22	〃	近谷川	14-19-Ⅰ	○		〃	〃	〃
23	〃	近谷南川	14-20-Ⅰ	○		〃	〃	〃
24	〃	尾崎東川	14-21-Ⅰ	○		〃	〃	〃
25	〃	森庄川	14-22-Ⅰ	○		〃	〃	〃
26	〃	三前川	14-23-Ⅰ	○		〃	〃	〃
27	〃	田ノ切川	14-24-Ⅰ	○		〃	〃	〃
28	〃	平間川①	14-1-Ⅱ	○		〃	〃	〃
29	〃	平間川②	14-2-Ⅱ	○		〃	〃	〃
30	当浜	南原東川	14-25-Ⅰ	○		公営住宅集会所	当浜	安田分団
31	〃	南原西川	14-26-Ⅰ	○		〃	〃	〃
32	〃	当浜川	14-27-Ⅰ	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
33	当浜	南原南川	14-28-Ⅰ	○		公営住宅集会所	当浜	安田分団
34	〃	北原川	14-6-Ⅱ	○		〃	〃	〃
35	〃	当浜北川①	14-7-Ⅱ	○		〃	〃	〃
36	〃	当浜北川②	14-8-Ⅱ	○		〃	〃	〃
37	岩谷	城石川	14-29-Ⅰ	○		岩谷集会所・公営住宅集会所	岩谷	〃
38	〃	岩ケ谷北川①	14-30-Ⅰ	○		〃	〃	〃
39	〃	岩ケ谷北川②	14-31-Ⅰ	○		〃	〃	〃
40	〃	岩ケ谷川	14-32-Ⅰ	○		〃	〃	〃
41	〃	椎木川	14-33-Ⅰ	○		〃	〃	〃
42	〃	亀崎北川	14-9-Ⅱ	○		〃	〃	〃
43	〃	亀崎川	14-10-Ⅱ	○		〃	〃	〃
44	〃	亀崎南川	14-11-Ⅱ	○		〃	〃	〃
45	〃	椎木北川	14-12-Ⅱ	○		〃	〃	〃
46	橘	猿舞台川	14-34-Ⅰ	○		橘会館	橘	〃
47	〃	荒神東川	14-35-Ⅰ	○		〃	〃	〃
48	〃	荒神西川	14-36-Ⅰ	○		〃	〃	〃
49	〃	橘北川	14-37-Ⅰ	○		〃	〃	〃
50	〃	橘川	14-38-Ⅰ	○		〃	〃	〃
51	〃	橘南川	14-39-Ⅰ	○		〃	〃	〃
52	〃	岡見場川	14-40-Ⅰ	○		〃	〃	〃
53	〃	白崎川	14-41-Ⅰ	○		〃	〃	〃
54	坂手	東谷南川	14-42-Ⅰ	○		坂手公民館	坂手	坂手分団
55	〃	東谷川	14-43-Ⅰ	○		〃	〃	〃
56	〃	灘上川	14-44-Ⅰ	○		〃	〃	〃
57	〃	観音川	14-45-Ⅰ	○		〃	〃	〃
58	〃	徳本川	14-13-Ⅱ	○		徳本巌宅	〃	〃
59	〃	大泊川	14-14-Ⅱ	○		小森撤幸宅	〃	〃
60	田浦	田ノ浦川	14-47-Ⅰ	○		二十四の瞳館	田浦	苗羽分団
61	〃	田ノ浦北川	14-48-Ⅰ	○		〃	〃	〃
62	〃	切谷川	14-49-Ⅰ	○		〃	〃	〃
63	堀越	堀越川	14-46-Ⅰ-1	○		堀越庵	堀越	〃
64	〃	堀越川	14-46-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
65	〃	北浦川	14-50-Ⅰ	○		堀越庵	堀越	苗羽分団
66	堀越	東脇川	14-51-Ⅰ	○		〃	〃	〃
67	苗羽	芦ノ浦南川	14-52-Ⅰ	○		双葉会館	苗羽	〃
68	〃	芦浦川	14-53-Ⅰ	○		〃	〃	〃
69	〃	岡条東川	14-54-Ⅰ	○		常光寺	〃	〃
70	〃	向条川	14-55-Ⅰ	○		〃	〃	〃
71	〃	川向川	14-56-Ⅰ	○		〃	〃	〃
72	〃	中筋川	14-57-Ⅰ	○		〃	〃	〃
73	〃	中筋上川	14-58-Ⅰ	○		〃	〃	〃
74	馬木	中越川	14-59-Ⅰ	○		苗羽小学校	馬木	〃
75	〃	池ノ内川	14-60-Ⅰ	○		真光寺	〃	〃
76	〃	馬木川	14-61-Ⅰ	○		〃	〃	〃
77	〃	馬木上川	14-62-Ⅰ-1	○		〃	〃	〃
78	〃	馬木上川	14-62-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
79	安田	仲ノ谷川	14-63-Ⅰ-1	○		福祉会館	安田	安田分団
80	〃	仲ノ谷川	14-63-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
81	〃	諸口川	14-64-Ⅰ	○		〃	〃	〃
82	〃	安田大川	14-65-Ⅰ	○		〃	〃	〃
83	〃	荒田越川	14-15-Ⅱ	○		〃	〃	〃
84	〃	北古郷南川	14-1-Ⅲ	○		〃	〃	〃
85	〃	北古郷北川	14-2-Ⅲ	○		〃	〃	〃
86	木庄	木庄川	14-66-Ⅰ	○		木庄集会所	〃	〃
87	〃	上庄北川	14-67-Ⅰ	○		〃	〃	〃
88	〃	上庄南川	14-68-Ⅰ	○		〃	〃	〃
89	片城	小坪東川	14-69-Ⅰ	○		小豆島町役場西館	片城	草壁分団
90	〃	片城川	14-70-Ⅰ	○		〃	〃	〃
91	神懸通	荒神川	14-71-Ⅰ	○		神懸通集会所	神懸通	〃
92	〃	別当川	14-72-Ⅰ	○		〃	〃	〃
93	〃	青木川	14-73-Ⅰ	○		〃	〃	〃
94	〃	古落川	14-74-Ⅰ	○		〃	〃	〃
95	〃	堀川	14-75-Ⅰ	○		〃	〃	〃
96	〃	山木川	14-76-Ⅰ	○		草壁公民館	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
97	〃	西城川	14-77-Ⅰ-1	○		草壁公民館	神懸通	草壁分団
98	〃	西城川	14-77-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
99	神懸通	西城川	14-77-Ⅰ-3	○		〃	〃	〃
100	〃	西城川	14-77-Ⅰ-4	○		〃	〃	〃
101	草壁本町	信谷川	14-78-Ⅰ	○		〃	草壁本町	〃
102	〃	本堂川	14-79-Ⅰ	○		〃	〃	〃
103	〃	松山東川	14-16-Ⅱ	○		〃	〃	〃
104	〃	松山西川	14-17-Ⅱ	○		〃	〃	〃
105	西村	清水東川	14-80-Ⅰ	○		西村公民館	西村	西村分団
106	〃	清水川	14-81-Ⅰ	○		〃	〃	〃
107	〃	清水中川	14-82-Ⅰ	○		〃	〃	〃
108	〃	清水上川	14-83-Ⅰ	○		〃	〃	〃
109	〃	明神東川	14-84-Ⅰ	○		〃	〃	〃
110	〃	明神東川②	14-85-Ⅰ	○		〃	〃	〃
111	〃	明神東川①	14-86-Ⅰ	○		〃	〃	〃
112	〃	西村西川	14-87-Ⅰ	○		〃	〃	〃
113	〃	明神川	14-88-Ⅰ	○		〃	〃	〃
114	〃	流川	14-89-Ⅰ	○		〃	〃	〃
115	〃	流上川	14-90-Ⅰ-1	○		サン・オリーブ	〃	〃
116	〃	流上川	14-90-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
117	〃	水木川	14-91-Ⅰ	○		〃	〃	〃
118	〃	西城東川	14-92-Ⅰ	○		〃	〃	〃
119	〃	西条西川	14-93-Ⅰ	○		〃	〃	〃
120	〃	竹生東条川	14-94-Ⅰ	○		〃	〃	〃
121	〃	竹生川	14-95-Ⅰ	○		〃	〃	〃
122	〃	遠目川	16-1-Ⅰ	○		〃	〃	〃
123	室生	赤坂東川	16-2-Ⅰ	○		小豆島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	室生	室生分団
124	〃	赤坂中川	16-3-Ⅰ	○		〃	〃	〃
125	〃	赤坂西川	16-4-Ⅰ	○		〃	〃	〃
126	〃	竹生川	16-5-Ⅰ	○		〃	〃	〃
127	〃	竹生西川	16-6-Ⅰ	○		〃	〃	〃
128	〃	空回西川	16-7-Ⅰ	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
129	〃	空回中川	16-8-Ⅰ	○		小豆島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	室生	室生分団
130	二面	空回東川	16-9-Ⅰ	○		〃	二面	二面分団
131	〃	石場北川	16-10-Ⅰ	○		〃	〃	〃
132	室生	南城南川	16-50-Ⅰ	○		室生自治会館	室生	室生分団
133	〃	南城川	16-51-Ⅰ	○		〃	〃	〃
134	〃	麓川	16-52-Ⅰ	○		〃	〃	〃
135	〃	麓北川	16-53-Ⅰ	○		〃	〃	〃
136	〃	池の内川	16-54-Ⅰ	○		〃	〃	〃
137	〃	池の内中川	16-55-Ⅰ	○		〃	〃	〃
138	〃	次の谷川	16-56-Ⅰ	○		〃	〃	〃
139	〃	室生西川	16-57-Ⅰ	○		〃	〃	〃
140	〃	池の内東川	16-9-Ⅱ	○		〃	〃	〃
141	〃	送原川	16-10-Ⅱ	○		小豆島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	〃	〃
142	〃	大谷川	16-11-Ⅱ	○		〃	〃	〃
143	〃	大谷西川	16-12-Ⅱ	○		〃	〃	〃
144	〃	山ノ神川	16-13-Ⅱ	○		〃	〃	〃
145	二面	石場川	16-11-Ⅰ	○		公営住宅集会所	二面	二面分団
146	〃	石場南川	16-12-Ⅰ	○		〃	〃	〃
147	〃	牛ヶ浦北川	16-13-Ⅰ	○		東浦集会所	〃	〃
148	〃	牛ヶ浦川	16-14-Ⅰ	○		〃	〃	〃
149	〃	牛ヶ浦西川	16-15-Ⅰ	○		〃	〃	〃
150	〃	長崎川	16-16-Ⅰ	○		立住製麺作業所	〃	〃
151	〃	迎川	16-38-Ⅰ	○		二生公民館	〃	〃
152	〃	迎中川	16-39-Ⅰ	○		〃	〃	〃
153	〃	迎東川	16-40-Ⅰ	○		〃	〃	〃
154	〃	空條川	16-41-Ⅰ	○		〃	〃	〃
155	〃	大原川	16-42-Ⅰ	○		〃	〃	〃
156	〃	競川南川	16-43-Ⅰ	○		〃	〃	〃
157	〃	競川	16-44-Ⅰ	○		〃	〃	〃
158	〃	競川西川	16-45-Ⅰ	○		〃	〃	〃
159	〃	明石川	16-46-Ⅰ	○		〃	〃	〃
160	〃	日陽川	16-47-Ⅰ	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
161	〃	日陽西川	16-48-Ⅰ	○		二生公民館	二面	二面分団
162	〃	寺前川	16-49-Ⅰ	○		〃	〃	〃
163	〃	石場東川	16-1-Ⅱ	○		公営住宅集会所	〃	〃
164	〃	小池川	16-2-Ⅱ	○		東浦集会所	〃	〃
165	二面	迎西川	16-6-Ⅱ	○		二生公民館	二面	〃
166	〃	山田川	16-7-Ⅱ	○		〃	〃	〃
167	〃	大原南川	16-8-Ⅱ	○		〃	〃	〃
168	蒲野	小蒲野東川	16-17-Ⅰ	○		三都公民館	蒲野	三都分団
169	〃	中谷川	16-18-Ⅰ	○		〃	〃	〃
170	〃	中谷西川	16-19-Ⅰ	○		〃	〃	〃
171	〃	深田川	16-20-Ⅰ	○		〃	〃	〃
172	〃	蒲野川	16-21-Ⅰ-1	○		〃	〃	〃
173	〃	蒲野川	16-21-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
174	〃	沖田川	16-22-Ⅰ	○		〃	〃	〃
175	〃	目見ヶ谷川	16-23-Ⅰ	○		吉ヶ浦集会所	南蒲野	〃
176	〃	吉ヶ浦川	16-24-Ⅰ	○		〃	〃	〃
177	〃	市神子川	16-25-Ⅰ	○		南蒲野公民館	〃	〃
178	〃	水尻川	16-26-Ⅰ	○		公営住宅集会所	〃	〃
179	〃	谷尻川	16-27-Ⅰ	○		〃	〃	〃
180	〃	蒲野東川	16-3-Ⅱ	○		三都公民館	蒲野	〃
181	神浦	外浜川	16-28-Ⅰ	○		神浦ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	神浦	〃
182	〃	西条西川	16-29-Ⅰ	○		〃	〃	〃
183	〃	西条東川	16-30-Ⅰ	○		〃	〃	〃
184	〃	下条川	16-31-Ⅰ	○		〃	〃	〃
185	〃	神浦川	16-32-Ⅰ	○		〃	〃	〃
186	〃	富士川	16-33-Ⅰ	○		〃	〃	〃
187	〃	富士西川	16-4-Ⅱ	○		〃	〃	〃
188	吉野	折谷川	16-34-Ⅰ	○		吉野地区集落ｾﾝﾀｰ	吉野	〃
189	〃	折谷東川	16-35-Ⅰ	○		〃	〃	〃
190	〃	奥条東川	16-36-Ⅰ	○		〃	〃	〃
191	〃	奥条川	16-37-Ⅰ	○		〃	〃	〃
192	二面	賢東川	16-5-Ⅱ-1	○		〃	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
193	〃	賢東川	16-5-Ⅱ-2	○		吉野地区集落ｾﾝﾀｰ	吉野	三都分団
194	〃	賢東川	16-5-Ⅱ-3	○		〃	〃	〃
195	池田	サレ川	16-58-Ⅰ	○		ｲﾏｰｼﾞｭｾﾝﾀｰ	上地	池田分団
196	〃	池田大川	16-59-Ⅰ	○		〃	〃	〃
197	〃	信谷川	16-60-Ⅰ	○		〃	〃	〃
198	〃	土川	16-61-Ⅰ-1	○		〃	〃	〃
199	〃	土川	16-61-Ⅰ-2	○		〃	〃	〃
200	〃	薬師川	16-62-Ⅰ	○		〃	〃	〃
201	〃	後谷東川	16-63-Ⅰ	○		〃	〃	〃
202	〃	後谷川	16-64-Ⅰ	○		〃	〃	〃
203	〃	長石川	16-65-Ⅰ	○		〃	〃	〃
204	〃	山の川	16-66-Ⅰ	○		〃	北地	〃
205	〃	小川東川	16-67-Ⅰ	○	○	〃	〃	〃
206	〃	小川西川	16-68-Ⅰ	○		〃	平木	〃
207	〃	東谷川	16-69-Ⅰ	○	○	〃	〃	〃
208	〃	西の谷川	16-70-Ⅰ	○	○	〃	〃	〃
209	〃	土川南川	16-14-Ⅱ	○		〃	上地	〃
210	蒲生	奥の谷川	16-71-Ⅰ	○		蒲生公民館	東蒲生	蒲生分団
211	〃	角田東川	16-72-Ⅰ	○		〃	〃	〃
212	〃	角田川	16-73-Ⅰ	○		〃	中蒲生	〃
213	〃	平野川	16-74-Ⅰ	○		〃	西蒲生	〃
214	〃	平野川西川	16-75-Ⅰ	○		〃	〃	〃
215	〃	明神川	16-76-Ⅰ	○		〃	〃	〃
216	〃	入部川	16-77-Ⅰ	○		入部自治会館	入部	〃
217	〃	入部中川	16-78-Ⅰ	○		〃	〃	〃
218	〃	入部西川	16-79-Ⅰ	○		〃	〃	〃
219	中山	逢坂川	16-80-Ⅰ	○		中山ふるさと会館	中山	中山分団
220	〃	逢坂西川	16-81-Ⅰ	○		〃	〃	〃
221	〃	流粂川	16-82-Ⅰ	○		〃	〃	〃
222	〃	市坂川	16-15-Ⅱ	○		西中山ふれあい会館	〃	〃
223	〃	市坂中川	16-16-Ⅱ	○		〃	〃	〃
224	〃	西蔭西川	16-17-Ⅱ	○		中山ふるさと会館	〃	〃

番号	所在地	箇所名	箇所番号	警戒	特別	警戒避難体制		
						避難場所	自治会名	担当消防団
225	〃	高坂川	16-18-Ⅱ	○		中山ふるさと会館	中山	中山分団
226	〃	向条川	16-19-Ⅱ	○		〃	〃	〃
227	〃	伊谷川	16-20-Ⅱ	○		〃	〃	〃
228	〃	谷奥川	16-21-Ⅱ	○		〃	〃	〃
229	〃	亘西川	16-22-Ⅱ	○		〃	〃	〃
230	〃	中畑川	16-23-Ⅱ	○		〃	〃	〃

土砂警戒区域内要配慮者施設一覧

幼稚園・保育所・認定こども園

施設名	所在地	危険	備考
小豆島こどもセンター	蒲生甲 1805 番地 1	警戒区域（土石流）	幼・保
星城幼稚園	草壁本町 419 番地 1	警戒区域（土石流）	
せいけんじこども園	草壁本町 395 番地	警戒区域（土石流）	幼・保
内海保育所	苗羽甲 1869 番地 1	警戒区域（土石流）	
橘こども園	橘甲 450 番地 1	警戒区域（土石流）	幼・保
福田こども園	福田甲 389 番地	警戒区域（土石流）	幼・保

福祉施設

施設名	所在地	危険	備考
特別養護老人ホーム リベラルサンシャイン	蒲生甲 350 番地	警戒区域（急傾斜地）	
特別養護老人ホーム リベラルサンシャイン別館	蒲生甲 350 番地	特別警戒区域（急傾斜地）	
軽費老人ホーム シーサイドサンシャイン	蒲生甲 350 番地	警戒区域（急傾斜地）	
グループホーム萌・つばさ	池田 2116 番地	警戒区域（土石流）	
グループホーム青空	西村甲 2121 番地 1	警戒区域（土石流）	
住宅型有料老人ホーム お元気村青空	西村甲 2122 番地 1	警戒区域（土石流）	
ケアサポートつばさ	神懸通甲 1662 番地 1	警戒区域（土石流）	
はまひるがお福田	福田甲 575 番地 1	警戒区域（土石流）	
はまひるがお坂手	坂手甲 798 番地	警戒区域（土石流）	
特別養護老人ホーム マリアの園	苗羽乙 1212 番地 14	警戒区域（地すべり）	

グループホーム　ソレイユ	二面 568 番地 1	警戒区域（急傾斜地）	
小規模多機能型居宅介護施設はまひるがお	蒲野 1821 番地	警戒区域（地すべり）	

学校施設

施設名	所在地	危険	備考
星城小学校	草壁本町 632 番地 1	警戒区域（急傾斜地）	
安田小学校	安田甲 472 番地 1	警戒区域（急傾斜地）	
苗羽小学校	苗羽甲 1371 番地 1	警戒区域（急傾斜地）	
小豆島中央高等学校	蒲生甲 1001 番地	警戒区域（土石流）	

資料１７　水防倉庫設置箇所表

番号	水防管理団体	対象河川海岸	設置箇所			構造	摘要
			町	大字	小字		
1	小豆島町	安田大川	小豆島町	安　田	植　松	鉄骨平屋建	小豆総合事務所
2	〃	池田大川	〃	池　田	迎　地	鉄骨二階建	
3	〃	森庄川・伊豆川	〃	福　田	森　庄	鉄骨二階建	

資料１８　備蓄水防資器材の状況と整備基準

品　　名	単　位	数　量	整備基準数量
かます又は麻袋（ＰＰ袋）	枚	45,000	2,500
杉（１間）又は杭	本	38	300
縄（ビニールヒモ）	キログラム	61	600
１０番鉄線（８番鉄線）	キログラム	7	100
鎌	丁	10	10
掛矢	ケ	8	3
鋸	丁	15	3
おの	丁	4	3
スコップ	丁	80	35
たこ槌	ケ	5	3
照明具	組	3	10

資料１９　水防資材販売店

番号	販売店名	所在地	電話	土のう袋	鉄線	木材	ロープ等
1	ふれあいセンター内海	小豆島町安田	0879-82-1168	○			○

2	香川県農協福田支店	小豆島町福田	0879-84-2101	○			○
3	苗羽木材(有)	小豆島町苗羽	0879-82-0745			○	
4	香川県農協池田支店	小豆島町池田	0879-75-0411	○			○

資料２０　官公庁・公共・公益機関連絡先

１．公共機関等

名　　称	電話番号	備　考
小豆島町役場本館	82－7001	FAX　82－7023
小豆島町池田保健センター	75－0555	FAX　75－1522
香川県庁	087－831－1111	FAX　087－862－3653
香川県小豆総合事務所総務課	62－0321	FAX　62－1385
〃　　用地管理課	62－1334	FAX　62－1385
香川県警察本部	087－833－0110	
高松地方気象台（業務・危機管理室）	087－826－6121	FAX　087－826－6131
陸上自衛隊第 14 旅団善通寺駐屯地	0877－62－2311	
小豆島海上保安署	82－5999	FAX　82－1954
小豆警察署	82－0110	FAX　82－0110
土庄町役場（総務課）	62－7000	FAX　62－4000
小豆地区消防本部・小豆島西消防署	62－2220	FAX　62－2456
小豆島東消防署	82－0119	FAX　61－2119
小豆島中央病院	75－1121	FAX　75－1131
内海診療所	82－2123	FAX　82－4003
土庄診療所	62－1212	FAX　62－1213
香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センター	75－1401	FAX　75－1405
内海ダム管理事務所	82－0269	
粟地ダム管理事務所	82－4815	
吉田ダム管理事務所	84－2811	
殿川ダム管理事務所	75－0289	
ＮＴＴ西日本香川支店	087－839－9299	
中国電力ネットワーク㈱小豆島ネットワークセンター	0120－414－267	
小豆島オリーブバス株式会社	62-0171	FAX　62－0217
国際両備フェリー（池田港）	75－0405	FAX　75－1871
小豆島急行フェリー（福田港）	84－2220	
ジャンボフェリー（坂手港）	82－2222	
寒霞渓ロープウェイ	82－2171	FAX　82－5341

２－１．島内の医療機関

医　療　機　関　名	診療科目	医師	地　区	電　　話	備考
小豆島中央病院	内・小・外・整・脳外・皮・泌・産・眼・耳咽・放・リハ	２５	池　田	７５―１１２１	
内海診療所	内	1	片　城	８２－２１２３	
牟礼病院	外・整・リハ・脳外・リウ・胃・肛	2	安　田	８２―１１１１	
もり内科	内	1	西　村	８２―００７５	
小豆島病院	精神・心内・内・リハ・放	5	池　田	７５―０５７０	
池田内科クリニック	内	1	〃	７５―１３１３	
内海平井クリニック	眼・内・外	1	草壁本町	８２－２７０１	
炭山歯科医院	歯	1	馬　木	８２－０１７４	
樋出歯科医院	歯	1	草壁本町	８２－０２０４	
アイデンタルクリニック	歯	1	片　城	８２－０２２０	
あきた歯科医院	歯	1	〃	８２－００１８	
岡田歯科	歯	1	〃	７５―２５２５	
土庄診療所	内	1	土　庄	６２－１２１２	
平井クリニック	内・外・眼	1	〃	６２－１７０１	
外園医院	内・小	1	〃	６２―０７４９	
三枝医院	内・小	1	〃	６２―０２２５	
大森外科医院	外・整・リハ・消・肛	1	〃	６２―０１９６	
高橋歯科医院	歯	1	〃	６２－１６０５	
松本歯科医院	歯	1	〃	６２－０２７７	
イマウエ歯科クリニック	歯	1	〃	６２－５２１８	
はらだ歯科医院	歯	1	〃	６１－１１８０	
みなと診療所	内・精・神・整	1	〃	６１－１０７１	

２－２．島内の薬局

薬　局　名	所在地	電　　話	備　　考
やまもと調剤薬局内海店	小豆島町片城甲 44-353	８２―７３３７	
立道商店　立道薬局	小豆島町草壁本町 620-1	８２－１２１９	
さくら薬局小豆島池田店	小豆島町池田 2001-1	６２―８０１１	
調剤薬局げんきまん	小豆島町池田 3427-2	７５―２６１２	
荘野薬局	小豆島町馬木甲 854-17	８２―０９２０	
レディ薬局小豆島池田店	小豆島町池田 883-1　１階	７５―１０６１	
薬局くすりやオリーブ	土庄町淵崎甲 1456-3	６２－５５３２	
大石調剤薬局	土庄町淵崎甲 1936	６２－５８７８	
岩井薬局	土庄町甲 399-1	６２－０１２７	
西﨑薬局	土庄町淵崎甲 877-1	６２－６３２６	
和田調剤薬局	土庄町淵崎甲 2031-8	６２－４６５５	

３．公民館・学校・幼稚園・保育所・認定こども園等

名　　称	電話番号	備　考
小豆島町教育委員会学校教育課	82－7014	FAX　82－1025
池田小学校【池田 1760 番地】	75－2222	FAX　75－2501
星城小学校【草壁本町 632 番地 1】	82－2011	FAX　61－2125
安田小学校【安田甲 472 番地 1】	82－2012	FAX　61－2135
苗羽小学校【苗羽甲 1371 番地 1】	82－2013	FAX　61－2115
小豆島中学校【片城甲 44 番地 1】	82－2136	FAX　82－2137
小豆島町教育委員会社会教育課	82－7015	FAX　82－1025
西村公民館【西村甲 1069 番地 1】	82－0201	FAX　82－0201
草壁公民館【草壁本町 438 番地 3】	82－0019	FAX　82－0019
安田公民館（内海福祉会館）【安田甲 36 番地 3】	82－0337	FAX　82－0337
橘公民館【橘甲 442 番地 1】	82－2015	FAX　82－7020
苗羽公民館（働く婦人の家）【苗羽甲 2276 番地】	82－0410	FAX　82－0410
坂手公民館【坂手甲 1834 番地 6】	82－0248	FAX　82－0248
福田公民館【福田甲 546 番地 1】	84－2812	FAX　82－2812
池田公民館（小豆島町農村環境改善センター）【池田 2124 番地】	75－0600	FAX　75－1980
池田公民館中山分館【中山 1585 番地 1】	75－0159	
蒲生公民館【蒲生甲 1805 番地 1】	75－0007	FAX　75－0007
二生公民館【二面 568 番地 1】	75－2167	FAX　75－2167
三都公民館【蒲野 1642 番地 1】	76－0262	FAX　75－0262
小豆島町立図書館（むとす館）【安田甲 24 番地 1】	82－0291	FAX　82－0298
小豆島町教育委員会子育ち共育課	82－7010	FAX　82－1025
小豆島こどもセンター（池田保育所）【蒲生甲 1805 番地 1】	75－1433	FAX　75－1435
内海保育所【苗羽甲 1869 番地 1】	82－3837	FAX　82－3837
橘こども園（保育所部）【橘甲 447 番地 2】	82－4902	FAX　82－4902
福田こども園（保育所部）【福田甲 389 番地】	84－2024	FAX　84－2024
せいけんじこども園【草壁本町 395 番地】	82－4228	FAX　82－5235
小豆島こどもセンター（池田幼稚園）【蒲生甲 1805 番地 1】	75－1433	FAX　75－1435
星城幼稚園【草壁本町 419 番地 1】	82－2017	FAX　82－2017
安田幼稚園【安田甲 491 番地 2】	82－2018	FAX　82－2018
苗羽幼稚園【苗羽甲 2277 番地】	82－2019	FAX　82－2019
橘こども園（旭幼稚園部）【橘甲 450 番地 1】	82－4902	FAX　82－4902
福田こども園（幼稚園部）【福田甲 389 番地】	84－2024	FAX　84－2024

資料２１　避難場所一覧

１．指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指　定 避難所
				洪水	内水 氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
1	蒲生公民館	蒲生甲 1805-1	75-0007	○	○	－	○	○	○	－	○
2	小豆島中央高校	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	－	○	－	－	－
3	小豆島中央高校第１体育館	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	－	○	－	－	○
4	小豆島中央高校グラウンド	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	○	○	○	○	－
5	池田公民館中山分館	中山 1585-1	75-0159	－	－	○	－	－	－	－	－
6	中山体育館	中山 1585-1	75-0159	－	－	－	－	○	－	－	○
7	中山グラウンド	中山 1717-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
8	池田小学校	池田 1760	75-2222	－	－	○	－	○	－	－	－
9	池田小学校体育館	池田 1760	75-2222	○	○	○	○	○	○	－	○
10	池田小学校グラウンド	池田 1748	75-2222	－	－	－	－	○	－	○	－
11	イマージュセンター	池田 2124	75-0600	○	○	－	－	○	－	－	○
12	イマージュセンター駐車場	池田 2124	－	－	－	－	○	○	○	○	－
13	池田保健センター	池田 2071-2	75-0555	－	－	○	－	○	－	－	－
14	国民宿舎駐車場	池田 2195-1	－	－	－	○	○	○	○	○	－
15	城山会館	池田 1123-3	75-2082	－	－	○	－	○	－	－	－
16	ふるさと村グラウンド	室生 2211-3	－	－	－	○	－	○	－	○	－
17	ふるさと村オートキャンプ場	室生 1892	75-2266	－	－	○	○	○	○	○	－
18	室生体育館	室生 2211-3	75-2266	－	－	○	－	○	－	－	○
19	小豆島クリーンセンター	室生 1371-1	75-2711	○	○	○	－	○	－	－	－
20	小豆島クリーンセンター駐車場	室生 1371-1	75-2711	－	－	－	○	○	○	○	－
21	二生公民館	二面 568-1	75-2167	○	○	○	○	○	○	－	○
22	二生公民館横広場	二面 568-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
23	石場公営住宅集会所	二面 1819-1	82-7009	○	○	－	○	○	○	－	－
24	三都公民館	蒲野 1642-1	76-0262	○	○	○	○	○	○	－	○
25	三都公民館駐車場	蒲野 1642-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
26	谷尻公営住宅集会所	蒲野 3227-15	82-7009	○	○	－	○	○	○	－	－

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指　定 避難所
				洪水	内水 氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
27	オリーブ・ナビ	西村甲 1896-1	82-7007	－	－	○	○	○	○	－	－
28	オリーブ・ナビ駐車場	西村甲 1896-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
29	サン・オリーブ	西村乙 1879-5	82-2200	○	○	○	○	○	○	－	○
30	サン・オリーブ駐車場	西村甲 1860-10	－	－	－	－	○	○	○	○	－
31	西村公営住宅集会所	西村甲 2120-1	82-7009	○	○	○	○	○	○	－	－
32	西村公民館	西村甲 1069-1	82-0201	○	○	○	－	○	－	－	○
33	神懸通集会所	神懸通甲 516-2	－	○	○	○	○	○	○	－	－
34	星城小学校	草壁本町 632-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	－	－
35	星城小学校体育館	草壁本町 667-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	－	○
36	星城小学校グラウンド	草壁本町 632-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	○	－
37	草壁公営住宅集会所	草壁本町 602-81	82-7009	－	－	○	－	○	－	－	－
38	草壁公民館	草壁本町 438-3	82-0019	○	○	○	○	○	○	－	○
39	草壁公民館駐車場	草壁本町 438-11	－	－	－	－	○	○	○	○	－
40	星城幼稚園グラウンド	草壁本町 419-1	82-2017	－	－	－	○	○	○	○	－
41	草壁会館	草壁本町 204-1	82-0808	○	○	○	○	○	○	－	－
42	小豆島中学校	片城甲 44-1	82-2136	－	－	○	－	○	－	－	－
43	小豆島中学校体育館	片城甲 44-1	82-2136	－	－	○	－	○	－	－	○
44	小豆島中学校グラウンド	片城甲 44-1	82-2136	－	－	－	－	○	－	○	－
45	小豆島町役場西館	片城甲 44-95	82-7001	○	○	○	○	○	○	－	○
46	福祉会館	安田甲 36-3	82-0337	－	－	○	－	－	－	－	－
47	安田小学校	安田甲 472-1	82-2012	○	○	－	－	○	－	－	－
48	安田小学校体育館	安田甲 417-2	82-2012	○	○	－	－	○	－	－	○
49	安田小学校グラウンド	安田甲 478-1	82-2012	－	－	－	○	○	○	○	－
50	木庄集会所	木庄甲 243-1	82-0105	○	○	○	－	－	－	－	－
51	木庄集会所前	木庄甲 243-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
52	内海総合運動公園	馬木甲 48-24	－	－	－	○	－	○	－	○	－
53	B&G体育館	馬木甲 48-34	82-5171	－	－	○	－	－	－	－	－
54	馬木避難広場	馬木甲 45-4・48-48	82-7001	－	－	－	○	－	○	－	－
55	苗羽小学校	苗羽甲 1365	82-2013	○	○	－	○	○	○	－	－

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指　定 避難所
				洪水	内水 氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
56	苗羽小学校体育館	苗羽甲 16-1	82-2013	○	○	－	－	○	－	－	○
57	苗羽小学校グラウンド	苗羽甲 16-1	82-2013	－	－	－	－	○	－	○	－
58	坂手公民館	坂手甲 1834-6	82-0248	○	○	○	○	○	○	－	○
59	遊児老館	坂手甲 795-1	82-4291	○	○	－	－	○	－	－	－
60	遊児老館グラウンド	坂手甲 795-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
61	橘こども園グラウンド	橘甲 450-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
62	橘会館	橘甲 442-1	82-2015	○	○	－	○	○	○	－	○
63	橘会館駐車場	橘甲 442-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
64	岩谷公営住宅集会所	岩谷甲 81-1	82-1544	○	○	－	○	○	○	－	－
65	当浜公営住宅集会所	当浜甲 19-1	84-2736	○	○	－	○	○	○	－	－
66	旧福田小学校	福田甲 718-1	82-7001	○	○	－	○	－	○	－	－
67	旧福田小学校体育館	福田甲 718-1	82-7001	○	○	－	－	－	－	－	－
68	旧福田小学校グラウンド	福田甲 720	82-7001	－	－	－	－	○	－	○	－
69	福田公民館	福田甲 546-1	84-2812	○	○	－	○	○	○	－	○
70	平間集会所	福田乙 966-1	84-2284	－	－	－	○	－	○	－	－
71	吉田児童館	吉田甲 182-1	84-2839	○	○	－	○	－	○	－	－
72	オートキャンプ場	吉田甲 302-1	61-7007	－	－	－	○	○	○	○	－

２．自治会管理の一時避難場所

地域	地区	自治会管理の一時避難場所（風水害）	風水害時の避難場所（台風時の指定緊急避難場所）【職員配置】	津波発生時緊急避難場所	大規模災害時の指定避難所
蒲生	入部	入部自治会館	蒲生公民館	入部自治会館	蒲生公民館 小豆島中央高校第１体育館
	東蒲生	中東蒲生生活共同会館		中東蒲生生活共同会館	
	中蒲生				
	西蒲生	蒲生公民館		蒲生公民館	
中山	奥中山	中山ふるさと会館	イマージュセンター		中山体育館
	西中山	西中山ふれあい会館			
池田	浜条	浜条自治会館		亀山八幡宮境内、国民宿舎駐車場	イマージュセンター 池田小学校体育館
	北条	城山会館		亀山八幡宮境内	
	平木	平木自治会館		農業試験場前、平木墓地、イマージュセンター駐車場、八木久栄宅前、井口春夫宅前、平岡耕平宅前	
	北地	北地自治会館			
	上地	上地自治会館			
	迎地	迎地地区集落センター			

地域	地区	自治会管理の一時避難場所（風水害）	風水害時の避難場所（台風時の指定緊急避難場所）【職員配置】	津波発生時緊急避難場所	大規模災害時の指定避難所
室生	室生	室生自治会館憩いの家	小豆島クリーンセンター	ふるさと村オートキャンプ場 小豆島クリーンセンター	室生体育館
	丸山 赤坂	小豆島クリーンセンター			
二面	二面	二生公民館	二生公民館	二生公民館（２階）	二生公民館
	長崎	立住敏治素麺作業場		立住敏治素麺作業場	
	牛ヶ浦 小池 百尋	東浦集会所		東浦集会所前	
	石場	石場公営住宅集会所（４階）		ペンション前	
吉野	全地区	吉野地区集落センター	三都公民館	ＪＡ三都出張所駐車場	三都公民館
蒲野	蒲野	三都公民館		三都公民館駐車場	
	小蒲野	小蒲野公民館（集会所）			
南蒲野	目見ヶ谷	吉ヶ浦集会所		中本邸跡空地 川本邸横道路	
	吉ヶ浦				
	市神子	谷尻公営住宅集会所		谷口邸上道路広場	
	谷尻			中岡邸横道路	
神浦	富士	神浦コミュニティセンター		憩上側県道	
	西条 下条 奥条			墓地上道路	
	外浜			県道緑地帯	

地域	地区	自治会管理の一時避難場所（風水害）	風水害時の避難場所（台風時の指定緊急避難場所）【職員配置】	津波発生時緊急避難場所	大規模災害時の指定避難所
西村	竹生	サン・オリーブ	サン・オリーブ	オリーブ園駐車場 オリーブ園職員駐車場	サン・オリーブ 西村公民館
	西条			オリーブ公園県営駐車場	
	中条	中条集会所			
	流	阿弥陀寺		阿弥陀寺	
	原	原公民館			
	日方	西村公民館 安養寺	西村公民館	安養寺駐車場	
	清水	清水公民館		荒神社周辺 西村農免道路	
神懸通	北区	天津神社こもり堂 神懸通集会所	神懸通集会所 草壁公民館		草壁公民館 星城小学校体育館 小豆島中学校体育館
	門原･東條	神懸通集会所			
	立恵	草壁公民館			
	西城	草壁公民館 せいけんじこども園（清見寺）			
	小坪	小坪公営住宅集会所			
草壁本町	中村	草壁公民館	草壁公民館	草壁公民館駐車場 星城幼稚園グラウンド	
	西木場 東木場	草壁公営住宅集会所			
	三軒家	草壁公民館			
	五軒家				
	川東西	草壁公民館			
	川東東				

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 （風水害）	風水害時の 避難場所 （台風時の指定緊急避難場所） 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
南	全地区	草壁会館	草壁会館	草壁公民館駐車場 星城幼稚園グラウンド	草壁公民館 星城小学校体育館 小豆島中学校体育館
片城	全地区	小豆島町役場西館	小豆島町役場西館	片城会館前 極楽寺	小豆島中学校体育館
安田	木庄	木庄集会所	木庄集会所	木庄集会所前	小豆島中学校体育館 安田小学校体育館
	植松	小豆島町役場西館 福祉会館	福祉会館 小豆島町役場西館	自治会館前駐車場 安田小学校グラウンド	
	下条	安田小学校 安田幼稚園 自治会館			
	八軒屋	安田小学校 安田幼稚園			
	空条	安田小学校 栄光寺			
	中条	栄光寺 安田幼稚園			
	東条	岡の坊			
	谷条				
橘	橘１	橘会館	橘会館	橘会館駐車場 橘こども園グラウンド	橘会館
	橘２				
	橘３				
	橘４				
	橘５				
岩谷	全地区	岩谷集会所 岩谷公営住宅集会所（４階）	福祉会館 橘会館	岩谷集会所 公営住宅集会所前広場	安田小学校体育館
当浜	全地区	当浜公営住宅集会所（５階）	福祉会館 福田公民館	当浜庵駐車場	

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 （風水害）	風水害時の 避難場所 （台風時の指定緊急避難場所） 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
馬木	植松	長松写真館 植松集会所 田中電気工事㈱	真光寺 苗羽小学校作法室	八幡神社避難広場 真光寺 みつわ会館	苗羽小学校体育館
	石条	心友会館 島の香 真光寺			
	奥池東	真光寺 みつわ会館			
	前馬木１	真光寺 商工会館			
	前馬木２	商工会館			
苗羽	下条１	苗羽小学校作法室	苗羽小学校作法室	苗羽小学校	
	下条２	苗羽小学校作法室			
	空条	常光寺 荒魂神社			
	向条	苗羽小学校作法室			
	上り浜	双葉会館		苗羽農免道路	
	芦ノ浦	宝友会館			
古江	全地区	丸虎食品		古江墓地	
堀越	全地区	堀越庵		堀越庵横学校跡地	
田浦	全地区	二十四の瞳館		田浦庵前	
坂手	西条	坂手公民館 遊児老館	坂手公民館	パーク入口斜路	坂手公民館
	中条			遊児老館グラウンド	
	灘江				
	東谷			森邸前駐車場	
	瀬の倉 瀬戸	自宅待機（徳田昭光宅） 坂手公民館		県道周辺	
	大泊	自宅待機（小森徹幸宅）		自宅待機	
	徳本	自宅待機（徳本巌宅）			

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 （風水害）	風水害時の 避難場所 （台風時の指定緊急避難場所） 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
福田	尾崎	尾崎集会所	福田公民館	雲海寺	福田公民館
	浜	浜自治会館		旧福田小学校グラウンド	
	岡	岡クラブ			
	平間	平間集会所			
	吉田	吉田児童館 浜集会所		オートキャンプ場	

1.入部地区

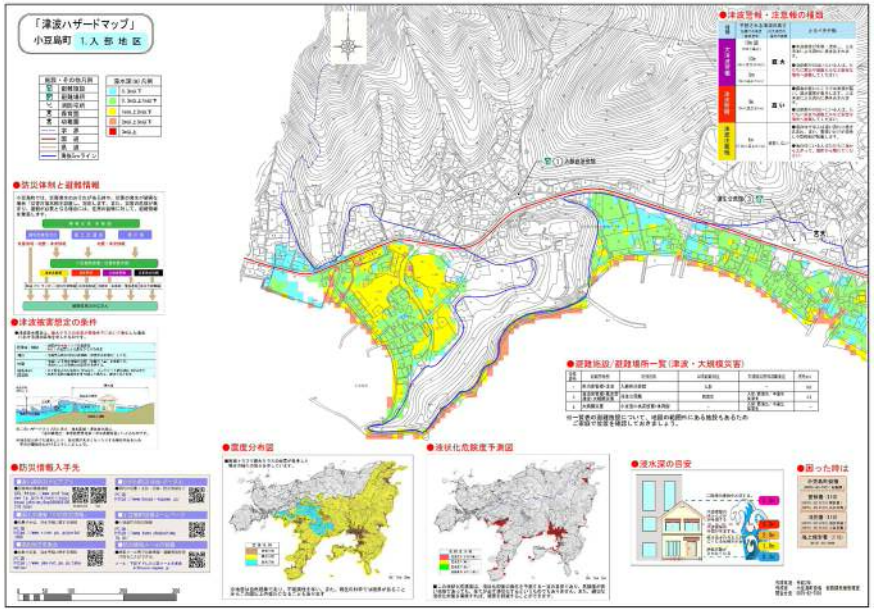

2.蒲生地区

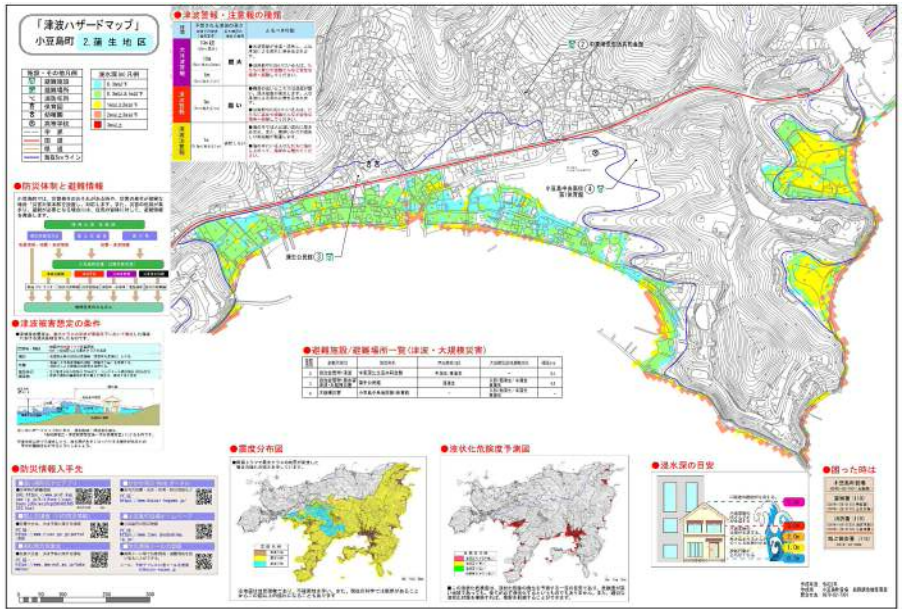

3.池田地区①

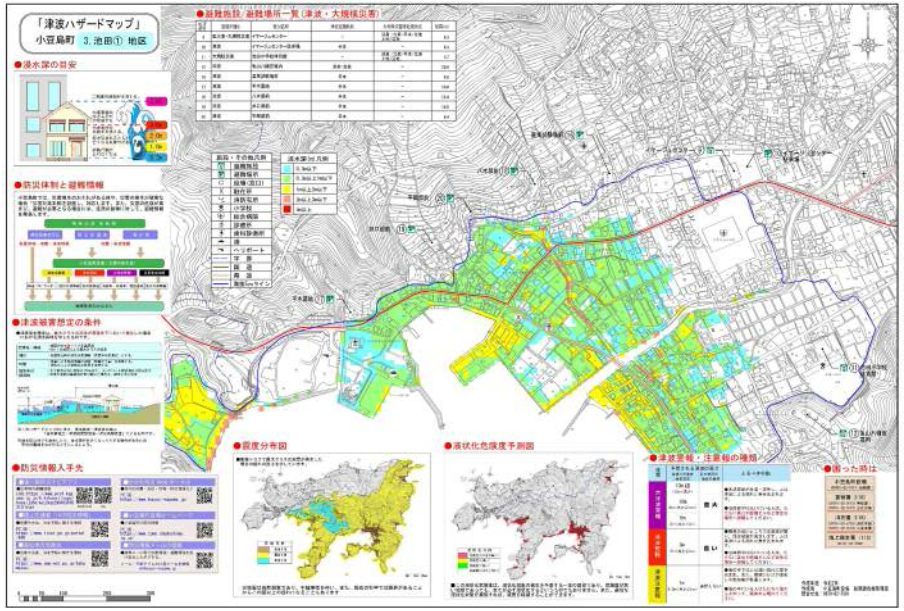

4.池田地区②

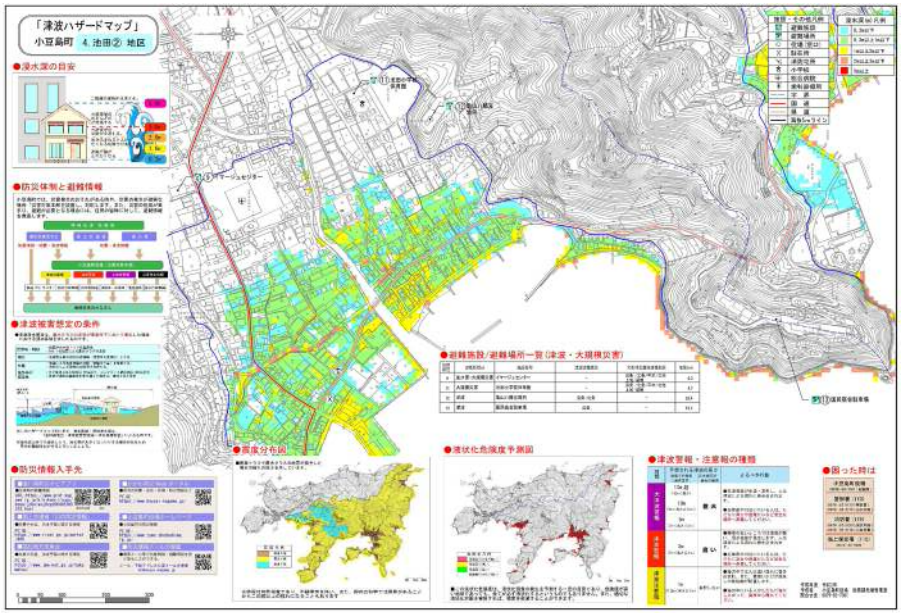

5.室生地区

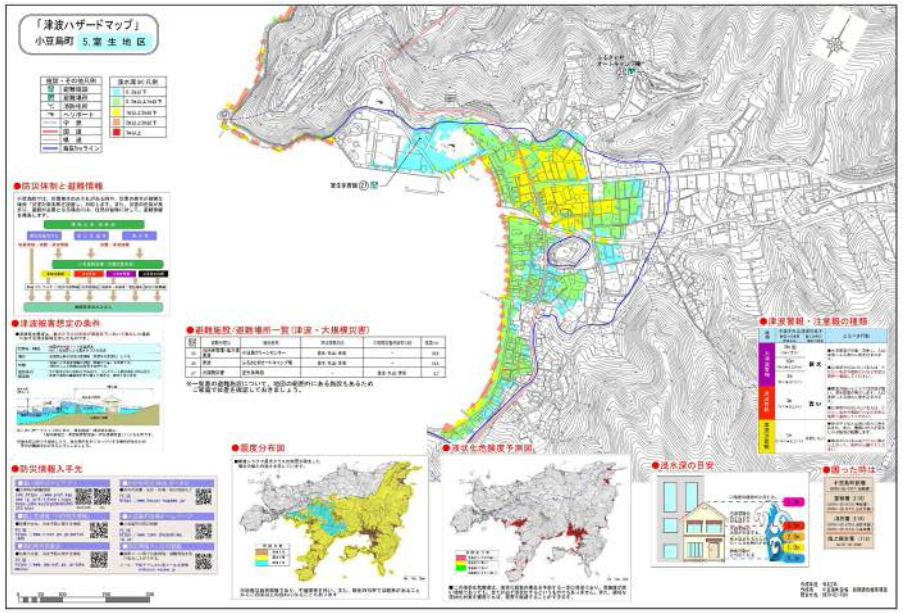

6.二面地区

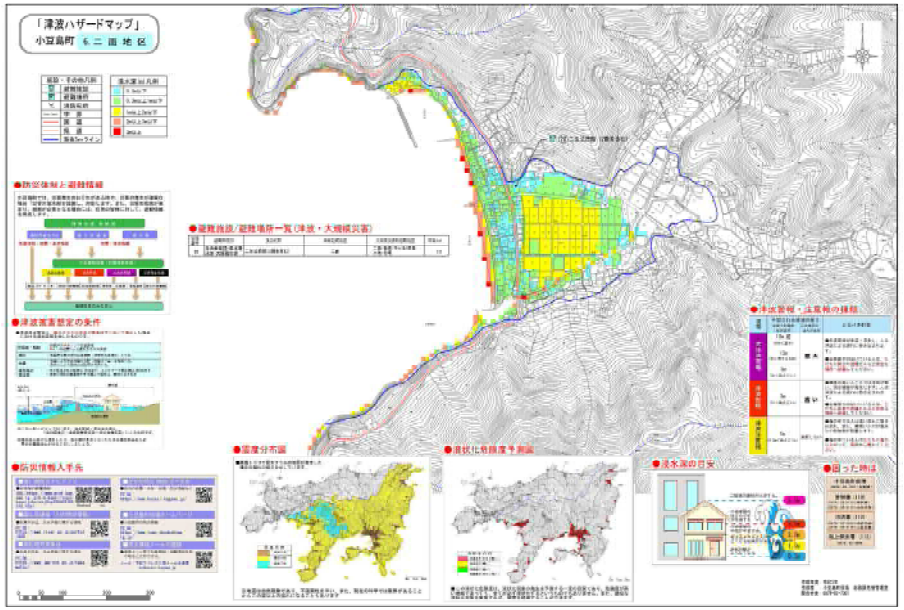

7.吉野地区

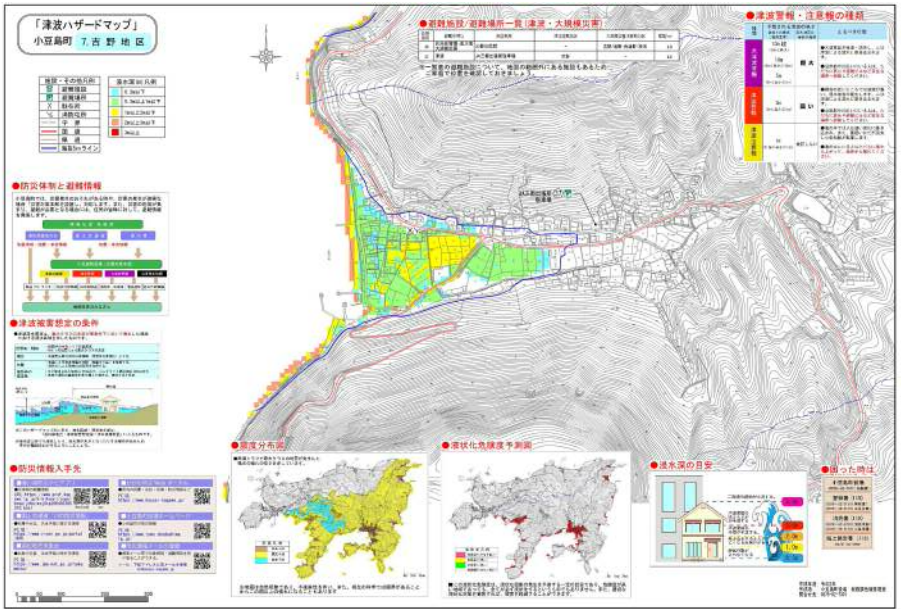

8.富士・神浦地区

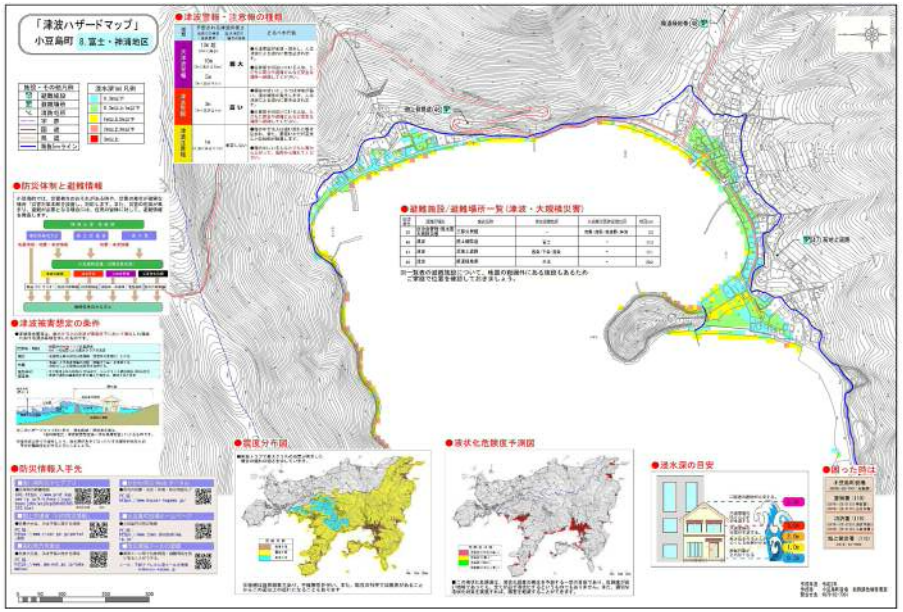

9.市神子・吉ヶ浦・谷尻・目見ヶ谷地区

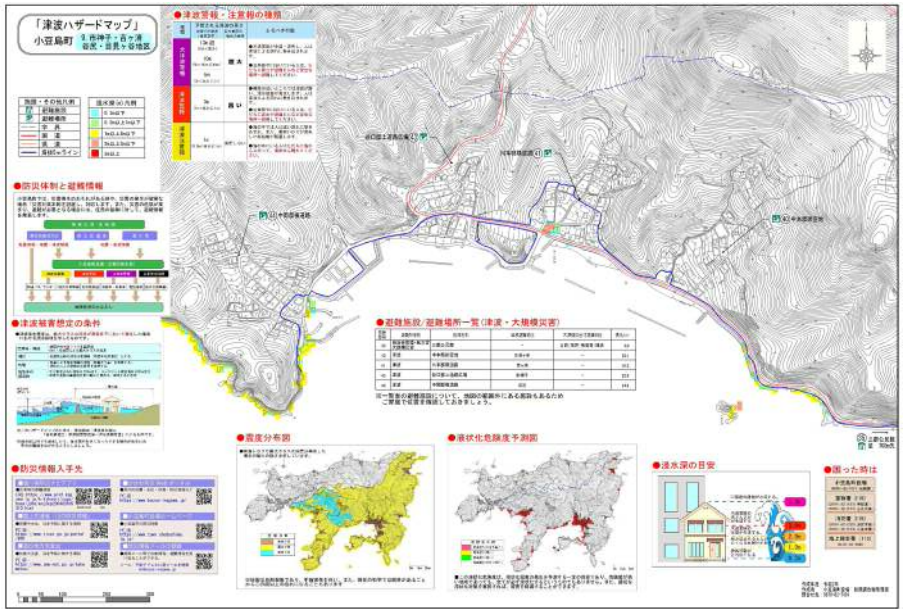

10.蒲野・小蒲野地区

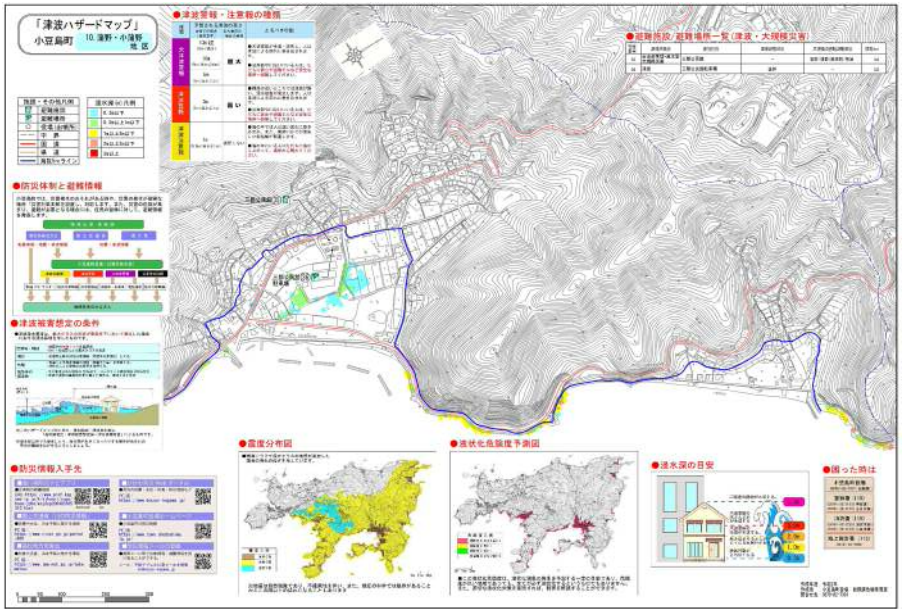

11.長崎地区

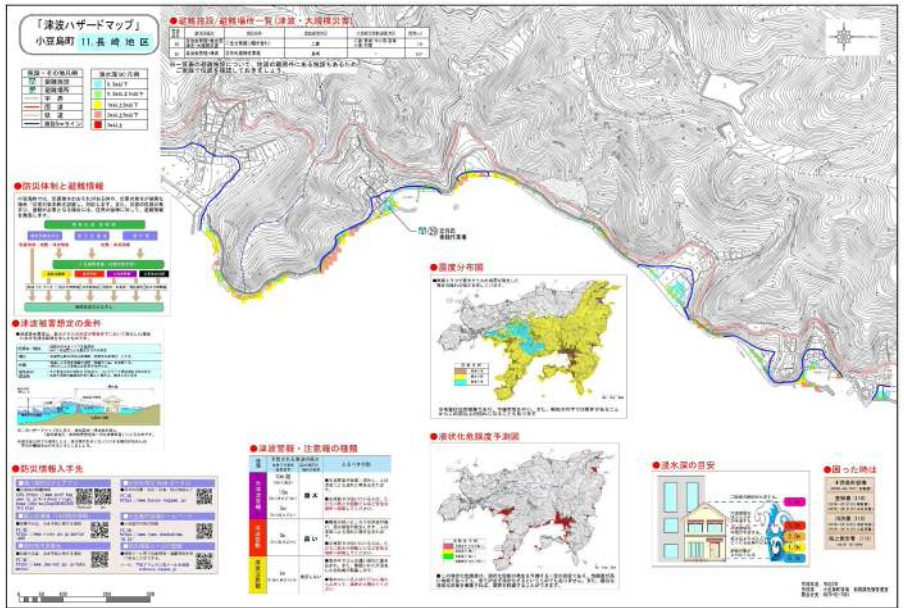

12.牛ヶ浦・石場

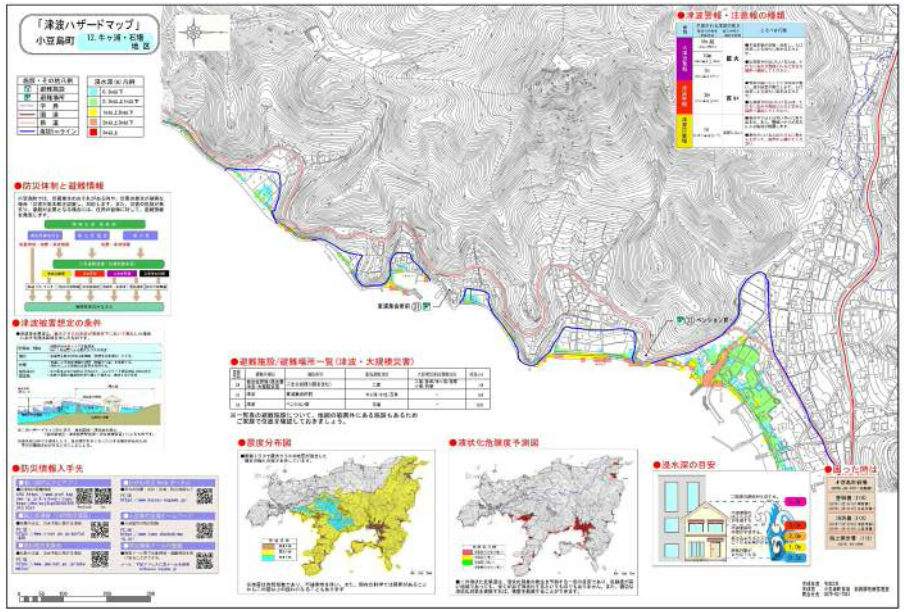

13.西村①地区

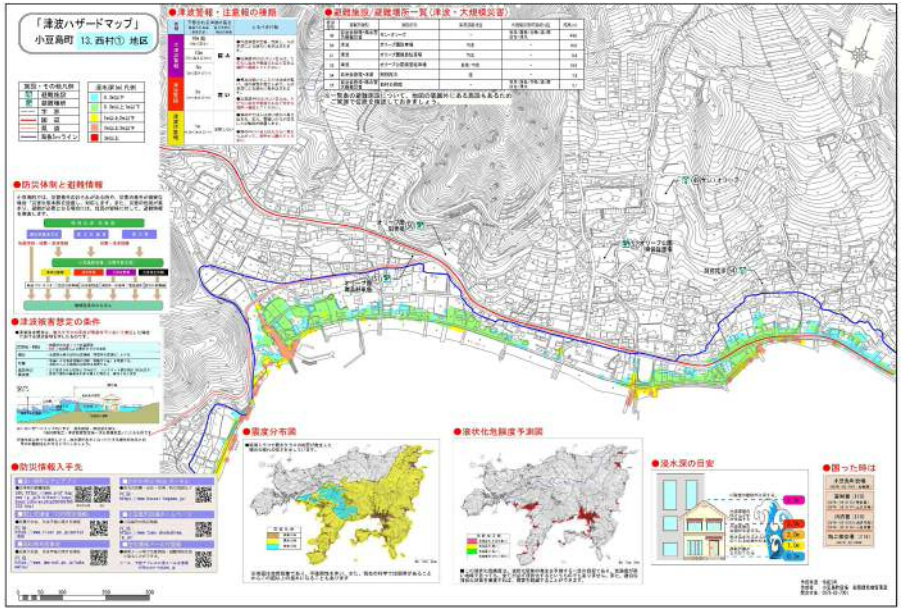

14.西村②地区

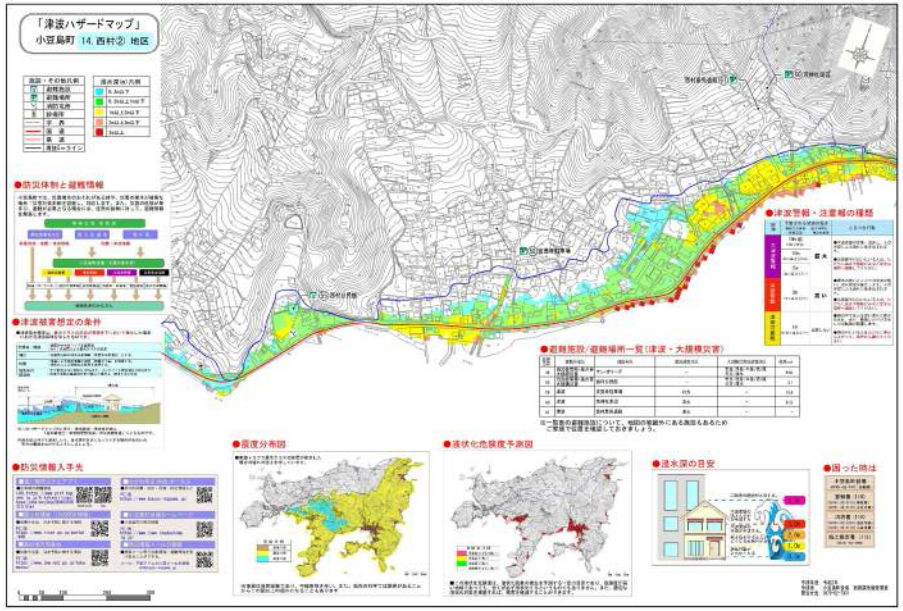

15.草壁

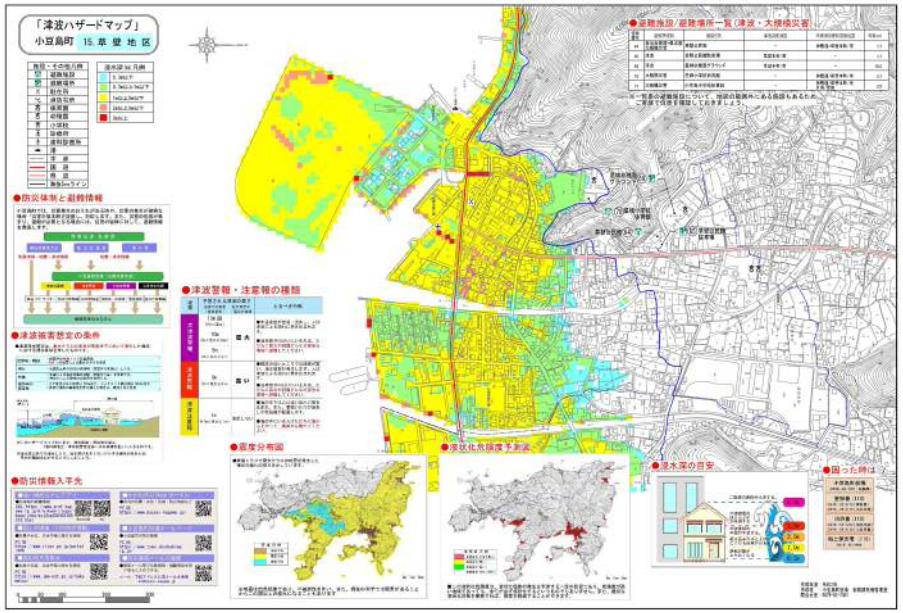

16.片城地区

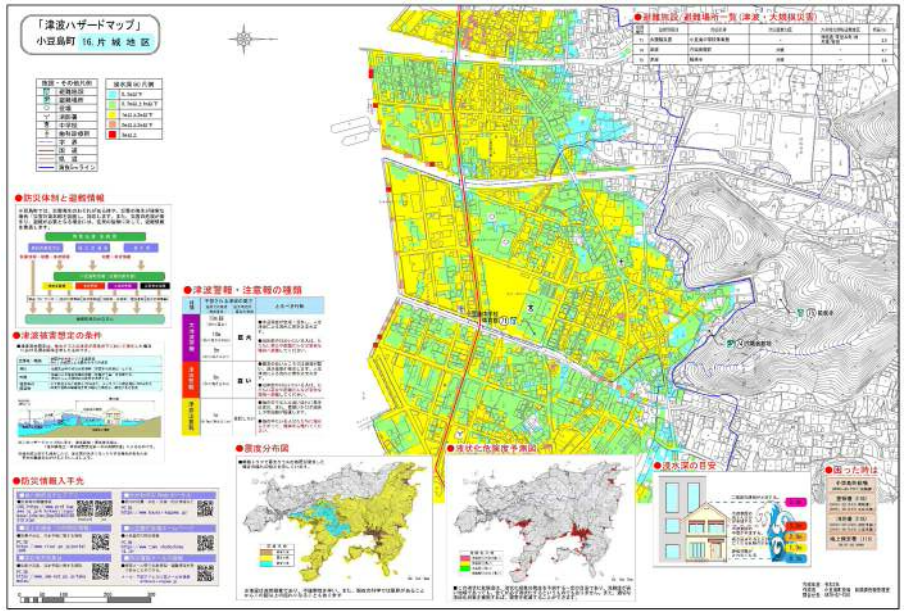

17.木庄・安田地区

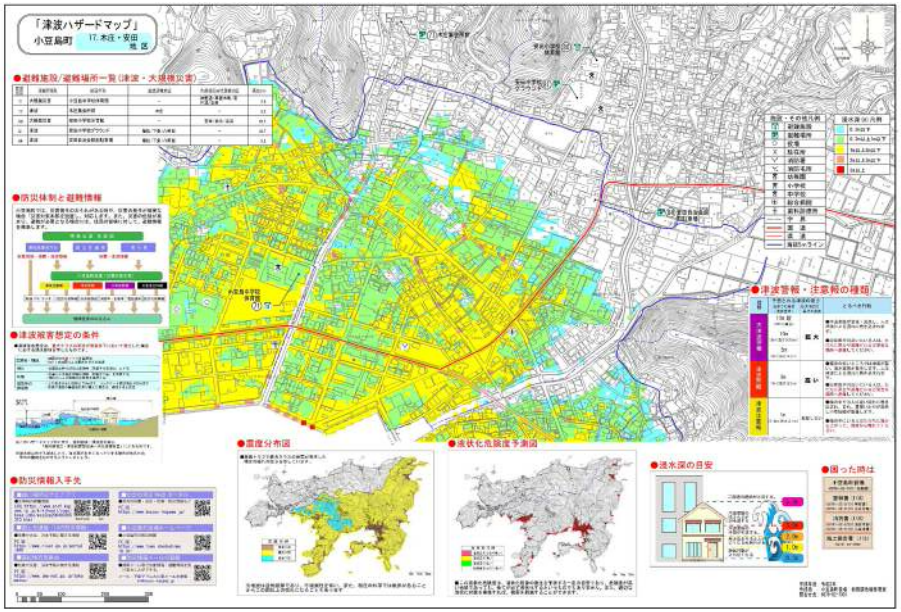

18.馬木地区

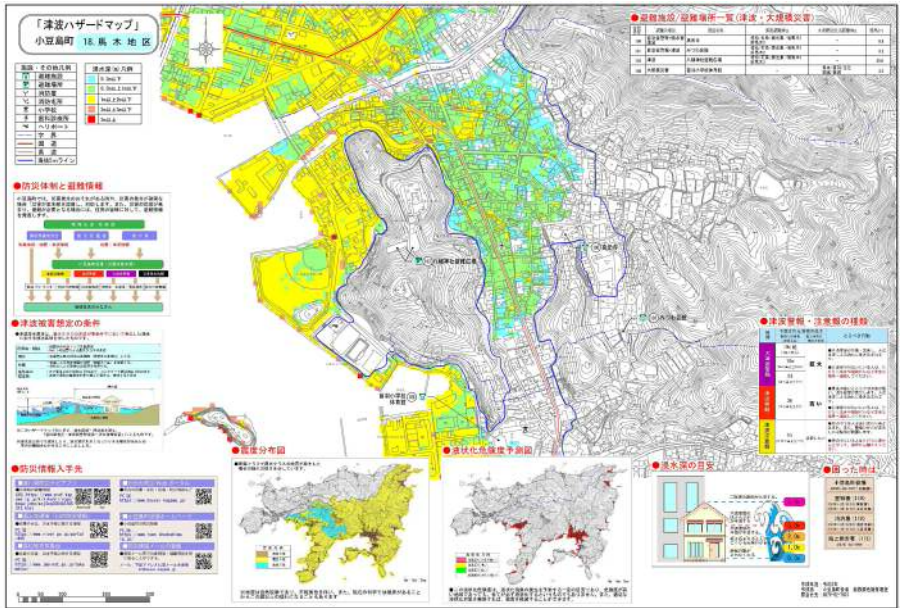

19.苗羽地区

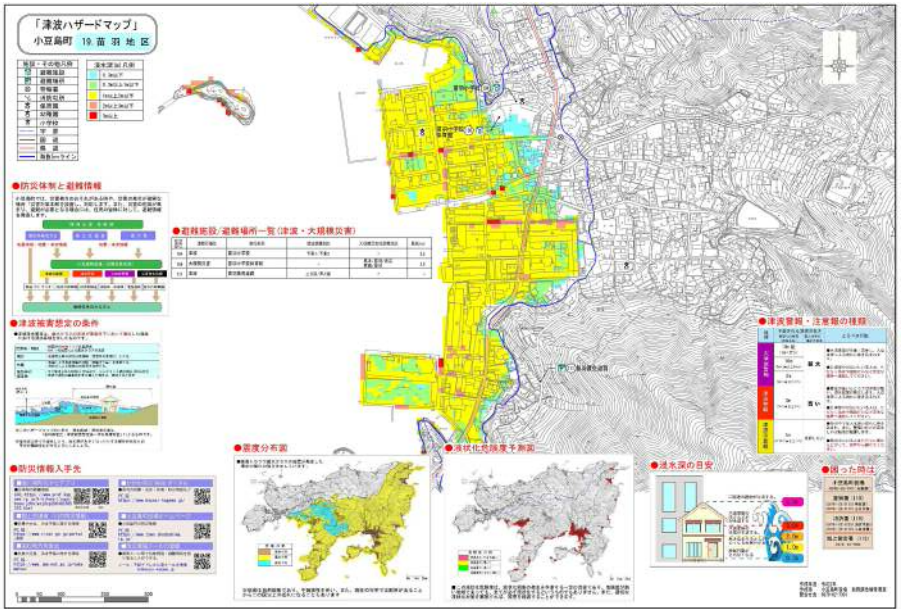

20.古江地区

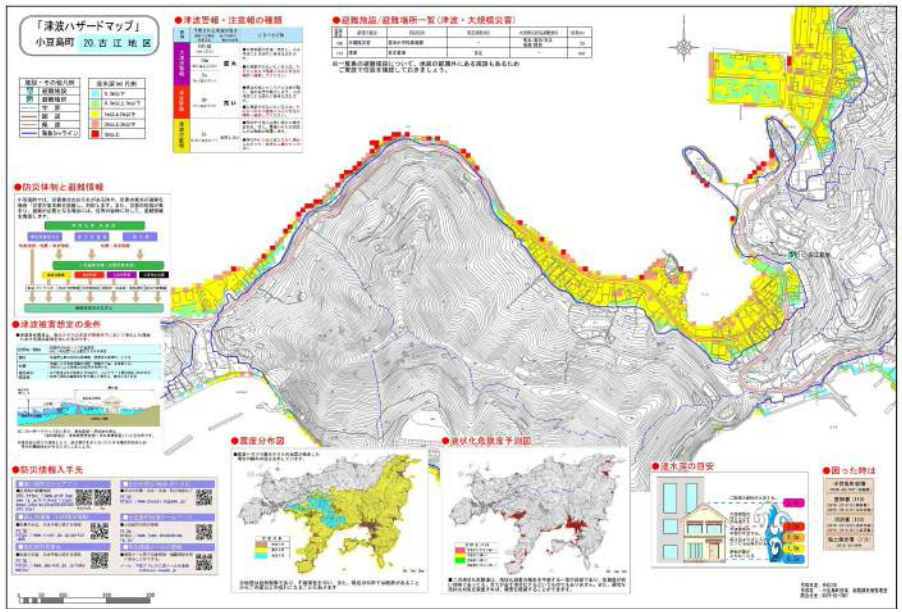

21.堀越地区

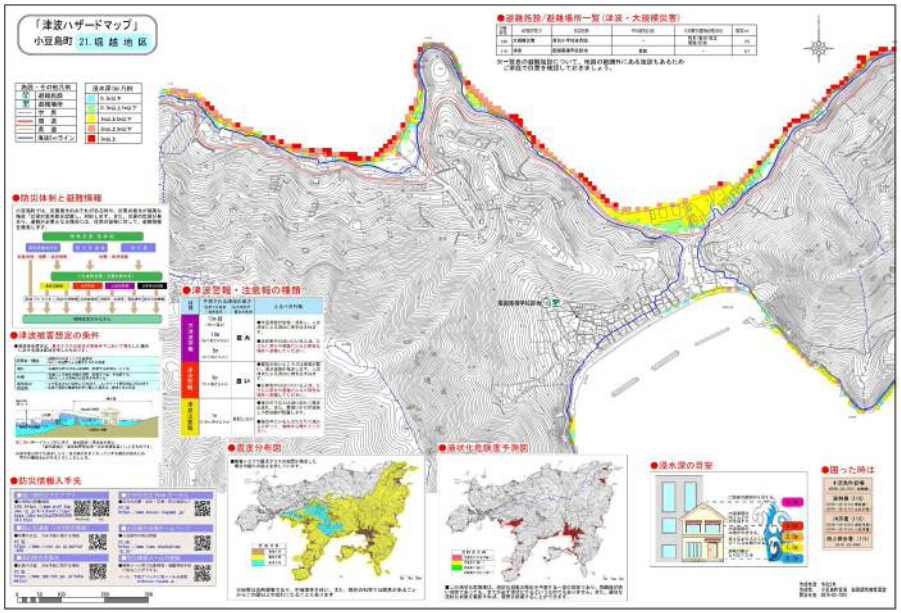

22.田浦地区

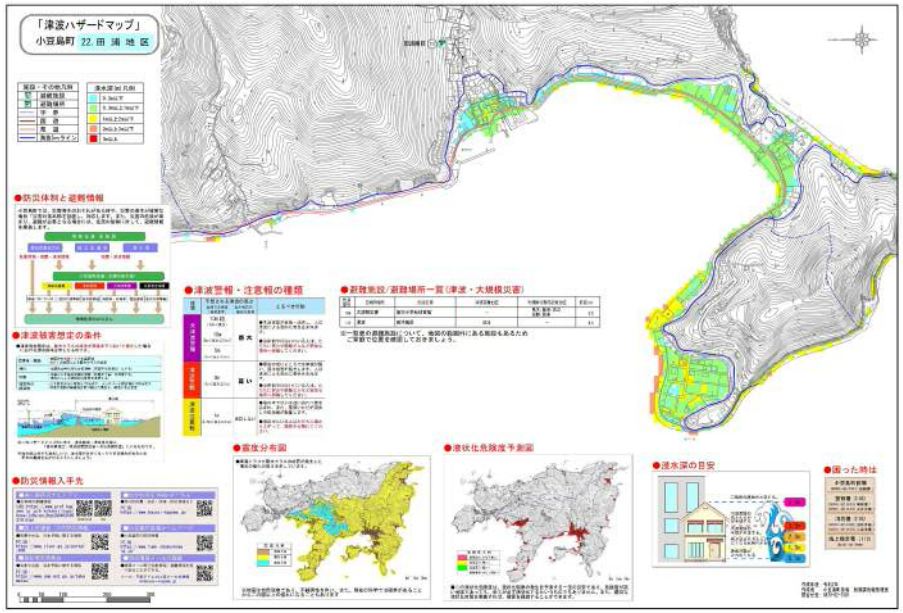

23.坂手地区

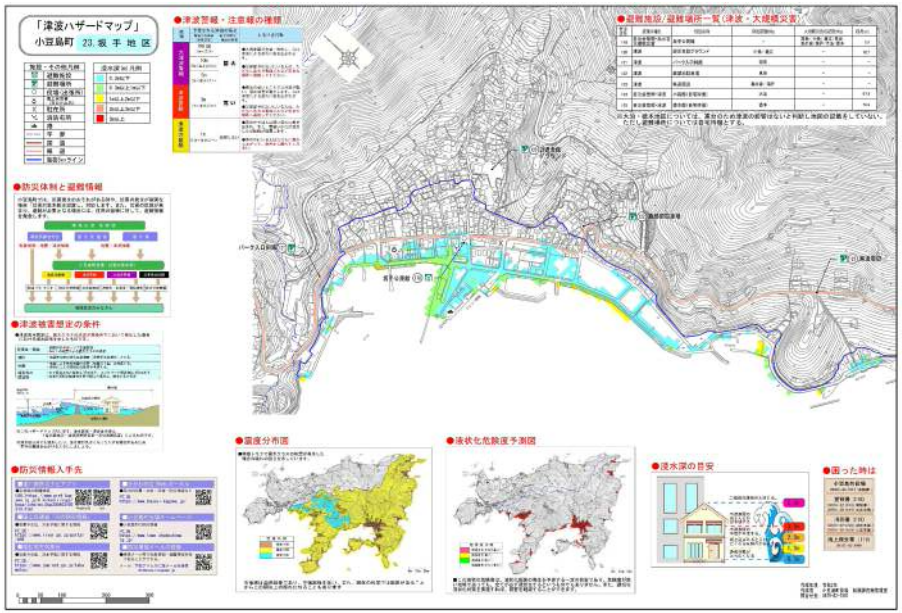

24.橘地区

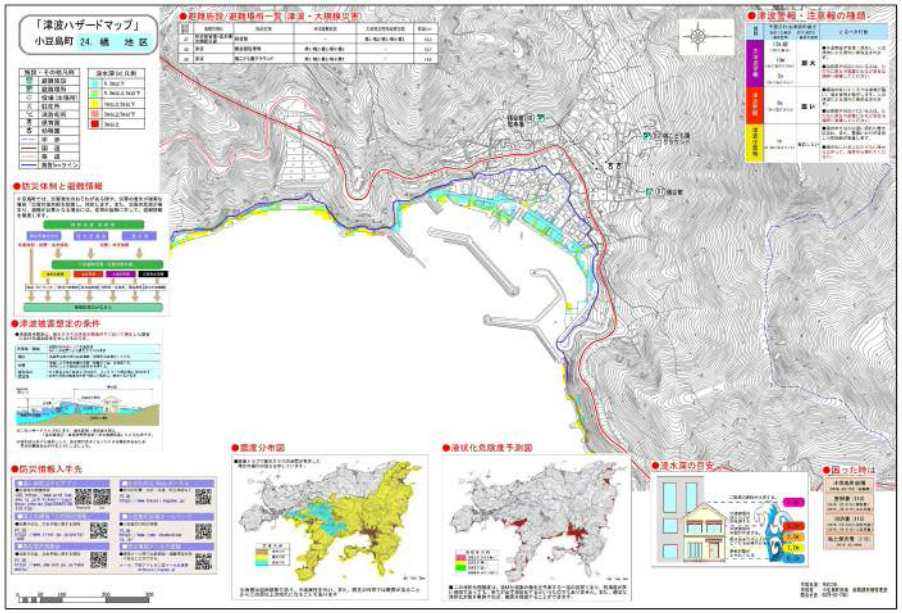

25.岩谷地区

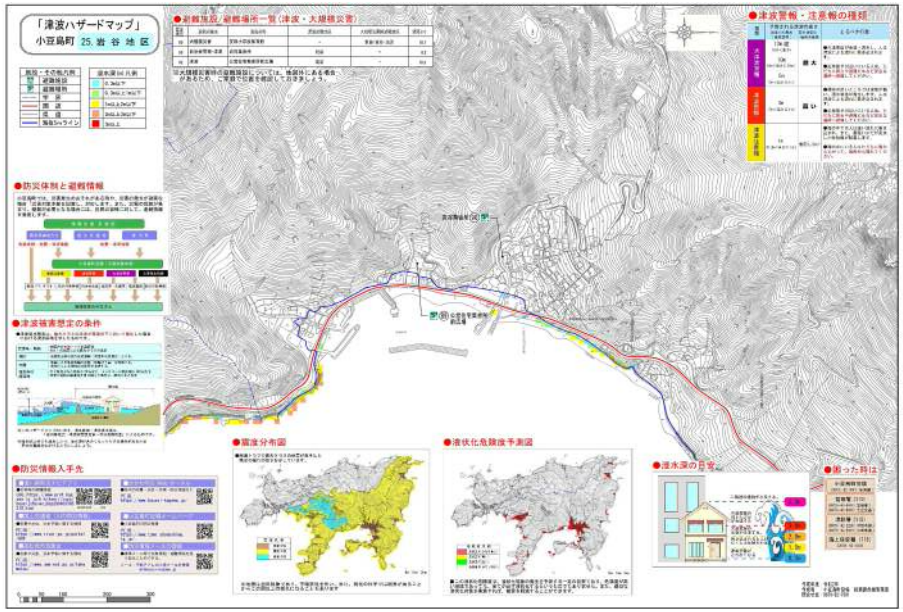

26.当浜地区

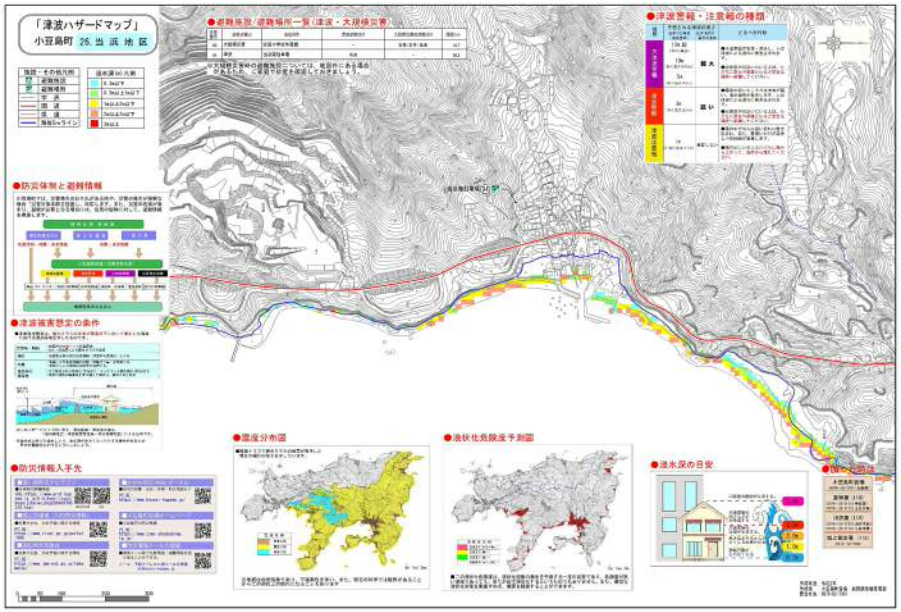

27.福田地区

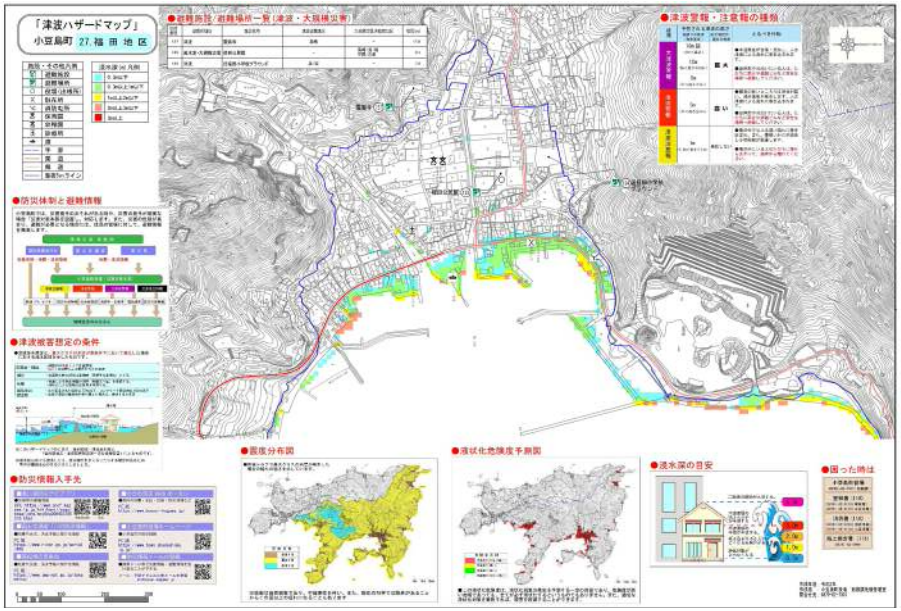

28.吉田地区

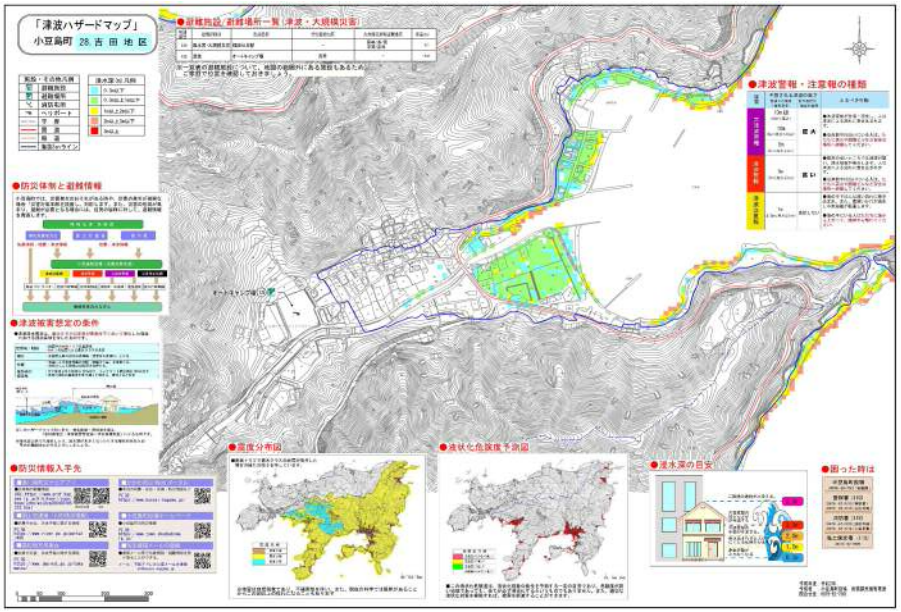

情報面（共通）

◆津波発生の仕組み

◆津波の特徴

◆避難場所・海抜表示看板

◆避難時の心得

◆南海トラフ地震臨時情報

◆災害用伝言サービス

◆非常時持ち出し品

◆防災メモ

小豆島町
津波ハザードマップ

◆津波ハザードマップとは

このハザードマップは、南海トラフを震源とする地震により発生する最大クラスの津波から身を守るための情報が記載されています。このマップを活用し、地震や津波に対する具体的なイメージをもって、その特性を理解し家族間で危険な場所、避難ルートを知っておくことが重要です。
家族の話し合いなどの機会に「津波から身を守るためのツール。。。」として活用してください。

◆ハザードマップの使い方

①自宅の位置を確認する
②津波浸水域を把握し危険な場所を確認する
③避難する場所を確認する
④安全な避難経路を考える
⑤自分たちの目で避難経路を確認する
⑥避難時の持ち出し品を準備しておく

◆津波から命を守るために

大地震発生！
地震発生から1~2分
地震発生から3~15分
地震発生から6時間

地震・津波の危険がなくなった（注意報・警報の解除）

地震発生から数日

令和３年３月改定
発行：小豆島町役場　総務課危機管理室

資料２３　土砂災害ハザードマップ

2.蒲生地区

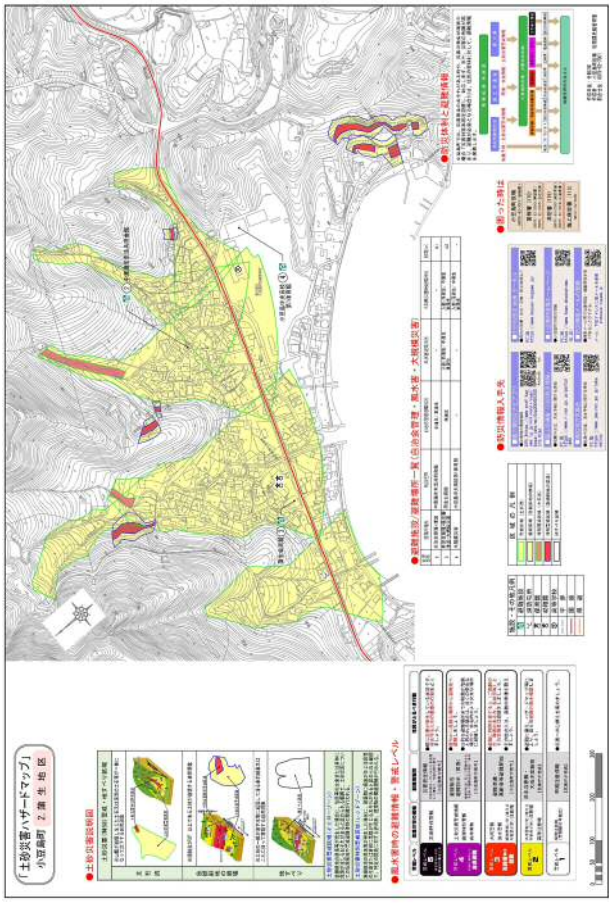

4.奥中山地区

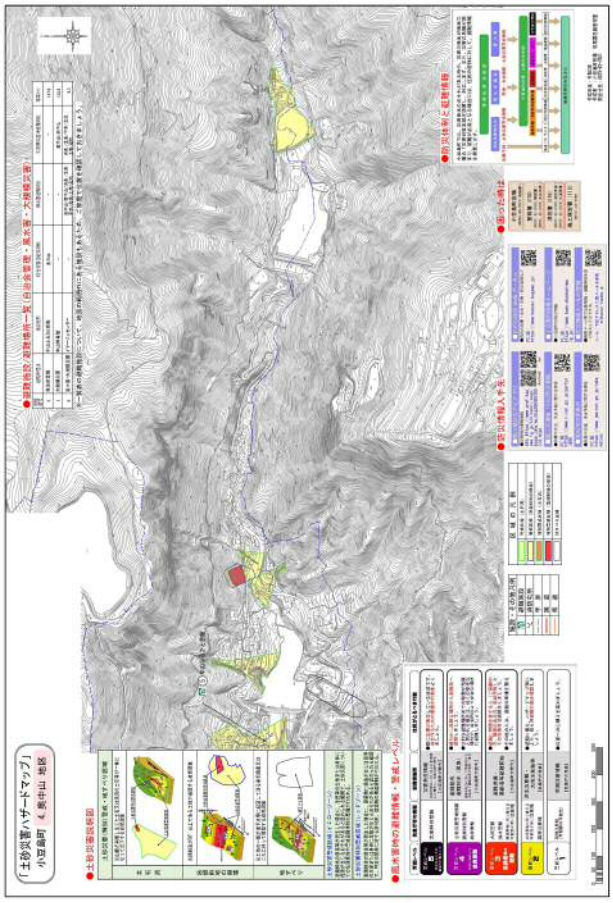

1.入部地区

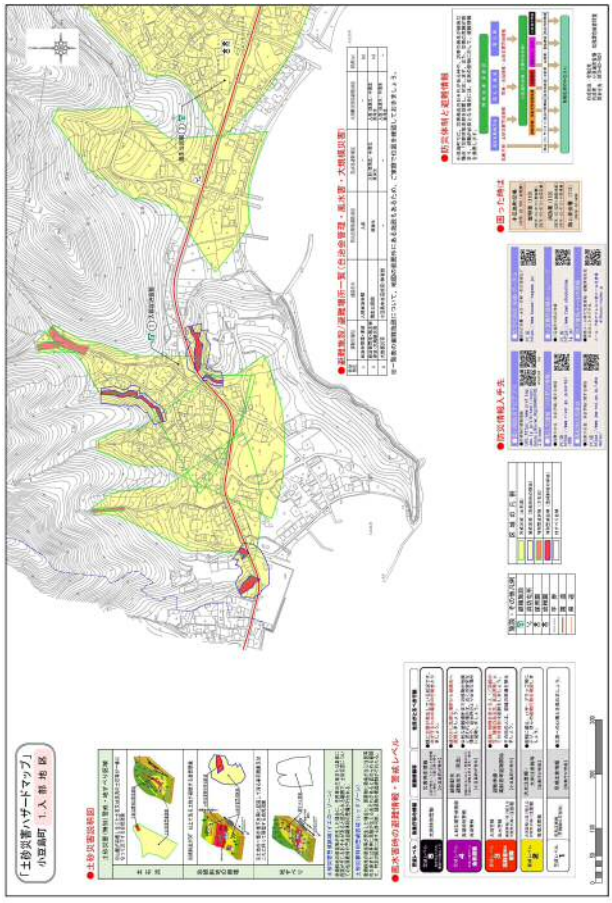

3.西中山地区

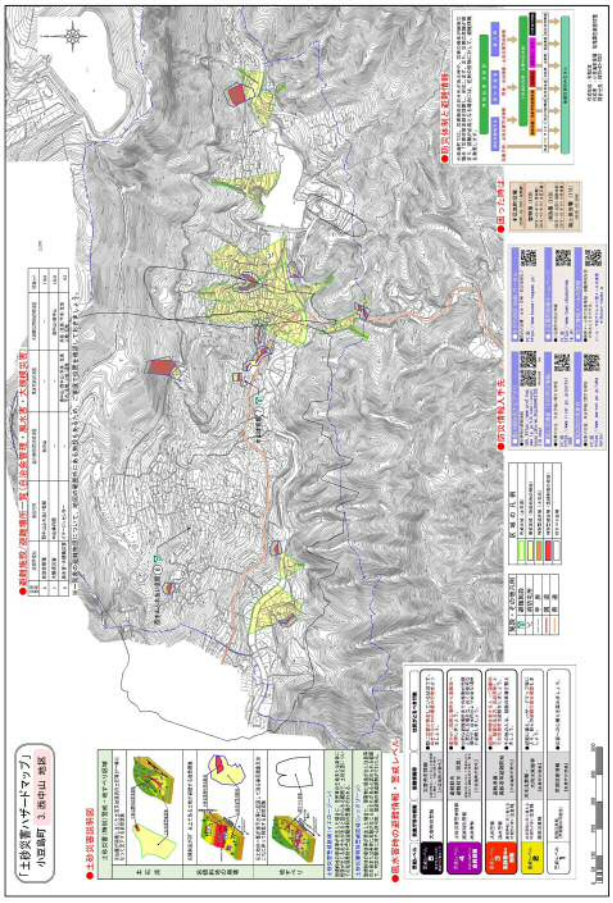

5.平木地区

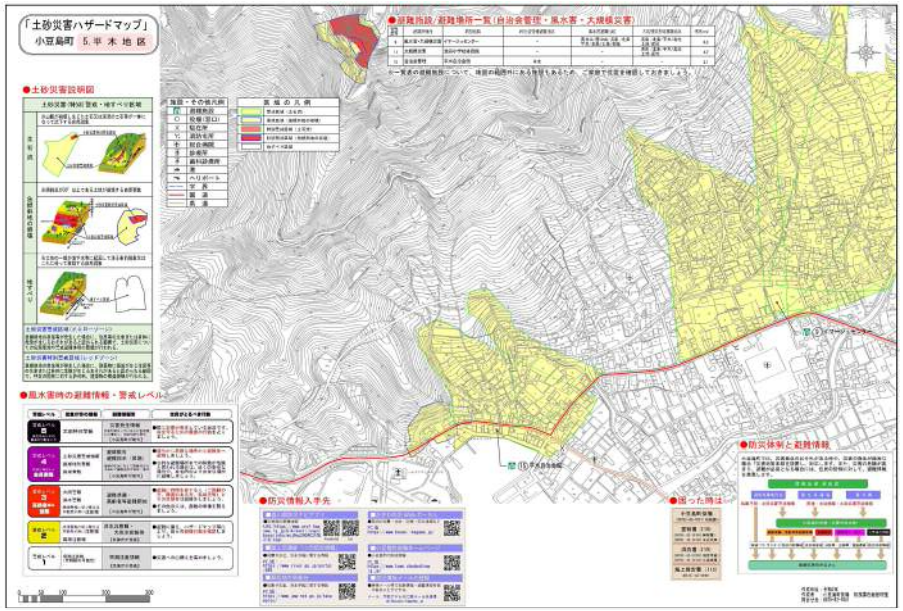

6.北地地区

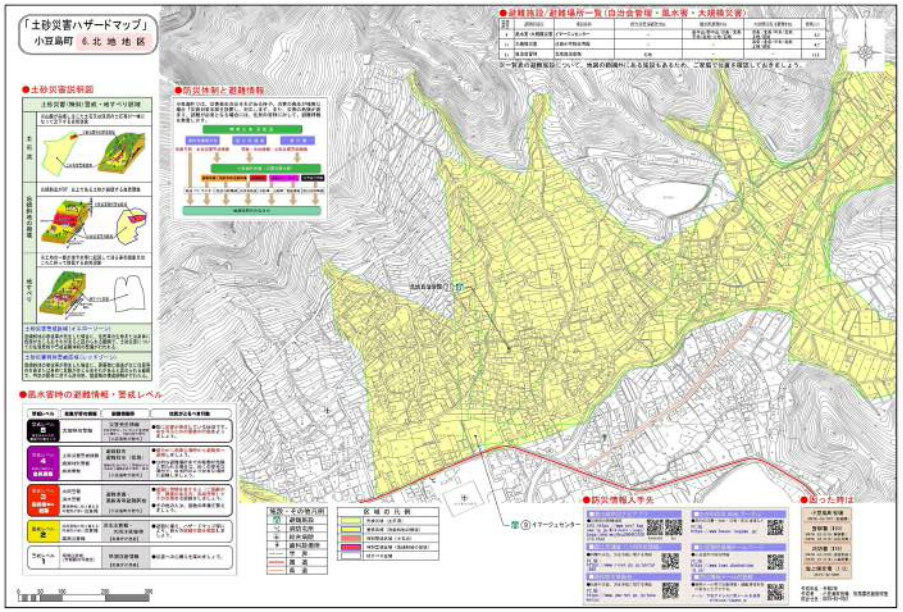

7.上地地区

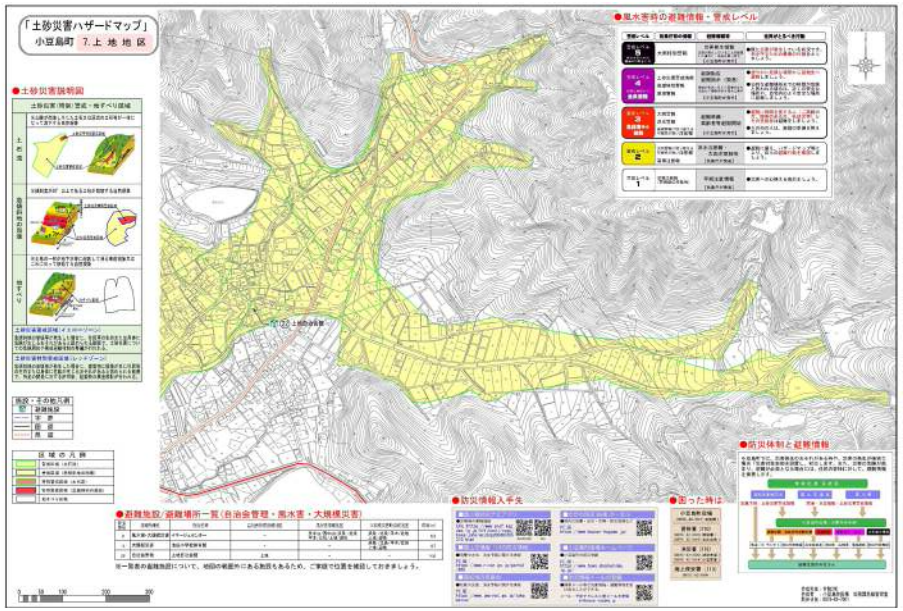

8.迎地・浜条・北条地区

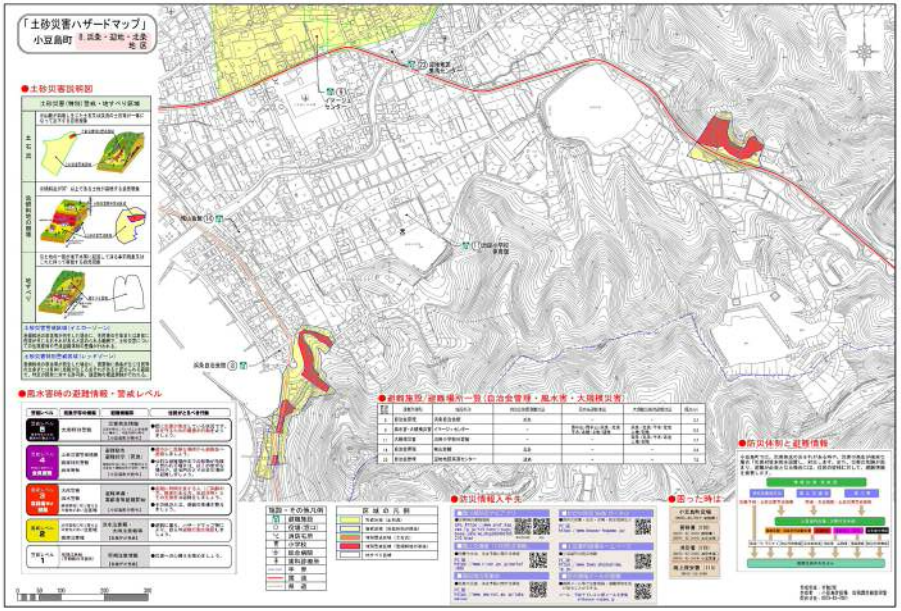

9.室生地区

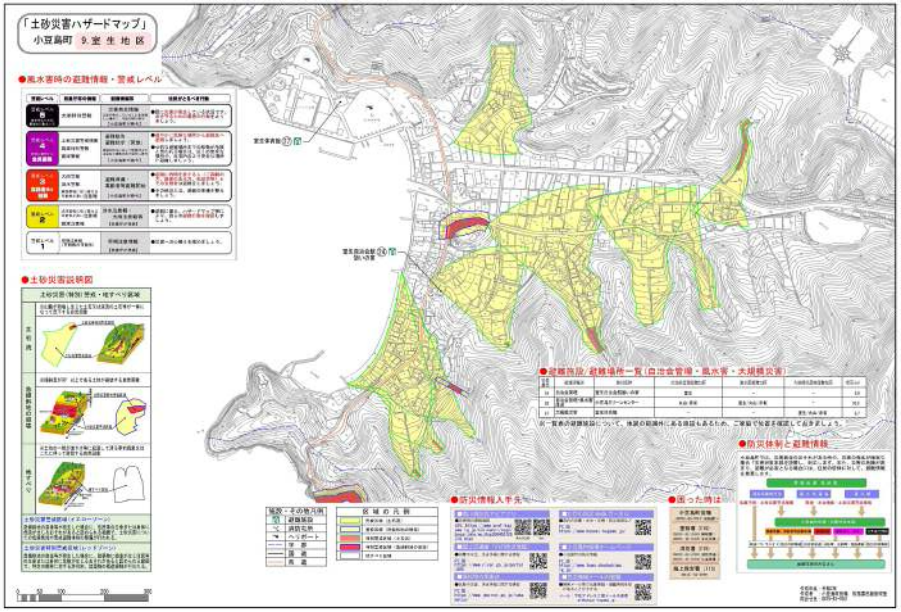

10.二面地区

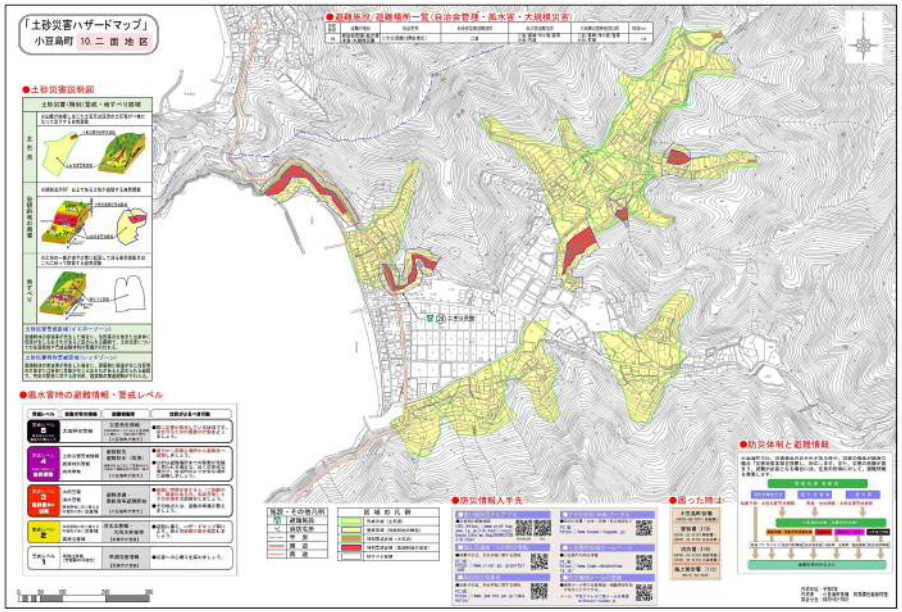

11.吉野地区

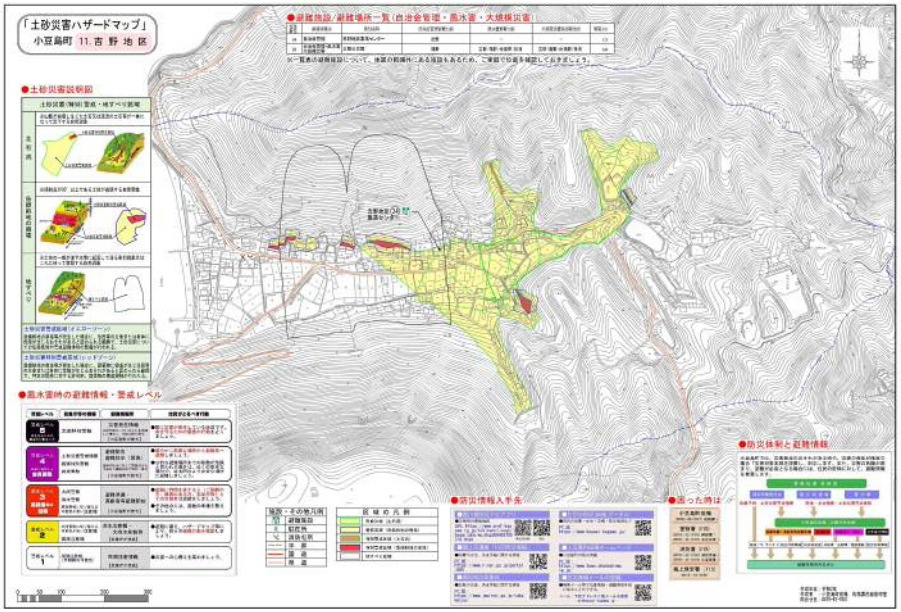

12.富士・神浦地区

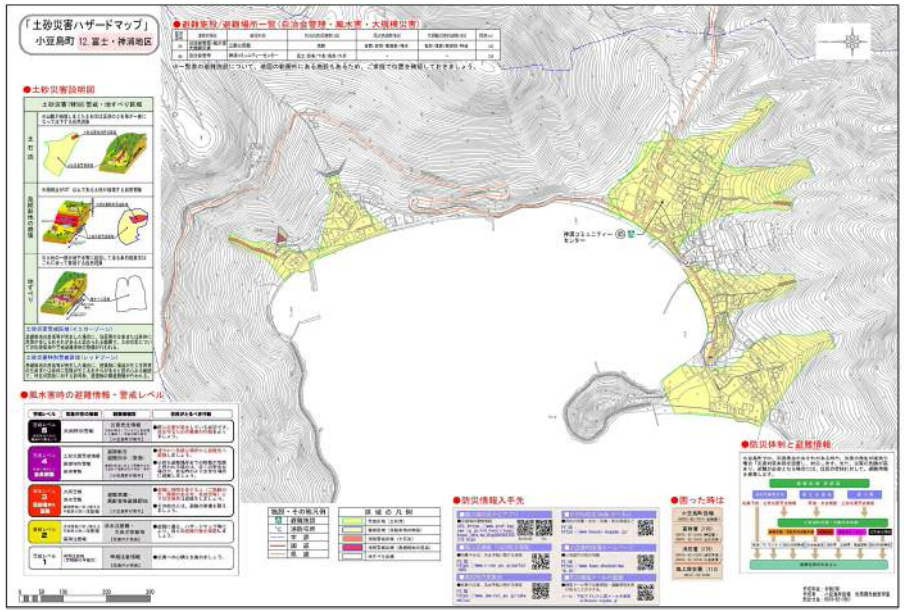

13.目見ヶ谷・谷尻・吉ヶ浦

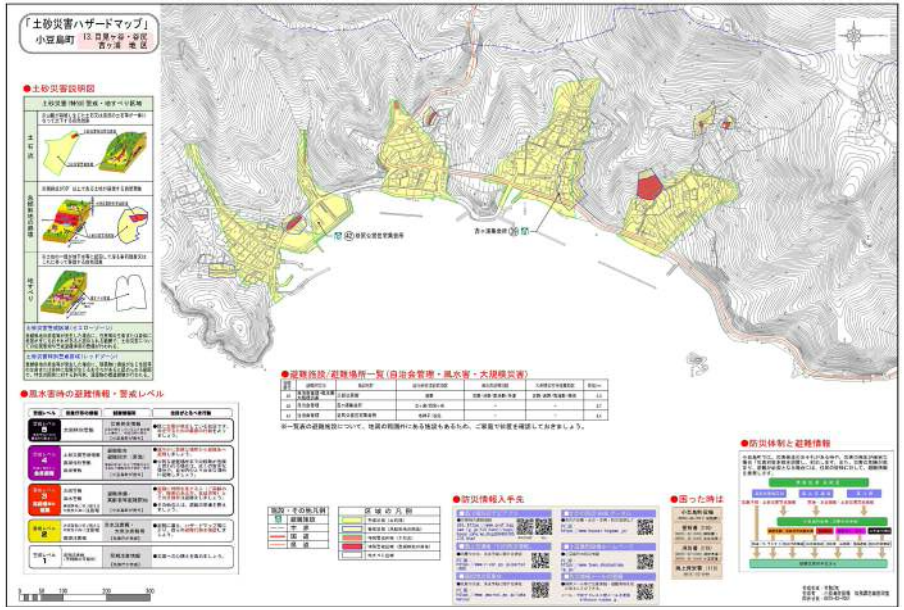

14 蒲野・蒲野地区

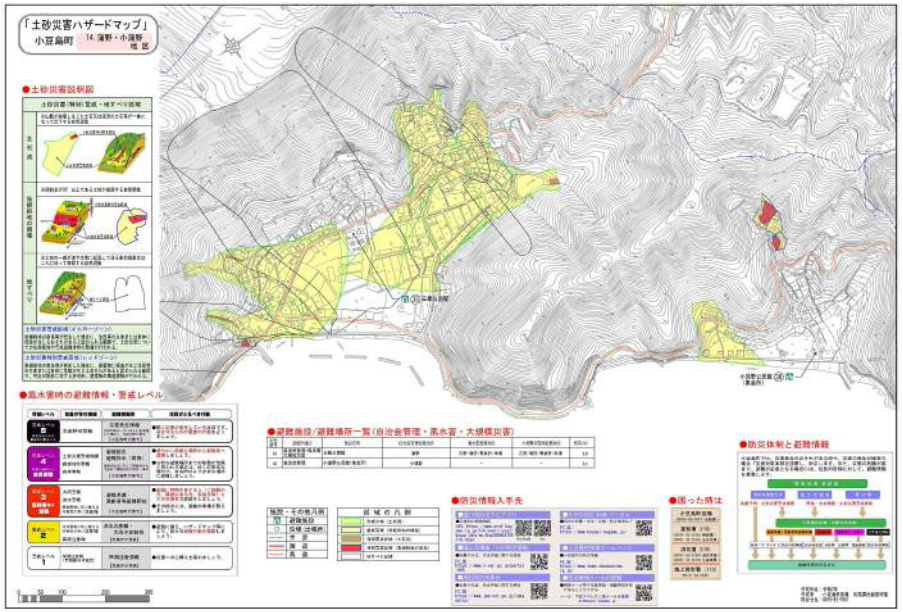

15.長崎・牛ヶ浦・石場

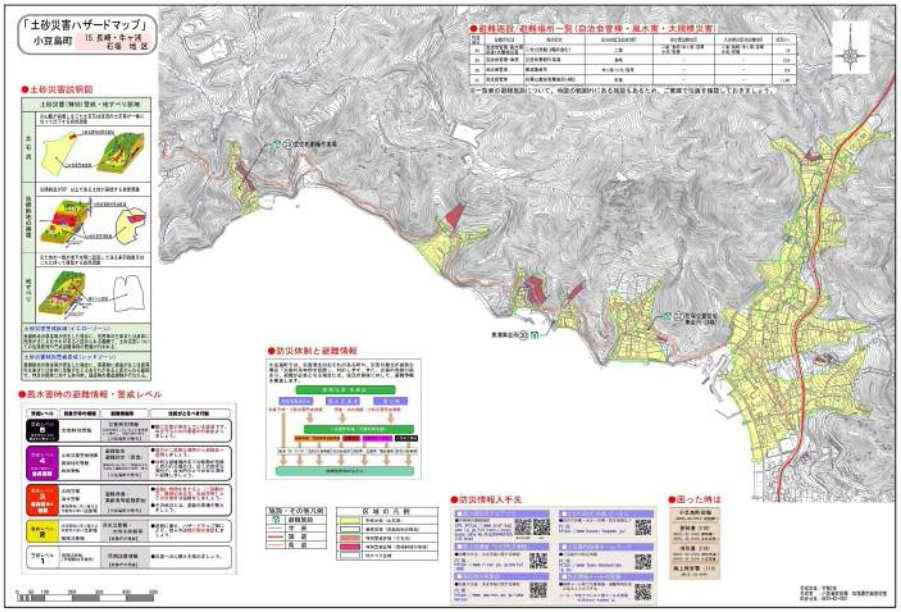

16.丸山・赤坂地区

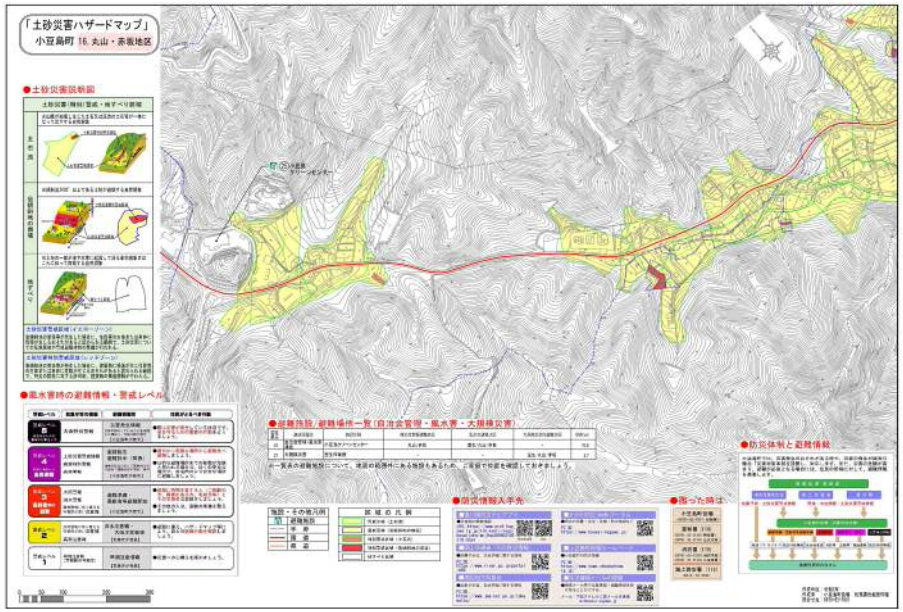

17.竹生・西条地区

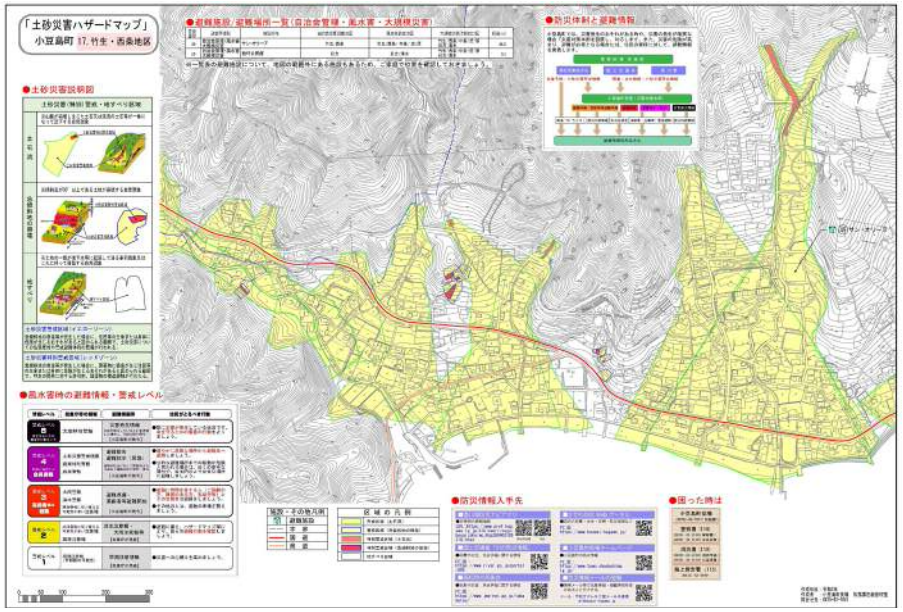

18.流・中条・原地区

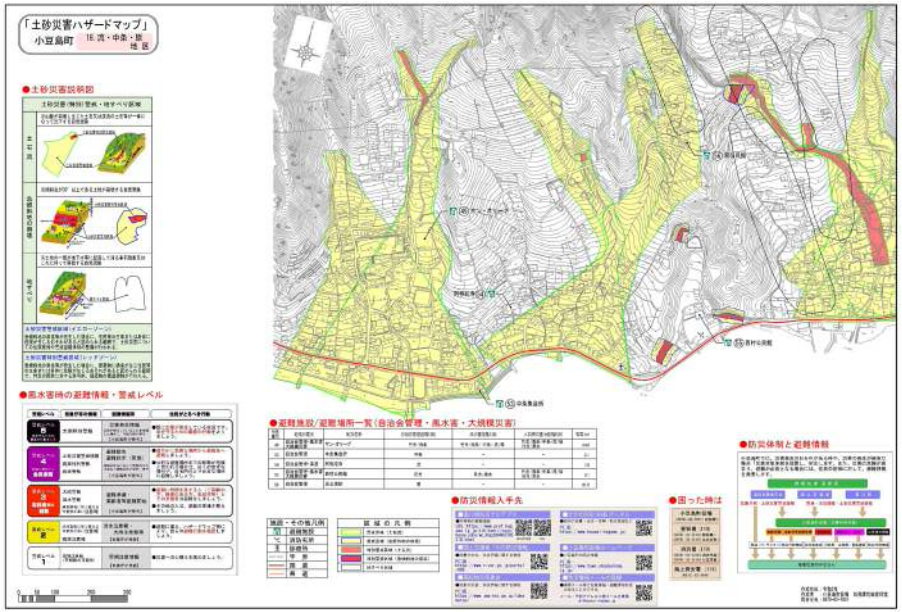

19.日方・清水地区

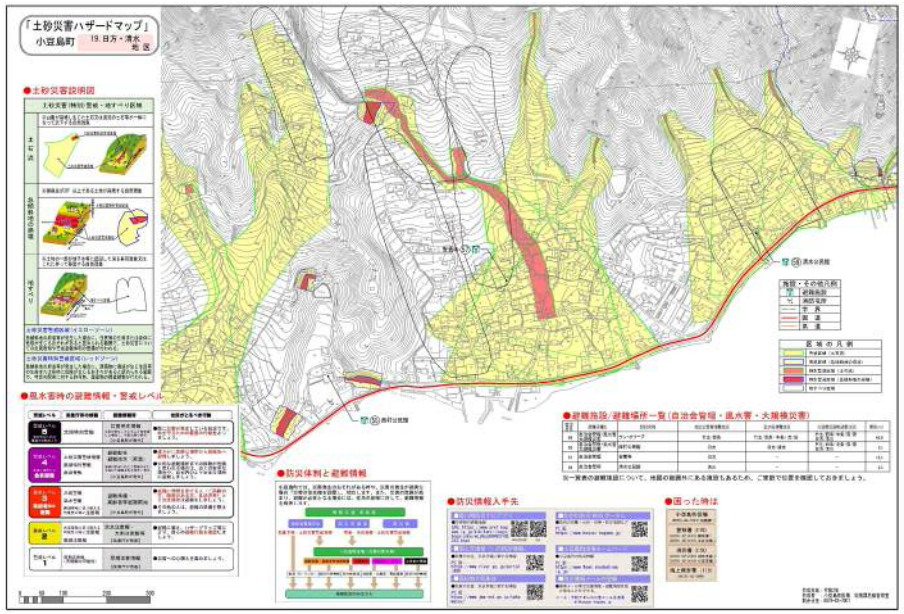

20.草壁地区

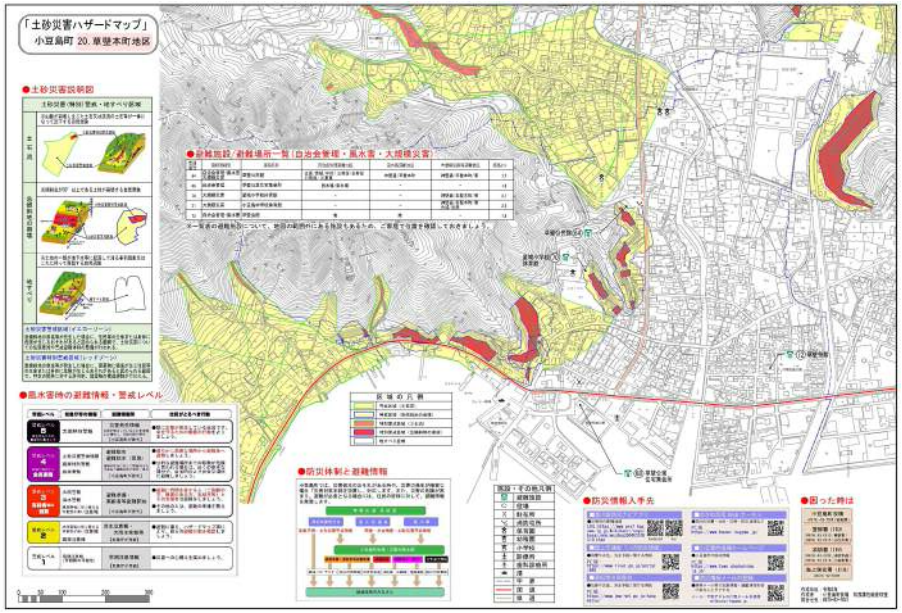

21.神懸通地区

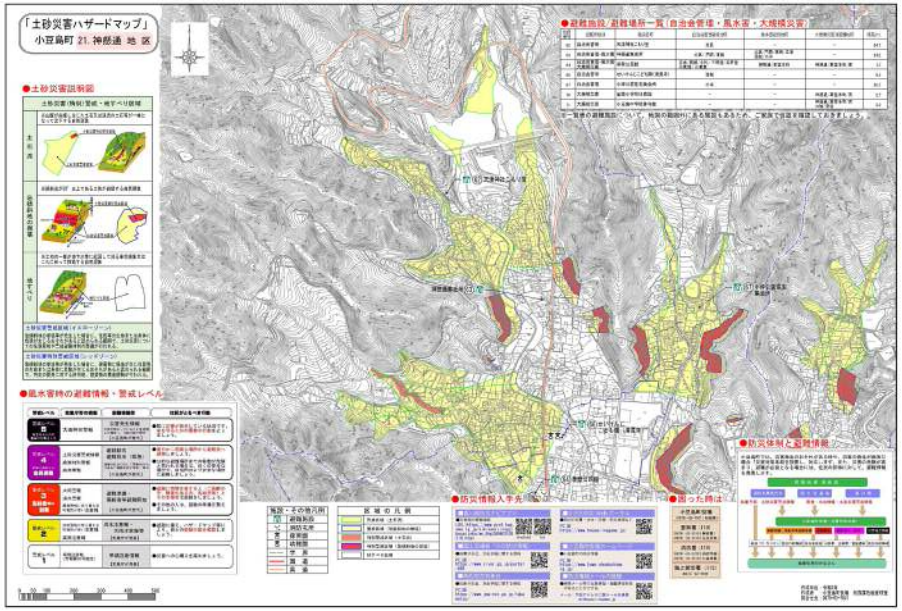

22 片城・木庄地区

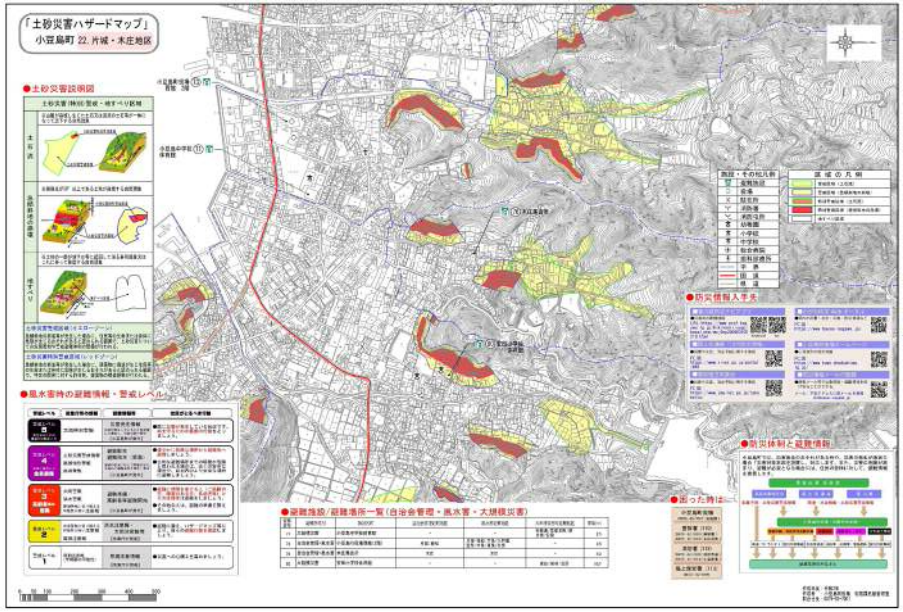

23 安田地区

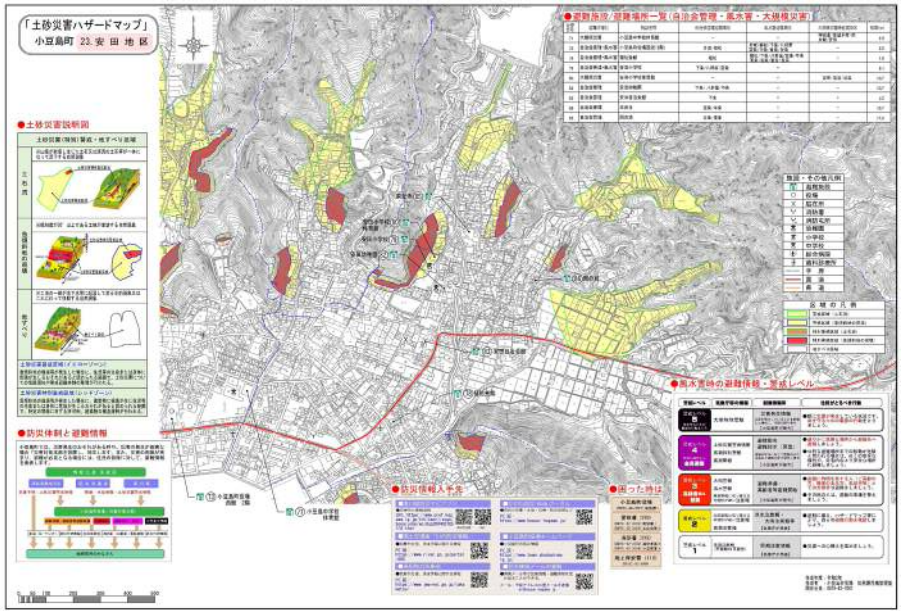

24.馬木地区

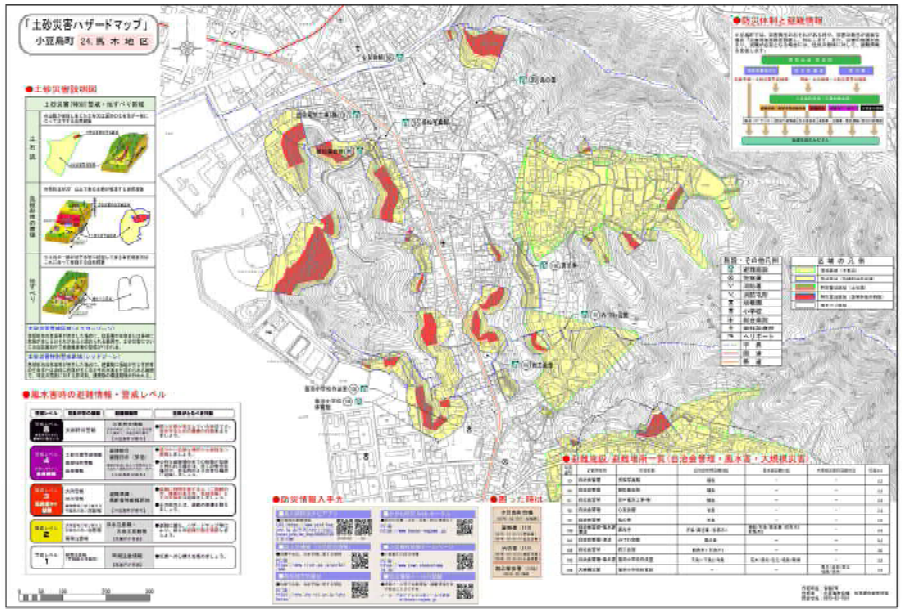

25.苗羽地区

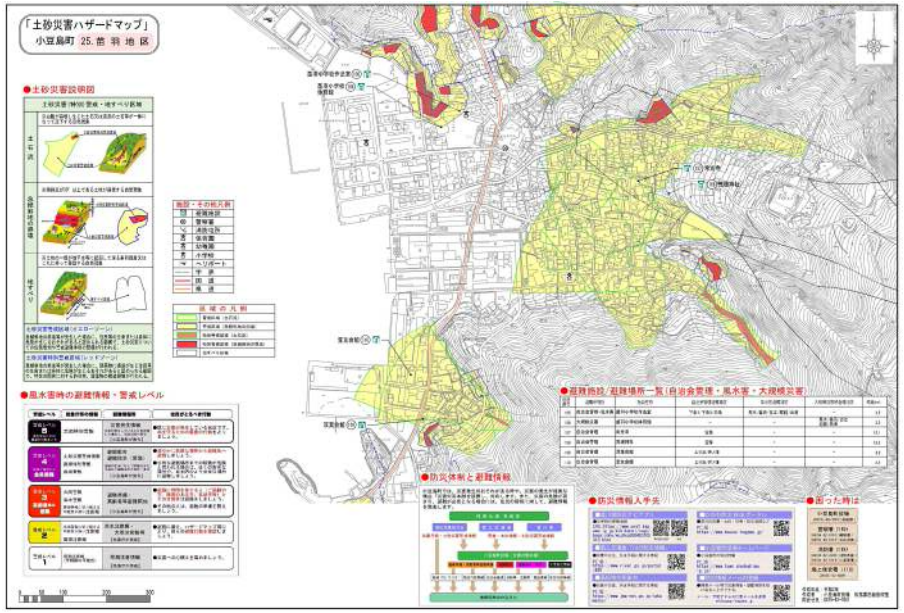

26.古江地区

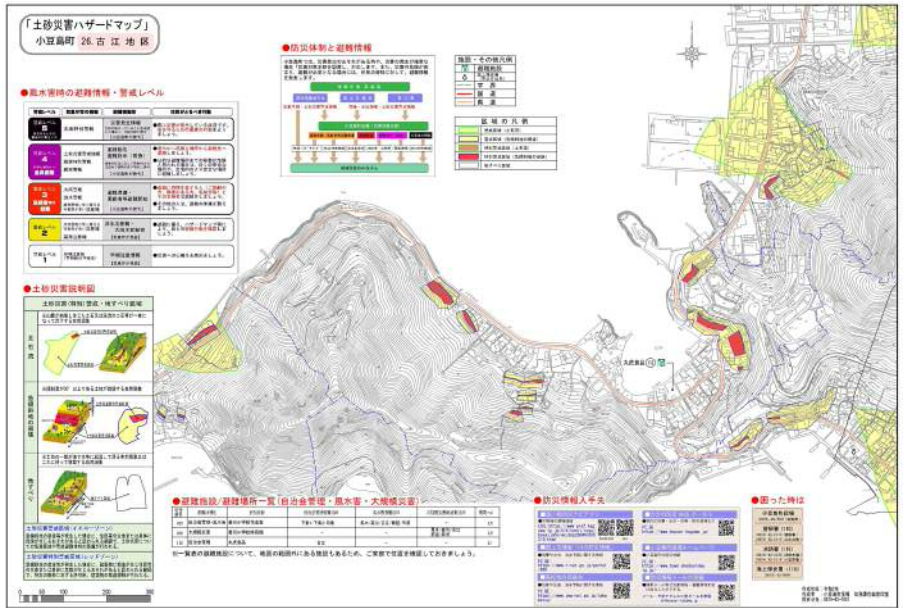

27.堀越地区

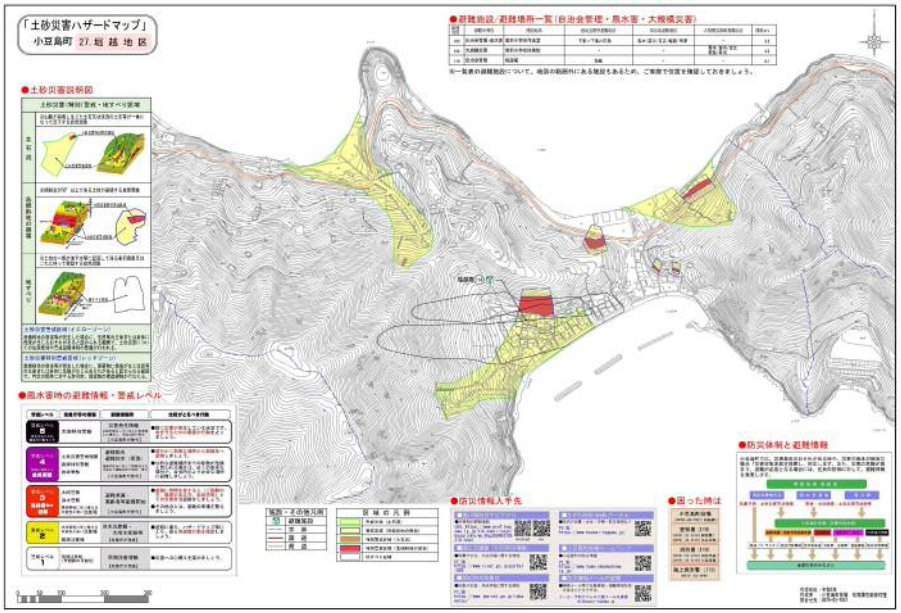

28.田浦地区

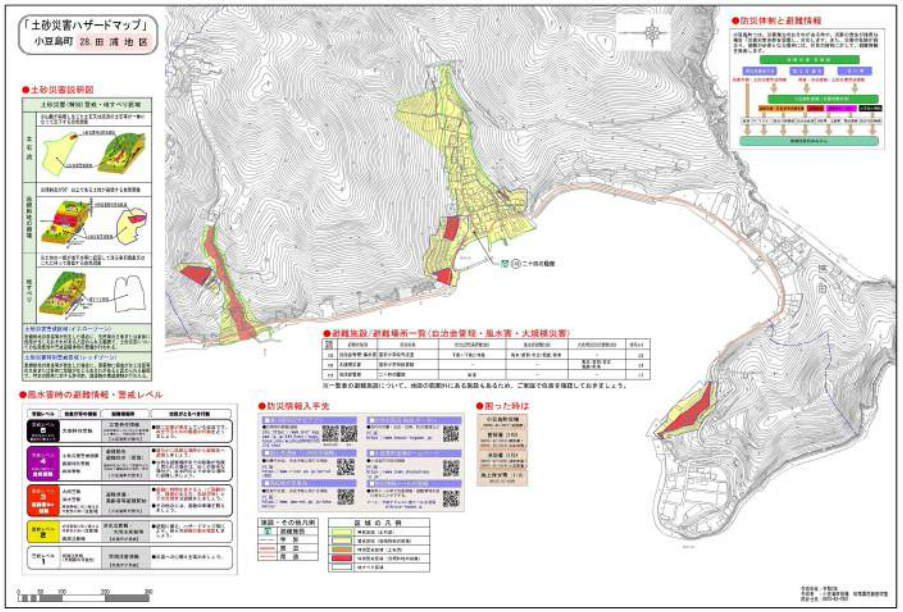

29.坂手地区

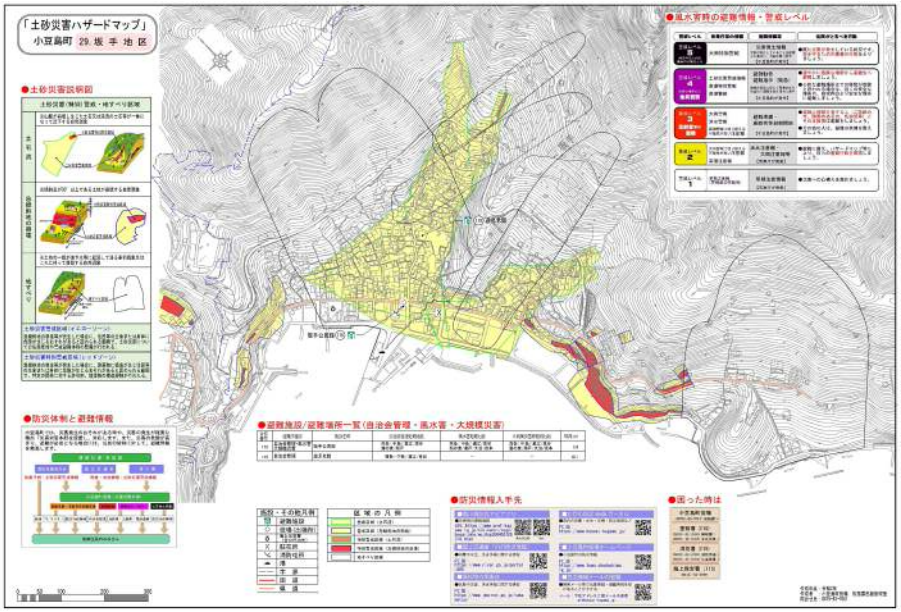

30.大泊・徳本

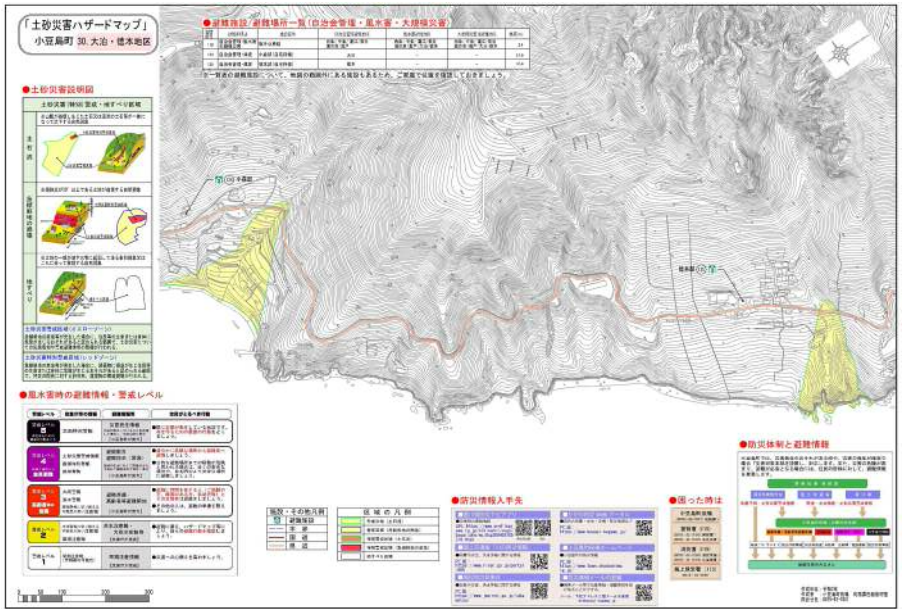

31.橘地区

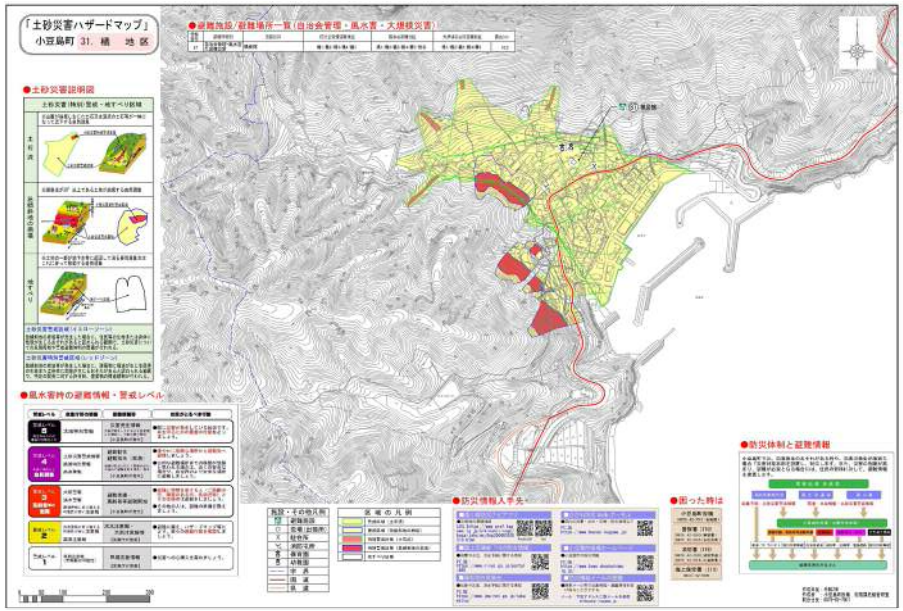

32.岩谷地区

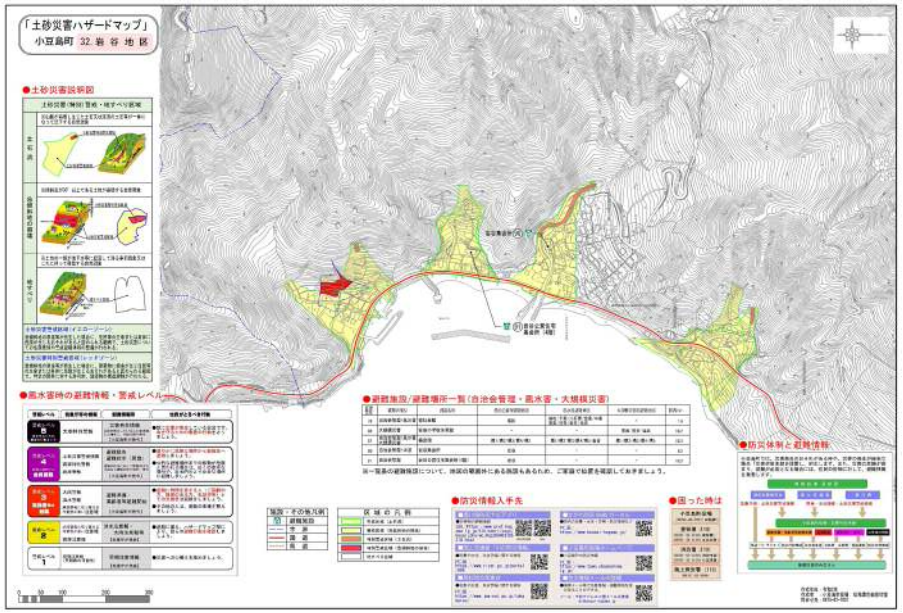

33.当浜地区

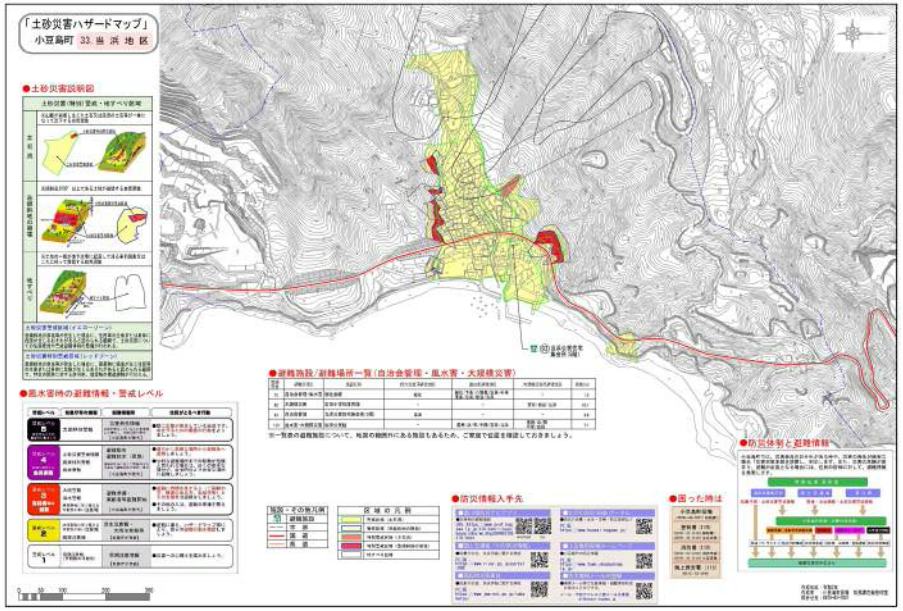

34.福田地区

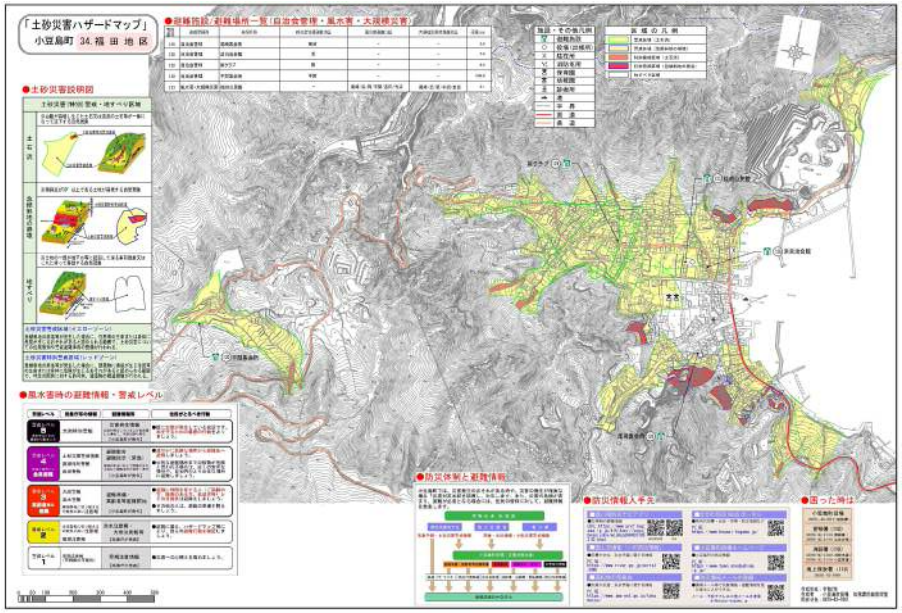

35.吉田地区

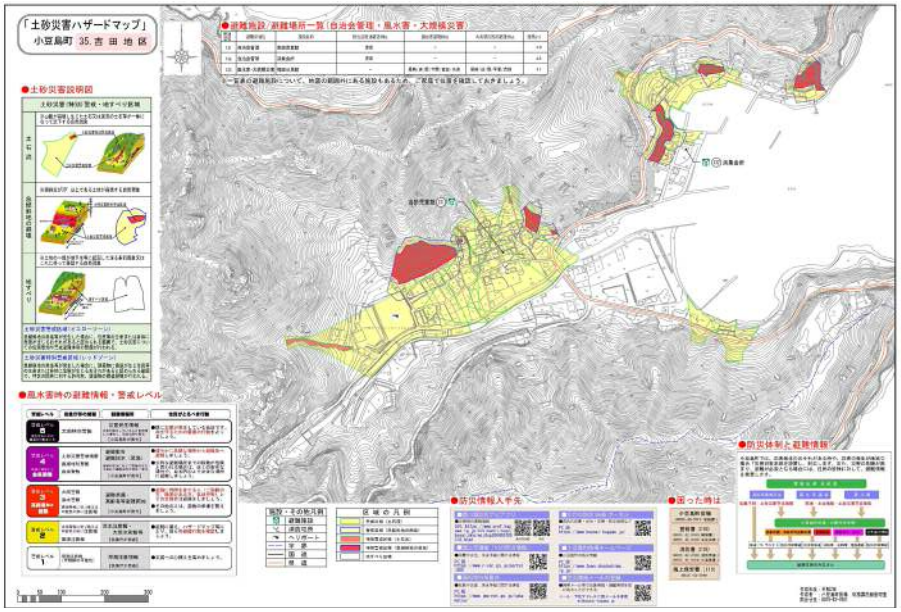

情報面（共通）

資料２４　自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請

発　第　　号
年　　月　　日

香川県知事　殿

香川県小豆島町長

自衛隊の災害派遣に関する要請

標記の件に関して、下記により速やかに自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の情況及び派遣要請を要求する事由

(1) 災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の情況を明らかにする）

(2) 災害派遣を要請する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 連絡場所及び連絡職員

(3) 活動内容（避難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

４　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

自衛隊の撤収要請依頼書

自衛隊撤収要請依頼

発　第　　号
年　　月　　日

香川県知事　殿

香川県小豆島町長

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日

2　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日

3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

資料２５　職員応援要請

１．他の市町への職員応援要請

職員応援要請書 市町長　殿 香川県小豆島町長 災害応急対策のため職員の派遣を要請します。	
ア　被害状況	
イ　応援を要する救助の種類	
ウ　応援を要する職種別人員	
エ　応援を要する期間	
オ　応援の場所	
カ　その他応援に関し、必要な事項	

地方自治法第 252 条 17 項

２．指定地方行政機関等への職員派遣要請

職員応援要請書 殿 香川県小豆島町長 災害対策基本法第 29 条にもとづいて職員の派遣を要請します。	
１　派遣を要請する理由	
２　応援を要する職員の職種別人員	
３　応援を要する期間	
４　派遣される職員の給与その他の勤務条件	
５　その他職員の派遣について必要な事項	

指定地方行政機関の長に要請する場合